



栃木県公報

令和6(2024)年
3月29日(金)
号外
第30号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、江原照雄包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県監査委員	森澤隆
同	鎌形俊之
同	阿部寿一
同	白石資隆

令和5(2023)年度

包括外部監査報告書

特別会計及び基金に係る事務の執行並びに事業の管理について

栃木県包括外部監査人

江原 照雄

目次

内容

I	監査の概要	1
第1章	監査の種類	1
第2章	選定した特定の事件（テーマ）	1
第3章	監査の対象期間	1
第4章	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第5章	監査の対象	1
第6章	実施した監査の方法	1
第1節	監査要点	1
第2節	監査手続	2
第7章	外部監査人及び補助者	2
第8章	監査の実施期間	2
第9章	監査の結果	2
第10章	利害関係	2
II	監査対象の概要	3
第1章	基金の概要	3
第1節	基金とは	3
第2章	特別会計の概要	7
第1節	特別会計とは	7
第3章	県の財政状況	10
第1節	令和5（2023）年度の予算の状況	10
第2節	県財政の推移	11
第3節	財政健全化の状況	12
III	監査の結果	13
第1章	基金	13
第1節	基金の運用	13
第2節	栃木県市町村振興資金貸付基金	14
第3節	栃木県財政調整基金	19
第4節	栃木県社会福祉施設整備基金	23
第5節	栃木県県債管理基金	26
第6節	栃木県県有施設整備基金	29
第7節	栃木県地域振興基金	32
第8節	栃木県土地開発基金（経営管理部管財課）	35
第9節	輝くとちぎの人づくり推進基金	39
第10節	栃木県美術作品等取得基金	43
第11節	栃木県文化振興基金	47
第12節	栃木県日光杉並木街道保護基金	51
第13節	栃木県交通安全基金	56

第 14 節	栃木県地域福祉基金	59
第 15 節	とちぎ安心医療基金	66
第 16 節	栃木県地域医療介護総合確保基金	69
第 17 節	栃木県地域医療再生基金	73
第 18 節	栃木県介護保険財政安定化基金	74
第 19 節	栃木県安心こども基金	77
第 20 節	栃木県国民健康保険広域化等支援基金	81
第 21 節	栃木県後期高齢者医療財政安定化基金	84
第 22 節	栃木県国民健康保険財政安定化基金	87
第 23 節	とちぎの元気な森づくり基金	90
第 24 節	栃木県森林環境整備促進基金	94
第 25 節	栃木県地域環境保全基金	97
第 26 節	栃木県自然景観保全基金	104
第 27 節	栃木県森林整備地域活動支援基金	107
第 28 節	栃木県森林整備担い手対策基金	110
第 29 節	栃木県マロニエ緑化基金	115
第 30 節	栃木県水源林整備基金	118
第 31 節	栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金	121
第 32 節	とちぎ未来人材応援基金	126
第 33 節	栃木県中山間地域農村環境保全基金	132
第 34 節	栃木県農業構造改革支援基金	135
第 35 節	栃木県土地開発基金（県土整備部用地課）	138
第 36 節	栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金	141
第 37 節	栃木県災害救助基金	144
第 38 節	栃木県用地造成事業基金	148
第 2 章	特別会計	151
第 1 節	栃木県公債管理特別会計	151
第 2 節	栃木県用地先行取得事業特別会計	154
第 3 節	地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計	155
第 4 節	栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計	157
第 5 節	栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	161
第 6 節	栃木県国民健康保険特別会計	166
第 7 節	栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計	168
第 8 節	栃木県営林事業特別会計	170
第 9 節	栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計	173
第 10 節	栃木県就農支援資金貸付事業特別会計	177
第 11 節	栃木県都市開発用地取得事業特別会計	179

(本報告書における記載内容の注意事項)

- 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

I 監査の概要

第1章 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件（テーマ）

特別会計及び基金に係る事務の執行並びに事業の管理について

第3章 監査の対象期間

原則として令和4(2022)年度(令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで)としたが、必要に応じて令和3(2021)年度以前及び令和5(2023)年度も対象とした。

第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

栃木県（以下、県という。）の中期財政収支見込みでは、高齢化に伴い医療福祉関係経費が高い水準で推移すること等により毎年財源不足が生じ、財政調整基金や県債管理基金からの充当が恒常化すると試算されている。

令和5(2023)年度における県の予算額は、一般会計は9,786億円、特別会計は9会計合計で2,181億円、企業会計は276億円である。

なお、県の基金は、令和3(2021)年度末で37基金存在し、残高(有価証券、現金、貸付金)は、1,745億円(うち公営企業分は、1基金で3億円)となっている。

特別会計や基金は、一般会計に比べ報道等で取り上げられる機会も少なく県民の関心が向きにくいだが、予算規模や残高等を考えると重要性は高く、その実態を県民に知らせることは意義があるものと考えられる。

したがって、特別会計及び基金に係る事務について、合規的かつ経済性・効率性・有効性を追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断し、令和5(2023)年度の特定の事件（テーマ）として選定した。

第5章 監査の対象

令和4(2022)年度に存在する特別会計及び基金（栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を除く。）

第6章 実施した監査の方法

第1節 監査要点

包括外部監査の根拠法規である地方自治法第252条の37第2項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、第2条第14項（住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）に則ってなされているかどうかを意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点としては、次の2つにまとめることができる。

- ・ 財務事務執行の合規性

- ・ 行政の管理視点（住民福祉の増進等上記第2条第14項及び第15項）に基づいて、行政の経営管理制度である予算統制制度及びPDCA循環サイクルが整備運用されているか否か

第2節 監査手続

- ・ 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- ・ その他包括外部監査人が準拠性監査を実施するため及び監査要点を検証する上で必要と認めた監査手続を実施した。

第7章 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	江	原	照	雄
補 助 者	公認会計士	鈴	木	公	泉
	公認会計士	針	谷	和	弘
	公認会計士	坂	田	智	幸
	公認会計士	最	首	克	也
	公認会計士	岸		大	路

第8章 監査の実施期間

令和5(2023)年6月22日から令和5(2023)年11月20日まで監査を実施し、令和6(2024)年3月18日に最終的な意見をまとめたものである。

第9章 監査の結果

この監査報告書では、地方自治法第252条の37第2項に基づき、監査の結果を以下のようにならに2つに区分している。また、監査の結果、特に問題となる事項がなかった場合は、その旨を記載している。

- 指摘事項
 - ・ 予算執行に関する合規性違反の事実
 - ・ 事業の「有効性」、「効率性」等の観点から予算統制が著しく不適切であることの実
- 意見
 - ・ 事業の「有効性」、「効率性」等に対する判断
 - ・ 指摘事項に対する改善提案
 - ・ 事業の管理に対する改善提案

第10章 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II 監査対象の概要

第1章 基金の概要

第1節 基金とは

1 法令における基金の定め

基金とは、普通地方公共団体が特定目的のために財産を維持管理する目的で設置されるものであり、地方自治法第241条では、以下のように規定されている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（基金）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金の分類

(1) 定額運用基金

一定額の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を運営するために設けられる基金。県では、以下の4基金が定額運用基金となっており、毎年度監査委員による審査が行われている。

栃木県市町村振興資金貸付基金

栃木県土地開発基金

栃木県美術作品等取得基金

栃木県自然景観保全基金

(2) 特定目的基金

財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金。上記の4基金以外が特定目的基金となっている。また、特定目的基金のうち、国の経済対策等によって設置・積み増しした基金が、以下の10基金となっている。

栃木県地域医療介護総合確保基金

栃木県地域医療再生基金

栃木県介護保険財政安定化基金

栃木県安心こども基金

栃木県国民健康保険広域化等支援基金

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金

栃木県国民健康保険財政安定化基金

栃木県森林整備地域活動支援基金

栃木県農業構造改革支援基金

栃木県災害救助基金

3 本県の基金の状況

令和5(2023)年3月末現在で、本県の基金は37基金ある。このうち、監査の対象としたのは、栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を除く36基金で、残高総額は約1,987億円となっており、各基金の運用状況は以下の一覧表のとおりである。

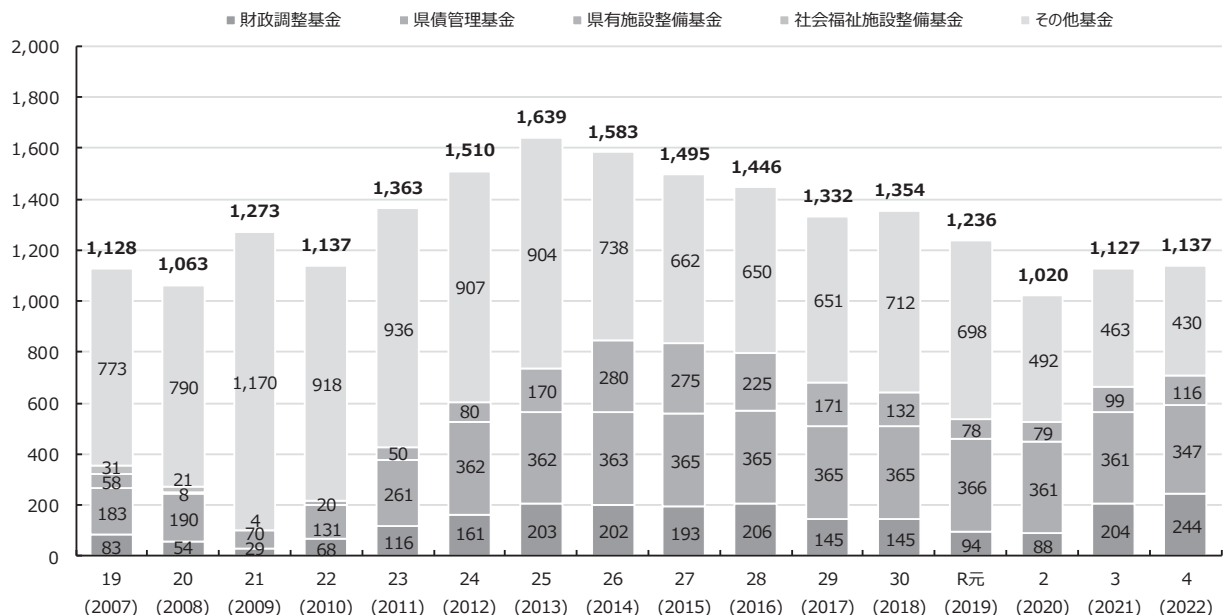
No	基金名	種別	令和3年度残高 (3月末現在)	令和4年度残高 (3月末現在)
1	栃木県市町村振興資金貸付基金	現金	6,733,718,952	6,856,319,179
		貸付金	9,327,926,384	9,205,326,157
2	栃木県財政調整基金	現金	11,624,748,148	20,386,212,457
3	栃木県社会福祉施設整備基金	現金	1	1
4	栃木県県債管理基金	現金	67,006,668,110	68,271,468,412
		有価証券	5,511,671,583	5,509,726,321
5	栃木県県有施設整備基金	現金	7,859,860,785	9,879,933,749
6	栃木県地域振興基金	現金	2,003,410,000	2,033,590,000
		貸付金	300,000,000	270,000,000
7	栃木県土地開発基金	有価証券	2,900,000,000	3,300,000,000
		現金	13,141,749,168	13,786,334,756
		土地	10,302.39 m ²	6,177.59 m ²
			5,319,935,971	4,275,350,383
8	輝くとちぎの人づくり推進基金	現金	261,933,213	226,035,194
9	栃木県美術作品等取得基金	現金	580,063,000	580,063,000
		美術作品 等	2 点	2 点
			299,730,000	299,730,000
10	栃木県文化振興基金	現金	54,617,581	54,412,996
11	栃木県日光杉並木街道保護基金	有価証券	2,410,000,000	4,260,000,000
		現金	3,294,237,426	1,485,001,369
12	栃木県交通安全基金	現金	19,886,112	5,867,091
13	栃木県地域福祉基金	有価証券	2,500,000,000	2,500,000,000
		現金	1,160,507,189	1,162,399,088
14	とちぎ安心医療基金	現金	115,718,296	105,829,451

No	基金名	種別	令和3年度残高 (3月末現在)	令和4年度残高 (3月末現在)
15	栃木県地域医療介護総合確保 基金	現金	9,393,557,456	10,318,992,534
16	栃木県地域医療再生基金			
17	栃木県介護保険財政安定化基金	現金	1,137,192,786	1,137,310,436
18	栃木県安心こども基金	現金	1,129,868,307	1,844,440,925
19	栃木県国民健康保険広域化等 支援基金	現金 貸付金	645,095,294 9,000,000	
20	栃木県後期高齢者医療財政安定 化基金	現金	3,186,890,779	3,187,220,485
21	栃木県国民健康保険財政安定化 基金	現金	3,926,067,781	15,448,924,960
22	とちぎの元気な森づくり基金	現金	1,151,397,198	1,414,209,012
23	栃木県森林環境整備促進基金	現金	118,159,627	128,406,200
24	栃木県地域環境保全基金	現金	650,232,698	636,986,004
25	栃木県自然景観保全基金	現金 土地	328,599,069 25,359.74 m ² 671,400,931	328,599,069 25,359.74 m ² 671,400,931
26	栃木県森林整備地域活動支援 基金	現金	1,562,306	932,337
27	栃木県森林整備担い手対策基金	有価証券 現金	370,000,000 482,739,307	370,000,000 448,253,417
28	栃木県マロニエ緑化基金	現金	561,569,084	557,237,226
29	栃木県水源林整備基金	現金	67,802,292	61,921,007
30	栃木県新型コロナウイルス感染 症対応地方創生臨時基金	現金	808,825,625	690,034,982
31	とちぎ未来人材応援基金	現金	252,039,064	252,209,086
32	栃木県中山間地域農村環境保全 基金	現金	517,828,254	504,507,931

No	基金名	種別	令和3年度残高 (3月末現在)	令和4年度残高 (3月末現在)
33	栃木県農業構造改革支援基金	現金	1,217,250,035	1,032,724,966
34	栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金	現金	4,534,002,546	3,730,655,616
35	栃木県災害救助基金	現金 備蓄物資	1,156,709,869 75,199,234	1,158,321,774 77,938,627
36	栃木県用地造成事業基金	現金	304,575,935	304,582,002
合計 (36基金)		土地	35,662.13 m ²	31,537.33 m ²
		美術作品	2 点	2 点
		備蓄物資	299,730,000	299,730,000
		有価証券	75,199,234	77,938,627
		現金	13,691,671,583	15,939,726,321
		貸付金	145,429,083,293	168,019,936,712
			9,636,926,384	9,475,326,157

なお、決算ベースの基金残高は、下記のグラフのとおり、平成25(2013)年の1,639億円をピークに漸減して推移している。

億円



※ 不動産及び動産等を除く。 ※ 満期一括償還に要する経費は、別途積立(県債管理基金)
 ※ 企業局所管の栃木県用地造成事業基金を除く。(その他の基金)

「栃木県の財政状況令和5(2023)年10月」

第2章 特別会計の概要

第1節 特別会計とは

1 法令等における特別会計の定め

特別会計は、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計であり、地方自治法第209条では、以下のように規定されている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（会計の区分）

第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

特別会計設置条例では、会計をまとめて一つの条例として制定とすることも、会計ごとに条例を制定することもいずれも可能であるが、県では、栃木県特別会計設置条例で特別会計をまとめて制定している。また、以下の特別会計は、法律によって会計の設置が規定されている。

- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条
- 国民健康保険特別会計 国民健康保険法第10条
- 林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計 林業・木材産業改善資金助成法第13条

2 特別会計の分類

(1) 特定の事業を行う特別会計

例) 地方財政法第6条の公営企業特別会計

(2) 特定の歳入をもって特定の歳出に充てる特別会計

例) 特定の資金の貸付事業を行う特別会計

3 本県の特別会計の状況

(1) 会計数 11会計【うち*貸付事業会計 4】（令和5（2023）年度現在）

- ① 栃木県公債管理特別会計
- ② 栃木県用地先行取得事業特別会計
- ③ 地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計
- ④ 栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計
- *⑤ 栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
- ⑥ 栃木県国民健康保険特別会計
- *⑦ 栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計
- ⑧ 栃木県県営林事業特別会計
- *⑨ 中小企業高度化等資金貸付事業特別会計
- *⑩ 就農支援資金貸付事業特別会計
- ⑪ 栃木県都市開発用地取得事業特別会計

(2) 各特別会計の歳入及び歳出等

各特別会計の令和4(2022)年度の予算及び歳入・歳出は、以下の一覧表のとおりである。

(単位：百万円)

No	特別会計名	予算現額	歳入					歳出 支出済額	
			収入済額	財源					
				国庫支出金	県債	一般会計繰入金	繰越金		その他の収入
1	栃木県公債管理	45,096	45,096		37,179	4,583		3,333	45,096
2	栃木県用地先行取得事業								
3	地方独立行政法人県立病院貸付金	3,416	3,027		1,280			1,746	3,027
4	栃木県心身障害者扶養共済事業	296	284	53		55		175	283
5	栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業	449	557				303	254	288
6	栃木県国民健康保険	190,710	190,871	49,615		11,086	16,558	113,612	187,871
7	栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業	74	234				230	4	3

No	特別会計名	予算現額	歳入						歳出 支出済額
			収入済額	財源					
				国庫支出金	県債	一般会計繰入金	繰越金	その他の収入	
8	栃木県 営林事業	383	535	20		220	200	94	336
9	栃木県 中小企業高度化等資金貸付事業	30	1,091				567	524	19
10	栃木県 就農支援資金貸付事業	61	237				186	51	59
11	栃木県 都市開発用地取得事業								
	合計 (11会計)	240,515	241,933	49,689	38,459	15,945	18,045	119,794	236,982

※栃木県用地先行取得事業特別会計は、平成元年度以降事業実績なし。

※栃木県都市開発用地取得事業特別会計は、平成13年度以降事業実績なし。

※百万円未満の端数は、四捨五入。

第3章 県の財政状況

第1節 令和5(2023)年度の予算の状況

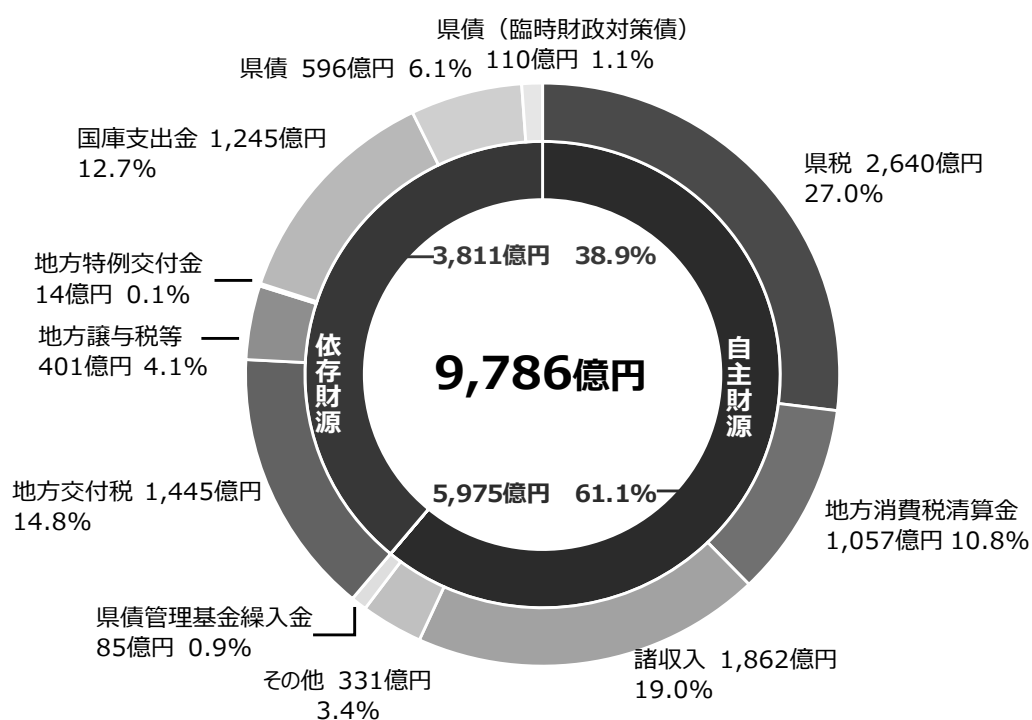
1 歳入予算の状況(一般会計)

歳入のうち、県税収入は約27%、地方交付税や国庫支出金などの国からの配分が約32%となっている。全体の約7%が、臨時財政対策債(*)を含めた県債によって賄われている。

また、財源のため、基金(県債管理基金)から85億円を繰り入れている。

※臨時財政対策債

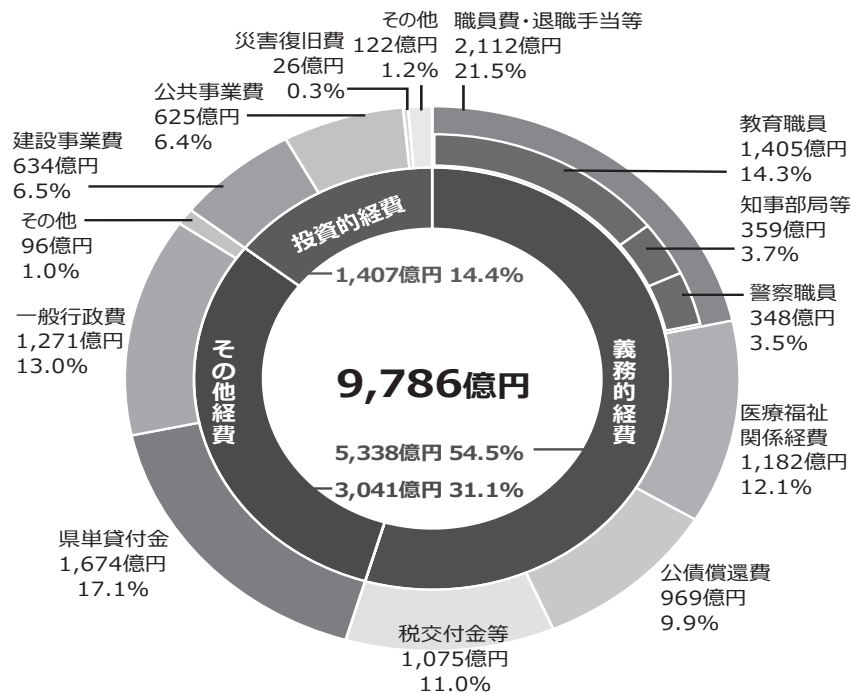
地方交付税の不足分を地方公共団体が一旦借り入れして賄うため発行される県債



「栃木県の財政状況令和5(2023)年10月」

2 歳出予算の状況(一般会計)

高齢化の進行等に伴い医療福祉関係経費が約12%を占めており、今後も負担が続くことが見込まれている。公債償還費も歳出の約10%(969億円)を占め大きな負担となっている。

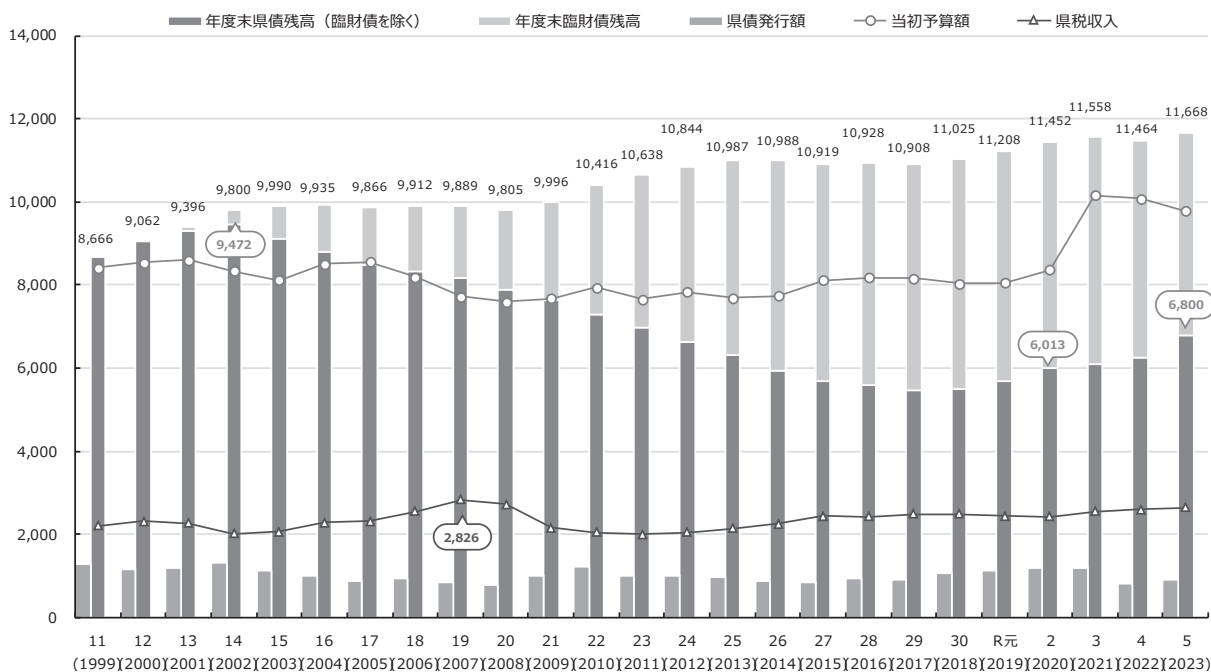


「栃木県の財政状況令和5(2023)年10月」

第2節 県財政の推移

県債残高(臨時財政対策債を除く)は、平成14(2002)年度に9,472億円に達して以降減少していたが、災害復旧事業や総合スポーツゾーン等の整備事業の実施により平成30(2018)年度以降増加に転じ、令和5(2023)年度末は、6,800億円の県債残高が見込まれている。

億円



「栃木県の財政状況令和5(2023)年10月」

第3節 財政健全化の状況

県は、財政の健全化の度合いを示す5つの指標すべてで財政健全化法で定める基準を大きく下回っている。

指標名	対象範囲	本県	全国平均
① 実質赤字比率	一般会計等 ^{※1}	(赤字なし)	-
② 連結実質赤字比率	一般会計等 公営事業会計	(赤字なし)	-
③ 実質公債費比率	一般会計等 公営企業会計	9.5% 〈全国16位〉	10.1%
④ 将来負担比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 地方公社 第三セクター等	103.7% 〈全国6位〉	154.2%
⑤ 資金不足比率	公営企業会計	(資金不足なし)	-

「栃木県の財政状況令和5(2023)年10月」

③ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値(借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標)

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率(将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標)

Ⅲ 監査の結果

第1章 基金

第1節 基金の運用

1 基金の運用の状況

会計管理課で一括運用を行っている基金の残高は、令和5(2023)年3月末現在で約1,722億円あるが、そのうち約1,611億円が預金(譲渡性預金を含む)で運用されている。債券等の有価証券で運用されている資金は約111億円と一括運用全体の約6.4%にとどまっている。

2 監査の結果

(1) 一括運用のあり方について(指摘事項)

① 結論

一括運用にかかる現状は、不合理であって機会損失が大きいことから、運用の見直しを行う必要がある。

② 内容

平成26(2014)年度の包括外部監査の指摘を受けて、会計管理課において資金の一括運用を開始したということになっているが、各基金所管課に希望を聞いてそのとおりにそれぞれの資金を運用するという受動的な方針を取っているため、従前の個別運用と何ら変わっていない実態があり、預金が大口になったことによる利率の優遇程度しかメリットが得られていない現状がある。

すなわち、基金の取崩の時期や必要性の多様性による分散効果(全体としてみれば、複数の基金が一斉に取り崩しが必要になる可能性は極めて低くなるという性質)を生かして、個別運用の場合と比べてより多くの資金について金利上有利となる長期の運用に振り向けるのが本来の一括運用の姿であるが、その趣旨を理解しない運用の結果、ほとんどの資金が譲渡性預金として保持され、資金運用上の機会損失が極めて大きい現状にあり(個別運用を選んだ基金の方が積極的に有利な資金運用を行なっているような矛盾した状況ともなっている。)、今後の金利上昇局面ではさらにその損失は大きくなる可能性が高い。

なお一括運用については、担当部門において資金運用にかかる知識・技能を獲得し、各基金所管課に対して主導的な役割を担わなければ実現し得ないものであることには留意されたい。

以上のとおり、現状の不合理な一括運用について見直しを行う必要がある。

第2節 栃木県市町村振興資金貸付基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	総合政策部 市町村課
根 拠 法 令 等	栃木県市町村振興資金貸付基金条例
造 成 年 月 日	昭和 40(1965)年 3 月 29 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	50,000 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	市町村(市町村の組合を含む。)がその振興を図るため行う公共施設の整備等に要する資金を貸し付ける。
基 金 種 別	定額運用基金
積 立 財 源	一般会計からの繰入金
事 業 概 要	市町村(市町村の組合を含む。)がその振興を図るため行う公共施設の整備等に要する資金を貸し付ける。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、(農 林債) など			
貸 付 金	8,234,348,361	9,327,926,384	9,205,326,157
そ の 他	一括運用(預金) 7,827,296,975	一括運用(預金) 6,733,718,952	一括運用(預金) 6,856,319,179
合 計	16,061,645,336	16,061,645,336	16,061,645,336

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		16,061,645,336	16,061,645,336	16,061,645,336
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他	2,719,423,668	2,873,821,977	1,790,000,227	
積立額計	2,719,423,668	2,873,821,977	1,790,000,227	
取崩額 (減)	事業費			
	その他	2,719,423,668	2,873,821,977	1,790,000,227
	取崩額計	2,719,423,668	2,873,821,977	1,790,000,227
期末残高		16,061,645,336	16,061,645,336	16,061,645,336

(注) 当年度事業に係る積立額・取崩額を記載。出納整理期間を含む。

現金のほか、土地、物品、有価証券又は貸付金の増減を含む。(以下、他の基金も同じ。)

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	貸付事業	市町村(市町村の組合を含む。)がその振興を図るため行う公共施設の整備等に要する資金の貸付

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	貸付事業	1,801,700,000	1,983,700,000	833,700,000
合計		1,801,700,000	1,983,700,000	833,700,000

(注) 事業費は、基金及び基金以外の財源を合わせた費用実績である。(以下、他の基金も同じ。)

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

① 基金について

当基金は市町(市町の組合を含む。)がその振興を図るため行う公共施設の整備等に要する資金を貸し付けることを目的として設置された。栃木県市町村振興資金貸付基金条例第3条において貸付対象は、(1)道路橋りょう整備事業、(2)文教施設整備事業、(3)環境衛生施設整備事業、(4)厚生福祉施設整備事業、(5)その他知事が適当と認める事業としている。このように当基金の貸付対象はハード面に対するものである。なお、(5)その他知事が適当と認める事業には、災害復旧事業や国民体育大会関連施設整備事業等が該当し、近年では令和元(2019)年台風第19号被害関連事業が災害復旧事業として貸付実績がある。

また、栃木県市町村振興資金貸付基金条例第5条において貸付条件を定めており、内容は以下のとおりである。

ア 利率	知事が定める利率
イ 償還期限	15年以内(うち据置1年以内)
ウ 償還方法	年賦による元利均等償還
エ 延滞金	延滞元利金につき年10.22パーセント

令和4(2022)年度の利率は以下のとおりである。

- ・基準金利…貸付日の財政融資資金の-0.1%(下限0.1%)
- ・優遇金利…貸付日の財政融資資金の-0.3%(下限0.1%)
- ・国体金利…貸付日の財政融資資金の-0.3%(下限0.0%)
- ・特認金利…知事が定める利率

年間の貸付枠は原則15億円であるが、平成29年度に国体枠を設けて20億円に拡大。令和2(2020)年度及び3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う市町の財政負担の増加に対する支援策として25億円まで拡大。令和4(2022)年度は国体枠の貸付終了等により原則である15億円に戻している。毎年夏頃予備調査を実施し、市町から貸付希望の有無、内容、金額等を把握し年間の貸付枠を超えないよう留意している。

なお、近年の特認金利の対象には令和元(2019)年度台風第19号被害関連事業が該当し、無利子で貸付が実施されている。

② 新型コロナウイルス感染症関係について

上述のとおり、貸付対象事業はハード事業であり、ソフト事業がメインである新型コロナウイルス感染症対策事業については、当基金からの貸付では直接的な支援は講じえない。しかしながら、例えば、ハード事業の一般財源の部分を基金からの借入とし、その分をコロナ対策に回すなどして弾力的な運用ができるよう令和2(2020)年度に貸付枠を拡大して市町の財政支援を実施した。

③ 運用について

基金残高から、市町等への貸付金を除いた全額を一括運用しているが、全額譲渡性預金で運用しており、中長期となる債券での運用は実施していない。当基金は年度末の資金ショート回避、災害等への対応が可能な緊急融資の役割を担うなどセーフティネットとして重要な役割を果たしているため、中長期となる債券での運用はせず、全額譲渡性預金で運用を行っている。

④ 貸付先別の残高の推移（過去3年間）は以下のとおりである。

（単位：千円）

貸付先	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宇都宮市	497,400	1,444,600	1,409,071
足利市	917,690	920,887	980,380
栃木市	1,587,543	2,090,712	2,491,410
佐野市	—	—	—
鹿沼市	196,033	211,055	189,269
日光市	1,273,425	1,139,095	993,178
小山市	389,772	389,478	366,719
真岡市	11,491	6,150	2,312
大田原市	839,316	768,849	672,839
矢板市	302,787	278,113	246,398
那須塩原市	682,549	633,739	581,818
さくら市	416,973	379,255	341,500
那須烏山市	132,781	115,352	97,838
下野市	—	—	—
市計	7,247,765	8,377,289	8,372,739
上三川町	35,114	32,592	30,071
益子町	120,377	109,980	99,571
茂木町	5,633	2,327	—
市貝町	—	—	—
芳賀町	—	—	—
壬生町	—	—	—
野木町	336,992	312,865	288,381
塩谷町	—	—	—
高根沢町	—	—	—
那須町	271,902	222,681	181,821
那珂川町	9,738	8,673	7,604
町計	779,759	689,121	607,450
市町計	8,027,525	9,066,411	8,980,190

貸 付 先	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
那須地区広域行政 事務組合	—	64,900	64,900
塩谷広域行政組合	52,980	35,530	17,871
小山広域保健衛生 組合	153,842	161,084	142,364
組 計	206,822	261,515	225,135
合 計	8,234,348	9,327,926	9,205,326

第3節 栃木県財政調整基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	経営管理部 財政課
根 拠 法 令 等	地方財政法、栃木県財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
造 成 年 月 日	昭和 39(1964)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	463,911 千円
基 金 財 源	昭和 38(1963)年の地方自治法改正に伴い、栃木県財政調整積立金が基金に移行。
造 成 目 的	年度間の財政調整を行い財政の健全性を確保するために設置。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 決算剰余金 ② 基金運用益
事 業 概 要	—
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、(農 林債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用（預金） 7,790,387,224	一括運用（預金） 11,624,748,148	一括運用（預金） 20,386,212,457
合 計	7,790,387,224	11,624,748,148	20,386,212,457

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		9,354,070,224	8,835,460,148	20,386,211,710
積立額 (増)	新規・追加積立	8,949,399,530	16,600,681,811	5,616,565,000
	うち県費	8,949,399,530	16,600,681,811	5,616,565,000
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	2,673,394	460,751	742,831
	その他			
積立額計		8,952,072,924	16,601,142,562	5,617,307,831
取崩額 (減)	事業費等			
	その他	9,470,683,000	5,050,391,000	1,563,252,000
	取崩額計	9,470,683,000	5,050,391,000	1,563,252,000
期末残高		8,835,460,148	20,386,211,710	24,440,267,541

(4) 基金の活用状況（令和2～4年度）

財源不足額に充当。

2 監査の結果

(1) 基金残高の適正水準について（意見）

① 結論

過去の突発的な事象等による取崩実績や災害等へ対応するための必要見積額、標準財政規模の一定割合などを勘案して適正な財政調整基金の残高を設定することが望ましい。

② 内容

県では、決算剰余金の2分の1以上の積み立てが必要であることを踏まえて積立を行っており、財政調整基金の残高については、積立及び取崩の結果としての残高となっている。

平成29(2017)年11月に総務省が公表した「基金の積立状況等に関する調査結果」によれば、平成28(2016)年度末の全国の都道府県、市町村及び一部事務組合等が保有する積立基金について、積立状況等について調査を行っており、この中で、財政調整基金の積立ての考え方や具体的な積立水準についての調査結果が示されている。

財政調整基金の積立ての考え方では、都道府県では「過去の取崩実績(災害等)

から必要と考えられる額」、「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」、「標準財政規模等の一定割合」が多い。栃木県は、当該調査について、積立ての主な理由については「景気の動向による法人関係税等の変動」、「災害」を、積立の考え方については「その他」を選択している。

「標準財政規模の一定割合」として回答した都道府県のうち、その具体的な水準としては、「5%以下」が7割超、「5%超10%以下」3割弱であった。栃木県の令和3(2021)年度と令和4(2022)年度の財政調整基金及び財政調整的基金の標準財政規模に対する割合は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	財政調整基金	財政調整的基金
令和3年度末残高	20,386	99,464
令和3年度標準財政規模	466,781	466,781
標準財政規模に対する割合	4.37%	21.31%
令和4年度末残高	24,440	105,089
令和4年度標準財政規模	451,844	451,844
標準財政規模に対する割合	5.41%	23.26%

県では、財政調整基金と県有施設整備基金及び県債管理基金のうちの一部を年度間の財源調整の役割を担う「財政調整的基金」(以下、「調整基金」という。)として位置づけ、その残高を財源対策の指標としている。

「調整基金」の直近5年間の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政調整基金	14,498	9,354	8,835	20,386	24,440
県有施設整備基金	13,167	7,770	7,860	9,880	11,619
県債管理基金	36,541	36,561	36,082	36,095	34,676
合計	64,206	53,685	52,777	66,361	70,735

(2) 資金の運用について (意見)

① 結論

平成26(2014)年度の包括外部監査の指摘を受けて、平成28(2016)年度から会計管理課により一括運用を行っているが、依然として預金で運用されている。一括運用によって長期的な運用も可能となっており、より有利な資金運用を検討すべきである。

ア 平成 26(2014)年度の包括外部監査の指摘事項

現状では、基金残高 203 億円は、すべて 1 年物の譲渡性預金で運用されている。その資金の一部を 5 年物程度の長期運用に充てることは可能と考えられるので、より有利な資金の運用を検討すべきである。

イ 措置状況

平成 28(2016)年度より会計管理課による一括運用（預金）を行っている。

第4節 栃木県社会福祉施設整備基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	経営管理部 財政課
根 拠 法 令 等	栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例
造 成 年 月 日	昭和 39(1964)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	14,724 千円 (昭和 40(1965)年 3 月末)
基 金 財 源	当せん金付証券に係る収益金
造 成 目 的	社会福祉施設整備事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金 (資金積立)
積 立 財 源	① 当せん金付証券に係る収益金 ② 基金運用益
事 業 概 要	—
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高 (3 月末現在)

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券 (国債)、(農 林 債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用 (預金) 1	一括運用 (預金) 1	一括運用 (預金) 1
合 計	1	1	1

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		1	1	1
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
	その他			
積立額計				
取崩額 (減)	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
期末残高		1	1	1

(4) 基金の活用状況（令和2～4年度）

該当なし

2 監査の結果

(1) 基金のあり方の検討について（指摘事項）

① 結論

今後基金をどのように活用していくのか、または廃止するのかといった検討を再度すべきである。また、その際の検討に関する資料は、基金の存続期間中は保存しておくべきである。

② 内容

平成26(2014)年度包括外部監査により指摘を受け、当該基金の廃止を含めて、基金のあり方を検討した際に、「社会福祉施設の整備の必要性は依然として高く、財政状況等次第では本基金に積み立てることが可能となることも考えられることから、今後のニーズに対応できるよう、施設整備の財源に充てるツールとして当面存続させることとした。」としている。

しかしながら令和4(2022)年度末においても、残高は1円となっており、状況は何ら変わらず、何も活用されないまま基金が存続し続けている。また上記のあり方を検討した際の議事録等といった資料が保存されていない。

基金を一度閉鎖してしまうと再度設置する際に手間がかかることや、存続させ

ることによるコストはほとんどないことを考えると、このまま存続させたほうが良いとの結論になることは理解できるが、基金は「普通地方公共団体が特定の目的のために財産を維持管理する目的で設置されるもの」となっているため存続する明確な理由が必要であると考えます。

現状活用の実態がないのならば、今後基金をどのように活用していくのか、または廃止するのかといった検討を再度すべきである。またその際の検討に関する資料を基金の存続期間中は保存しておくべきと考えます。

第5節 栃木県債管理基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	経営管理部 財政課
根 拠 法 令 等	栃木県債管理基金条例
造 成 年 月 日	昭和 56(1981)年 3 月 31 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	4,000,000 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財政の運営に資する。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 一般財源 ② 基金運用益
事 業 概 要	—
予 算 計 上 会 計	一般会計、公債管理特別会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、(農 林債) など	5,513,616,845	5,511,671,583	5,509,726,321
貸 付 金			
そ の 他	一括運用（預金） 52,964,193,717	一括運用（預金） 67,006,668,110	一括運用（預金） 68,271,468,412
合 計	58,477,810,562	72,518,339,693	73,781,194,733

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		54,011,090,562	52,332,029,693	69,197,823,275
積立額 (増)	新規・追加積立	4,466,720,000	20,186,310,000	4,583,380,000
	うち県費	4,466,720,000	20,186,310,000	4,583,380,000
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	22,864,393	14,828,844	15,683,720
	その他			
積立額計		4,489,584,393	20,201,138,844	4,599,063,720
取崩額 (減)	事業費等			
	その他	6,168,645,262	3,335,345,262	4,767,353,804
	取崩額計	6,168,645,262	3,335,345,262	4,767,353,804
期末残高		52,332,029,693	69,197,823,275	69,029,533,191

(4) 基金の活用状況（令和2～4年度）

県債の償還財源に充当。

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

栃木県県債管理基金条例では、県債管理基金の積み立てについては「毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算及び公債管理特別会計歳入歳出予算で定めるものとする。」、処分については、「第6条の(1)から(5)に該当する場合に限り、処分することができる。」と規定されている。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において県債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 当該年度の県債の償還額が他の年度の県債の償還額を著しく超える場合において県債の償還の財源に充てるとき。

- (3) 財源対策債等特定の県債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。
- (5) 償還期限の満了の日において元金全部を償還することとして発行した県債の償還の財源に充てるとき。

県では、総務省「地方債の総合的な管理について(通知)」(改正令和3年3月26日)の満期一括償還地方債に係る積立ルールを踏まえて、毎年度発行額の三十分の一以上を基金に積み立てており、年間の積立及び取崩の金額並びに時期については、基金管理計画書を作成して管理を行っている。

また、基金の運用については、会計管理課により一括運用を行っており、55億円程度を地方債で運用している。

第6節 栃木県県有施設整備基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	経営管理部 財政課
根 拠 法 令 等	栃木県県有施設整備基金条例
造 成 年 月 日	昭和 62(1987)年 3 月 31 日
造 成 期 間	制限なし
基 金 造 成 額	1,000,000 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	県有施設の整備に要する経費の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 一般財源 ② 基金運用益
事 業 概 要	—
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券（国債）、（農 林債）など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用（預金） 7,770,044,467	一括運用（預金） 7,859,860,785	一括運用（預金） 9,879,933,749
合 計	7,770,044,467	7,859,860,785	9,879,933,749

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		7,770,044,467	7,859,860,785	9,879,933,808
積立額 (増)	新規・追加積立	4,087,594,339	6,019,478,196	5,738,944,453
	うち県費	4,087,594,339	6,019,478,196	5,738,944,453
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	2,221,979	594,827	359,810
	その他			
積立額計		4,089,816,318	6,020,073,023	5,739,304,263
取崩額 (減)	事業費等	4,000,000,000	4,000,000,000	4,000,000,059
	その他			
	取崩額計	4,000,000,000	4,000,000,000	4,000,000,059
期末残高		7,859,860,785	9,879,933,808	11,619,238,012

(4) 基金の活用状況（令和2～4年度）

多事業で活用のため、記載を省略。

2 監査の結果

(1) 平成26(2014)年度の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

「県有施設整備基金の主な資金の使途は、新規の大規模建設事業であるので、施設の建設時期に合わせた長期の運用が可能である。」と指摘されている。

現状当該基金では毎年4,000百万円の取崩が行われており、一定の使途があることから上記指摘事項には当たらなくなったと思慮する。

(2) その他の事業内容

① 基金の活用状況

令和4(2022)年度事業名及び基金充当額

(単位：百万円)

番号	部 局 名	事 業 名	基金充当額
1	経営管理部	本庁舎設備等改修事業費	60
2	経営管理部	那須庁舎整備費	880
3	経営管理部	県庁舎等長寿命化推進事業費	200
4	経営管理部	警察本部庁舎改修費	300
5	保健福祉部	子ども総合科学館大規模改修費	70
6	教育委員会	県立学校施設長寿命化推進事業費	110
7	教育委員会	足利高校整備事業費	310
8	教育委員会	宇都宮中央高校整備事業費	80
9	教育委員会	総合運動公園東エリア管理運営事業費	1,000
10	警察本部	交通安全施設整備費	950
11	警察本部	交番・駐在所整備費	40
合 計			4,000

② 基金への積立

当該基金の目的は県有施設の整備に要する経費の財源に充てることであり、財源調整としての面もある。毎期一定額を取り崩しており、基金残高は約100億円となっている。今後県有施設の老朽化が進み、整備維持費が増大していくものと考えられることから、今後、当該基金への積立資金の確保が問題になってくると推測される。

③ 県有施設の整備計画について

県全体としての施設整備に関する長期計画のようなものは策定しておらず、また県有施設整備基金に関する長期的な充当計画といったものも特に定められていない。

大規模な施設整備については、整備方針等について全庁的な合意形成を図った上で、個別に所管部局において整備計画を策定している。

また、既存施設の長寿命化対策については、施設の種類ごとに中期的な計画を策定しているものもあるが、各年度の具体的な事業実施箇所は、基本的に、その時点の劣化度合い等を踏まえて所管部局が都度判断している。

財政課では、所管部局から予算要求のあった上記の施設整備事業等について査定を行った上で、予算全体の収支状況や基金残高状況などを勘案しながら、県有施設整備基金の充当事業や充当額を決定している。

第7節 栃木県地域振興基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	経営管理部 財政課
根 拠 法 令 等	栃木県地域振興基金条例
造 成 年 月 日	平成2(1990)年3月28日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	2,300,000 千円
基 金 財 源	地方交付税交付金
造 成 目 的	地域の振興に資する事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 基金運用益 ② 地域の元気臨時交付金 ③ 寄附金
事 業 概 要	—
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券（国債）農 林債）など			
貸 付 金	330,000,000	300,000,000	270,000,000
そ の 他	一括運用（預金） 1,973,390,000	一括運用（預金） 2,003,410,000	一括運用（預金） 2,033,590,000
合 計	2,303,390,000	2,303,410,000	2,303,590,000

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		2,303,390,000	2,303,410,000	2,303,590,000
積立額 (増)	新規・追加積立	20,000	180,000	180,000
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	20,000	180,000	180,000
	運用利息			
	その他	30,000,000	330,000,000	30,000,000
積立額計		30,020,000	330,180,000	30,180,000
取崩額 (減)	事業費等			1,031,000
	その他	30,000,000	330,000,000	30,000,000
	取崩額計	30,000,000	330,000,000	31,031,000
期末残高		2,303,410,000	2,303,590,000	2,302,739,000

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	栃木県プロスポーツチーム 応援事業 (地域振興課)	ふるさと”とちぎ”応援寄附金及び一般寄附金を活用し、プロスポーツチームが取り組む地域貢献活動及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に対して支援する。
2	伝統工芸品産業振興事業 (工業振興課)	伝統工芸士による伝統工芸品の体験・実演・展示・販売イベントの実施

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	栃木県プロスポーツチーム応援事業			220,000
2	伝統工芸品産業振興事業			811,000
	合計			1,031,000

③ 貸付金の詳細

貸付先		企業局
用途		本町合同ビル建設資金
借入日		令和4年3月30日
利率	満期一括	0.05%
	元金均等	0.02%
金額	満期一括	150,000千円
	元金均等	150,000千円

※償還期限は5年であり、利率は5年ごとに見直しがされている。

2 監査の結果

(1) 基金の活用について（指摘事項）

① 結論

基金の活用方法を検討すべきである。

② 内容

当該基金は地域の振興に資する事業の財源に充てるために設置されているが、令和2(2020)年度以降はあまり活用されていない。新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止になった影響があるとのことだが、実際に事業が行われたとしても、基金残高約23億円からすると事業のために取り崩される金額は少ない。

一方で、当該基金は地域の振興に資する事業の財源に充てる目的であることから、今後幅広い事業に活用できる可能性もある。

したがって当該基金において23億円の残高があることから、明確な活用方針を策定し、今後さらに幅広い事業に活用していくか、それとも長期運用による有利な運用をしていくか、検討をすべきである。

第8節 栃木県土地開発基金（経営管理部管財課）

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	経営管理部 管財課、県土整備部 用地課
根 拠 法 令 等	栃木県土地開発基金条例
造 成 年 月 日	昭和 45(1970)年 6 月 29 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	1,100,000 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置。
基 金 種 別	定額運用基金
積 立 財 源	一般会計からの繰入金
事 業 概 要	公共用地の先行取得
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高(3月末残高)

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
譲 渡 性 預 金			
債券（国債）、 （農林債）など	(2,500,000,000) 2,500,000,000	(2,900,000,000) 2,900,000,000	(3,300,000,000) 3,300,000,000
そ の 他	(13,861,685,139) 18,861,685,139	(13,461,685,139) 18,461,685,139	(13,061,685,139) 18,061,685,139
一括運用 預金：円	(8,243,061,994) 12,848,413,799	(9,417,295,956) 13,141,749,168	(9,017,295,956) 13,786,334,756
土地 面積：㎡	(31,691.21) 33,347.10	(4,704.89) 10,302.39	(4,704.89) 6,177.59
筆数：筆	(30) 52	(9) 61	(9) 25
金額：円	(5,618,623,145) 6,013,271,340	(4,044,389,183) 5,319,935,971	(4,044,389,183) 4,275,350,383
合 計	(16,361,685,139) 21,361,685,139	(16,361,685,139) 21,361,685,139	(16,361,685,139) 21,361,685,139

※上段（ ）書きは、管財課分の内数、残額が用地課分。

なお、用地課分の残高は、上表の各年度とも 50 億円である。

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		(21,361,685,139) 26,361,685,139	(16,361,685,139) 21,361,685,139	(16,361,685,139) 21,361,685,139
積立額 (増)	新規・追加積立	(0) 923,841,865	(1,635,883,962) 2,099,519,619	(0) 2,447,874,894
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	再取得は個別の事業費から積み立てているため、積立額の内訳については不明。		
	運用利息			
	土地	(0) 912,459,673	(61,650,000) 1,406,184,250	(0) 1,403,289,306
	その他 (債券)		(400,000,000) 400,000,000	(400,000,000) 400,000,000
	積立額計	(0) 1,836,301,538	(2,097,533,962) 3,905,703,869	(400,000,000) 4,251,164,200
	取崩額 (減)	事業費	(0) 912,459,673	(61,650,000) 1,406,184,250
土地		(0) 923,841,865	(1,635,883,962) 2,099,519,619	(0) 2,447,874,894
その他		(5,000,000,000) 5,000,000,000	債券 (400,000,000) 400,000,000	債券 (400,000,000) 400,000,000
取崩額計		(5,000,000,000) 6,836,301,538	(2,097,533,962) 3,905,703,869	(400,000,000) 4,251,164,200
期末残高		(16,361,685,139) 21,361,685,139	(16,361,685,139) 21,361,685,139	(16,361,685,139) 21,361,685,139

※上段()書きは、管財課分の内数、残額が用地課分

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	公共用地の先行取得	公共用地の先行取得

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	公共用地先行取得	(0) 912,459,673	(61,650,000) 1,406,184,250	(0) 1,403,289,306

※上段()書きは、管財課分の内数、残額が用地課分

2 監査の結果

(1) 基金で取得した土地の利活用の検討について（指摘事項）

① 結論

宇都宮市本町13番外2筆について、本来の取得目的に沿った利活用の方針を定め、目的外の利活用の状況を早期に是正すべきである。

② 内容

本基金で保有している土地は下記のとおりである。

No.	用途	取得年月日	面積 (㎡)	金額 (千円)	取得目的	現況
1	公共用施設 (本町13番)	H7.9.12	94.79	223,500	県庁舎周辺整備事業用地	本町合同ビル駐車場として企業局へ貸付
2	公共用施設 (本町13番2)	H10.10.13	45.67	73,000	同上	同上
3	公共用施設 (本町13番4)	H14.7.25	625.92	377,000	同上	同上
4	旧宇都宮中央郵便局敷地	H9.3.5	2,144.51	3,324,000	同上	栃木県警察本部庁舎の長寿命化工事の駐車場
5	平松本町県営住宅用地	S52.4.30	1,794.00	46,889	県営住宅整備用地	令和6年度売却予定

上記の土地のうち、旧宇都宮中央郵便局敷地は令和4(2022)年5月より始まった県警察本部庁舎の長寿命化工事(令和6(2024)年度末終了予定)で駐車場として利用されている。駐車場としての利用後においては一部を道路拡幅予定地とし、残地については栃木会館跡地とあわせて今後の利活用方針を検討するため、民間事業者から幅広く意見・提案等を募るためのサウンディング型市場調査が令和5(2023)年度に実施されている。

また、平松本町県営住宅用地は県営住宅用地として取得したが、取得後に県営住宅整備計画は無くなったため処分の方針を決定している。土地区画整理事業の対象となっているため、令和5(2023)年予定の本換地後に売却予定となっている。

一方で、宇都宮市本町 13 番外 2 筆については平成 20(2008)年度より本町合同ビルの附置義務駐車場として企業局に無償で貸し付けられ、企業局は有償で社会福祉法人栃木県社会福祉協議会に転貸し、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会は時間貸し駐車場としている。そのため、当初の取得目的であった県庁舎周辺整備事業とは異なる用途に供されている。利活用の検討については平成 29(2017)年度の包括外部監査においても求められており、この意見に対する県の措置状況でも利活用方針を検討するとしているが、現在まで利活用方針は定まっていない。

(2) 平成 26(2014)年度の包括外部監査での指摘事項の改善確認について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

平成 26(2014)年度の包括外部監査では、本基金を財源不足の調整に活用する緊急性は低くなっていることから土地開発基金の余剰部分は一般会計に繰り入れることを検討すべきとの指摘がなされている。指摘を受けて県では本基金を財源調整的にも活用可能な基金を管理するとの説明がなされている。今回の監査では、令和 2(2020)年度において新型コロナウイルス感染症対策のため財政調整基金を積み増すことを目的に本基金から 50 億円を取り崩して一般会計に繰り出されていることを確認しており、財源調整に活用されていることを確認した。

(3) 平成 26(2014)年度および平成 29(2017)年度の包括外部監査での意見の改善確認について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

上記(1)の表で記載した本基金で保有する No. 1 から No. 4 の土地については、取得時からの地価の下落により多額の含み損が生じているとの意見が出されている。

今回の監査では、No. 1 から No. 3 の土地については具体的な内容は伴っていないものの依然として県庁舎周辺整備事業に供する予定であること、本来の取得目的と異なる用途ではあるが利用実績があることを確認している。No. 4 の土地については前述のとおりサウンディング型市場調査が実施されている。さらに、これらの土地については売却する計画がないことも確認している。

第9節 輝くとちぎの人づくり推進基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	生活文化スポーツ部 県民協働推進課
根 拠 法 令 等	輝くとちぎの人づくり推進基金条例
造 成 年 月 日	平成 28(2016)年 4月 1日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	469,082 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	地域課題の解決に向け、女性、若者、高齢者、障害者等を地域活動の担い手として育成するとともに、その自主的かつ主体的な活動の促進を図り、全ての県民が生き生きと暮らすことのできる持続的で活力ある地域社会の実現に資する。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	① 地域活動の担い手の育成関連事業 ② 地域の自主的・主体的な活動の促進関連事業
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券（国債）、 （農林債）など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用(預金) 300,484,319	一括運用(預金) 261,933,213	一括運用(預金) 226,035,194
合 計	300,484,319	261,933,213	226,035,194

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		300,484,319	261,933,213	226,035,194
積立額 (増)	新規・追加積立	10,743,881	12,762,352	3,776,150
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	10,743,881	12,762,352	3,776,150
	運用利息	83,762	27,756	9,084
	その他			
積立額計		10,827,643	12,790,108	3,785,234
取崩額 (減)	事業費	49,295,149	48,604,527	51,962,330
	その他	83,600	83,600	92,400
	取崩額計	49,378,749	48,688,127	52,054,730
期末残高		261,933,213	226,035,194	177,765,698

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	地域活動の担い手育成関連事業	女性・若者・高齢者等を対象に、研修や講座、助成等を行い、地域活動の担い手を育成する。
2	地域の自主的・主体的な活動の促進関連事業	イベントや講座、実践者の視察を実施し、協働の推進・社会貢献活動の促進、社会参加の促進等を図る。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	地域活動の担い手育成関連事業	54,087,179	61,241,326	64,832,608
2	地域の自主的・主体的な活動の促進関連事業	88,693,749	93,103,898	126,828,553
合計		142,780,928	154,345,224	191,661,161

2 監査の結果

(1) 事業選定・評価委員会の評価について(指摘事項)

① 結論

実施事業につき、事業選定・評価委員会の実績評価を実施すべきである。

② 内容

輝くとちぎの人づくり推進基金事業募集要項において、「5 事業評価 事業効果を確認するため、委員会において、各部局から提出された実績報告書をもとに評価を実施する。」と記載がある。しかし、各部局から提出された輝くとちぎの人づくり推進基金事業実績報告書には、「事業選定・評価委員会の評価」の欄が設けられているにもかかわらず、空欄であり委員会の実績評価が記載されていない。なお、実績報告書の「事業選定・評価委員会の評価」は5段階評価を記載する欄及び評価に関するコメント欄が設けられている。

県の担当者に別途委員会が評価を行っていることを確認できる資料があるのか確認したところ、実績報告書を委員に供覧しているが、実績評価を実施していることを確認できる資料はないと回答があった。基金の趣旨に合致した事業が実施されることを確認したことの証跡を残し、PDCA サイクルを適切に実施するために毎年度実績評価を行い、実績報告書等に評価結果を記載すべきである。

なお、事業選定・評価委員会の委員は、生活文化スポーツ部県民協働推進課の次長、総務主幹及び総括補佐が務めている。

(2) 令和4年度輝くとちぎの人づくり基金活用実績

令和4(2022)年度の輝くとちぎのひとづくり基金活用事業の実績は以下のとおりである。

単位:円

No.	部局	課名	事業名	R4 予算額				R4 実績額					
				国庫	基金	その他特財	一財	国庫	基金	その他特財	一財		
1	総政	地域振興課	地域づくり担い手育成費	4,915,000	2,457,000	2,458,000			4,460,350	2,230,175	2,230,175		
2	県民	県民文化課	社会貢献活動促進事業費	6,403,000		2,093,000	41,000	4,269,000	6,225,664		1,127,190		5,098,474
3	県民	県民文化課	とちぎボランティアNPOセンター管理運営費	21,696,000		1,652,000	150,000	19,894,000	20,639,845		1,652,000	60,000	18,927,845
4	県民	くらし安全安心課	再犯防止等推進事業費	861,000		619,000		242,000	759,028		537,208		221,820
5	県民	くらし安全安心課	性犯罪・性暴力被害者支援事業費	16,618,000	7,559,000	817,000		8,242,000	14,356,935	6,639,000	737,816		6,980,119
6	県民	くらし安全安心課	防犯対策強化事業費	300,000		300,000			271,388		271,388		
7	県民	人権・青少年男女参画課	とちぎユースチャレンジ応援事業費	1,201,000		1,201,000			744,432		744,432		
8	県民	人権・青少年男女参画課	青少年健全育成県民運動推進費	25,281,000		1,803,000		23,478,000	18,355,807		1,735,683		16,620,124
9	県民	人権・青少年男女参画課	女性活躍応援事業費	18,908,000	8,398,000	6,287,000	150,000	4,073,000	17,566,546	8,653,000	5,383,940	120,000	3,409,606
10	県民	人権・青少年男女参画課	DV被害者等自立生活支援事業費	6,677,000		6,677,000			6,221,204		6,221,204		
11	県民	人権・青少年男女参画課	人権啓発事業費	17,984,000	14,353,000	2,765,000		866,000	14,779,601	12,242,962	2,072,921	0	463,718
12	保福	保健福祉課	地域共生社会構築支援事業	3,185,000	2,388,000	772,000		25,000	3,110,577	2,332,000	756,527		22,050
13	保福	障害福祉課	子ども若者・ひきこもり対策推進事業費	31,724,000	16,529,000	6,288,000		8,907,000	31,723,994	16,334,000	6,288,000		9,101,994
14	保福	障害福祉課	障害者社会参加促進事業費	14,789,000	5,564,000	3,543,000	3,658,000	2,024,000	10,233,017	3,828,093	2,191,917	2,576,828	1,636,179
15	保福	障害福祉課	就労移行・定着支援機能強化事業	4,177,000		4,177,000			4,146,450		4,146,450		
16	保福	障害福祉課	ナイスハートコロボ促進事業	1,075,000		1,075,000			596,000		596,000		
17	保福	こども政策課	子どもの居場所担い手育成事業	504,000		504,000			504,000		504,000		
18	産労	労働政策課	働き方改革応援事業費	9,699,000	4,849,000	4,850,000			9,691,968	4,845,984	4,845,984		
19	産労	労働政策課	雇用安定支援対策費(障害者雇用・定着支援強化事業)	9,963,000	4,981,000	2,182,000		2,800,000	9,920,402	4,960,201	2,160,201		2,800,000
20	産労	労働政策課	UIJターン雇用対策事業費(とちぎインターンシップフェア開催事業費)	3,078,000	1,539,000	1,539,000			3,076,848	1,538,424	1,538,424		
21	農政	農政課	ユニバーサル農業総合強化事業	2,373,000	1,186,000	1,187,000			2,117,020	1,058,510	1,058,510		
22	農政	農政課	ユニバーサル農業発展支援事業	1,400,000	700,000	700,000			960,000	480,000	480,000		
23	農政	経営技術課	輝く女性農業者応援事業費	7,021,000	4,863,000	455,000		1,703,000	6,820,171	4,716,515	302,446		1,801,210
24	農政	農村振興課	グリーン・ツーリズム人づくり事業費	1,279,000		1,279,000			1,223,428		1,223,428		
25	県土	監理課	若年者建設業担い手育成支援事業	3,157,000		3,157,000			3,156,486		3,156,486		
26	県民	県民文化課	輝くとちぎの人づくり推進基金事業費	132,000		132,000			92,400		92,400		
計				214,400,000	75,366,000	58,512,000	3,999,000	76,523,000	191,753,561	69,858,864	52,054,730	2,756,828	67,083,139

第10節 栃木県美術作品等取得基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	生活文化スポーツ部 文化振興課
根 拠 法 令 等	栃木県美術作品等取得基金条例
造 成 年 月 日	昭和 63(1988)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	300,000,000 円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	栃木県立美術館の美術作品その他美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行う。
基 金 種 別	定額運用基金
積 立 財 源	一般会計からの繰入金
事 業 概 要	県立美術館の美術作品その他美術に関する資料 62 点(総額 1,462,291 千円)を取得するものである。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高(3月末現在)

(単位:円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券 (国 債) 、 (農 林 債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用(預金) 88,653,000 美術作品等現物財産 6 点 791,140,000	一括運用(預金) 580,063,000 美術作品等現物財産 2 点 299,730,000	一括運用(預金) 580,063,000 美術作品等現物財産 2 点 299,730,000
合 計	879,793,000	879,793,000	879,793,000

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		879,793,000	879,793,000	879,793,000
積立額 (増)	新規・追加積立		(※)491,410,000	
	うち県費		(※)491,410,000	
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
	その他			
積立額計			(※)491,410,000	
取崩額 (減)	事業費			
	その他		(※)491,410,000	
	取崩額計		(※)491,410,000	
期末残高		879,793,000	879,793,000	879,793,000

(※) 基金の現物財産4点を一般会計で買い戻したものによる額。

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	美術作品等取得事業	県立美術館の美術作品その他美術に関する資料を取得するものである。

② 各事業の費用実績（令和2～4年度）

該当なし

2 監査の結果

(1) 基金で保有する美術作品の買戻しについて（意見）

① 結論

基金で保有する美術作品について、可能な限り早急に県で買戻しすることが望まれる。

② 内容

令和4(2022)年度末時点で当基金が保有する美術作品残高は299,730千円（絵画2点）である。また、令和4(2022)年度末時点における基金残高総額は879,793千円であり、平成13(2001)年度から基金残高総額は同額である。

令和3(2021)年度に美術作品4点の買戻し(県の一般会計で購入し、県の公有財産とする行為)を行っているが、それまでは県の厳しい財政状況に加え、重要な作品を緊急に購入する機会がなかったことから、平成24(2012)年度以降は購入、買戻し等の具体的な運用を行っていなかった。そのため、令和元(2019)年度の決算審査において、監査委員から「基金の趣旨を踏まえた運用のあり方について検討されたい。」との意見が出され、その後も毎年同様の意見が出されていた。そして、令和4(2022)年度に美術館が開館50周年を迎えることから、令和3(2021)年度2月補正により指定物品等購入費(491,000千円)を要求し措置されたことを受けて、保有する6点のうち以下4点の買戻しを行った経緯がある。なお、本県ゆかりの作品や美術館の重要作品を優先して買戻しを実施したとのことである。

令和3年度買戻し作品

(単位：千円)

作品名	作家名	取得年度	価格	説明
カタツムリのように	リチャード・ディーコン	H3(1991)	48,000	立体
タンバリンを持つ女	ウィリアム・ターナー	H8(1996)	350,000	洋画
アクア・アチェトーサ	リチャード・ウィルソン	H8(1996)	48,410	洋画
驟雨図	高橋 由一	H23(2011)	45,000	洋画
合計			491,410	

表に記載のとおり平成3(1991)年度に購入した美術品を県が買戻しをするために約30年を要している。

基金で最後に購入したのは平成23(2011)年度に購入した作品「驟雨図」(高橋由一作)であり、10年以上新たな購入はない。

また、令和4(2022)年度末基金として保有している美術品は以下のとおりである。

(単位：千円)

作品名	作家名	取得年度	価格	説明
牛追いのいる風景	トマス・ゲインズバラ	H3(1991)	176,130	洋画
島	デイビッド・ホックニー	H3(1991)	123,600	洋画
合計			299,730	

表に記載のとおり、基金で保有する美術作品は平成3(1991)年度に購入したものであり、30年以上経過しても買戻しを実施されていない状況である。

当基金は栃木県立美術館の美術作品その他美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置された。このような設置趣旨からすれば基金としては美術作品等の残高はゼロが好ましい。確かに県の財政状況、重要な作品を緊急に購入する機会がなかったことから、買戻しが30年ほどできずに美術作品として保有していた経緯は一定の理解はできるが、栃木県立美術館の美術作品収集方針に合致した重要な作品を購入する際に資金不足により購入を阻害する可能性がある。買戻しは一般会計の予算確保が必要であり、県の財政状況が良好でないと買戻しは困難であるが、基金の趣旨を最大限満たせるよう可能な限り早急に買戻しすることが望まれる。

(参考) 栃木県立美術館の美術作品収集方針

- 1 明治以降の県の美術の展開を知る上で重要な美術作品
- 2 明治以降の日本美術史を理解する上で重要な美術作品
- 3 18世紀後半以降の世界美術史を理解する上で重要な美術作品
- 4 その他、普及教育活動など美術館運営上必要な美術作品等

(2) 取得金額基準について（意見）

① 結論

基金で取得する美術作品等の金額基準を見直すことが望まれる。

② 内容

栃木県美術作品等取得要綱第4条は以下のとおりである。

栃木県美術作品等取得基金で取得する美術作品等は原則として一点当たり2千万円以上のものとする。ただし、緊急に取得しなければならない場合等、特別な事情が生じた場合においては、この限りでない。

2 美術館運営費（指定物品等購入費）で取得する美術品等は、原則として、一点あたり2千万円未満のものとする。

このように基金では原則2千万円以上の美術作品等が対象であり、2千万円未満は一般会計の美術館運営費で購入することになる。

近年2千万未満の購入もないことであるが、県の財政状況を鑑みると県の収集方針に合致し、県にとって重要な作品が出品されたとしても、2千万未満の美術作品は補正予算を組み一般会計で予算を確保しなければならないため、購入の機会を逸する可能性がある。栃木県美術作品等取得要綱第4条1項ただし書にて例外的に2千万未満の美術作品等を当基金で購入できる記載があるが、緊急性等の特別な事情が必要であり安易に利用できるものではない。

また、金額基準を下げることにより基金を有効活用できると考える。2千万円基準を設けたのは平成2(1990)年であり、それ以降基準額に変更はない。現況に合わせ金額基準を見直すことが望まれる。

(3) 県立美術館移転による影響について

新県立美術館、新県立図書館及び新県立文書館を「文化と知」の創造拠点として一体的に整備し、連帯させることで相乗効果を高め、運営の効率化や魅力の向上等を図ることを目的として、県立体育館跡地への移転を検討している。基本理念や整備方針を示し、整備計画等を整理する「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想」を策定するに当たり、幅広く意見等を伺うため、「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想策定検討委員会」を設置し、第1回検討委員会が令和5(2023)年8月1日に開催された。

当基金の方針に移転による影響があるか県の担当者へ質問を行ったところ、現時点では影響はなく、これまでの収集方針に沿って美術作品の収集、研究活動を行っているが、今後の整備構想の検討に合わせ、改めて美術作品収集方針の検討を行うことになるかと回答があった。

第11節 栃木県文化振興基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	生活文化スポーツ部 文化振興課
根 拠 法 令 等	栃木県文化振興基金条例
造 成 年 月 日	平成 21(2009)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	50,000 千円
基 金 財 源	県費、民間寄附金等
造 成 目 的	文化の振興に資する事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 寄附金 ② ネーミングライツ収入 ③ 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	○栃木県文化振興基金助成事業 幅広い文化芸術活動や県ゆかりの若手芸術家、伝統的な文化の保存・継承活動等の多様な文化活動を助成するため、下記の4つのメニューに分けた助成事業を実施するものである。 ① 文化活動等助成事業(平成 21(2009)年～) ② 地域伝統文化継承事業(平成 21(2009)年度～) ③ 頑張る若手芸術家応援事業(令和 4(2022)年度～) ④ とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業(令和 4(2022)年度～) ○このほか、寄附者の意向に基づく美術館事業・博物館事業の文化事業や、基金の設置趣旨に合致する文化振興事業へ活用するものである。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券 (国 債)、 (農 林 債) 等			
貸 付 金			

そ の 他	一括運用（預金） 52,312,268	一括運用（預金） 54,617,581	一括運用（預金） 54,412,996
合 計	52,312,268	54,617,581	54,412,996

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期 首 残 高		52,312,268	54,617,581	54,412,996
積 立 額 (増)	新規・追加積立	10,186,529	4,797,804	3,656,949
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他(注1)	10,186,529	4,797,804	3,656,949
	運 用 利 息	14,674	5,611	2,132
	そ の 他(注2)	300,000	300,000	300,000
積 立 額 計		10,501,203	5,103,415	3,959,081
取 崩 額 (減)	事 業 費	8,195,890	5,308,000	14,757,000
	そ の 他			
	取 崩 額 計	8,195,890	5,308,000	14,757,000
期 末 残 高		54,617,581	54,412,996	43,615,077

(注1) 民間の個人や団体からの寄附金

(注2) ネーミングライツ収入（マロニエコンサートの命名権料）

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事 業 名	事 業 内 容
1	栃木県文化振興基金 助成事業	多彩な文化活動や文化活動の担い手育成、地域の伝統文化継承活動を行う団体や、県ゆかりの若手芸術家に対し、事業費の一部を助成するものである。
2	美術館事業、博物館 事業	寄附者の意向に基づき、助成事業以外の文化事業に活用するものである。
3	国体・障スポ版文化 プログラム事業	文化芸術活動を通じて「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」の開催機運を盛り上げ、県民総参加の大会開催を目指すため、オリジナルミュージカルを実施するものである。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	栃木県文化振興基金助成事業	8,195,890	5,308,000	6,257,000
2	美術館事業、博物館事業			3,000,000
3	国体・障スポ版文化プログラム事業			5,500,000
	合計	8,195,890	5,308,000	14,757,000

2 監査の結果

(1) 予算残額の活用について（意見）

① 結論

予算残額があるのであれば申請者の希望額以下であったとしても交付することが望まれる。

② 内容

令和4(2022)年度の文化活動等助成事業は13事業の応募があり、12事業が採択、1事業が不採択となっている。不採択となった事業は、審査委員会による審査の結果が順位13位の事業であり、事業内容は基金の趣旨には合致しているものの、交付希望額が順位12位の事業までを採択した後の予算額を上回ることが理由とのことである。

令和4(2022)年度の予算は4,000,000円であり、12位までの交付額は3,915,000円であり、不採択となった13位の事業は484,000円を交付希望額として申請していた。全額交付を前提とするのであれば不採択となった13位の事業を加算すると予算4,000,000円を超えてしまうが、12位までの交付申請額からすると予算は85,000円残っている。基金の趣旨に従うのであれば、交付希望額を下回ったとしても予算の範囲内で支給することが、文化振興の推進に資すると考える。希望申請額以下であったとしても予算額到達まで交付することが望まれる。

(2) 国体・障スポ版文化プログラム事業の精算条項付契約における実績金額確認時の確認方法について（意見）

① 結論

精算条項付契約の実績金額確認時に確認の証跡を残すことが望ましい。

② 内容

当事業は委託であるが業務委託契約書に精算条項があり、精算残金が生じた場合には返納することが定められている。業務委託契約で精算条項が付されている

ことは稀であることから、どのように実績額を確認し、精算不要と結論付けたのか県の担当者へ質問を行った。委託先が業務完了報告書、決算書及び報酬費、舞台運営費の領収書等を持参した際、検査員である職員と事業担当者が決算書及び領収書等により実績額を確認し、精算不要であることを確認したとのことである。

精算条項付業務委託の契約書及び県の内部規程では、実績額を確認するための領収書等の根拠資料提出を求めている。従って当業務委託契約の金額確認方法に問題があったわけではないが、金銭の支出に関連することからより強固な統制とすることが望ましいと考える。

具体的には根拠資料である領収書等のコピーを求め、確認の証跡を残すことが望ましい。

(3) 美術館事業及び博物館事業について

当事業は寄附者の意向に基づき、令和4(2022)年度においては博物館事業として3,000,000円の費用実績が生じたものである。寄附者は栃木県立博物館運営のために寄附をしており、具体的な用途までは提示しなかった。そのため、県において必要な備品を選定し、大判プリンター、免震装置、赤外線カメラ等を購入した。

(4) 国体・障スポ版文化プログラム事業

国体・障スポ版文化プログラム事業は(4)基金の活用状況「①事業名及び事業内容」に記載のとおり、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のために実施したオリジナルミュージカルの委託業務である。

当事業は、県内各地での上演を踏まえた作品制作を行うほか、県内で広く一般出演者を募集する等、全体的な取組、調整を要するものであることから、県内におけるミュージカルの企画、運営に精通するとともに、県内関係者、文化施設等の状況を熟知し本県文化に関する豊富な知識、経験を有しており、本県文化の振興に長年携わってきたとちぎミュージカル協会を契約の相手方として、令和3(2021)年度から事業(参加者の公募等)を実施してきた。そのため、令和3(2021)年度に応募のあった子どもたちへの指導を行いながら、とちぎの文化芸術の魅力を県内外に発信し、地域の活性化に繋げていくという所期の目的を達成するため、演目の内容、演出等を熟知する同協会に随意契約で引き続き委託した。なお、令和3(2021)年度は基金を利用せず一般財源から支出している。

第12節 栃木県日光杉並木街道保護基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	生活文化スポーツ部 文化振興課
根 拠 法 令 等	栃木県日光杉並木街道保護基金条例
造 成 年 月 日	平成6(1994)年10月5日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	12,222千円
基 金 財 源	寄附金55%、県費45%
造 成 目 的	日光杉並木街道の保護に資する事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金(資金積立)
積 立 財 源	① 寄附金 ② 一般会計からの繰入金 ③ オーナー杉売却代金 ④ 基金の運用から生ずる収益 等
事 業 概 要	日光杉並木街道の保護事業の財源として、ふるさと納税等の寄附金やオーナー制度による並木杉売却代金、一般財源からの繰入金を積み立て、運用益等を樹勢回復事業等の保護事業に充てる事業である。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高(3月末現在)

(単位:円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通預金	2,580,000,000	2,824,237,426	1,025,001,369
定期預金	2,841,882,436	470,000,000	460,000,000
譲渡性預金			
債券(国債)、(農林債)など	250,000,000	2,410,000,000	4,260,000,000
貸付金			
その他			
合 計	5,671,882,436	5,704,237,426	5,745,001,369

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		5,634,625,395	5,671,882,436	5,704,237,426
積立額 (増)	新規・追加積立	194,817,848	133,748,615	143,688,753
	うち県費	2,500,000	2,500,000	2,500,000
	うち国庫支出金			
	うち杉売却収入	190,000,000	130,000,000	140,000,000
	うち寄附金	2,317,848	1,248,615	1,188,753
	運用利息	2,131,073	2,136,800	19,247,857
	その他			
積立額計		196,948,921	135,885,415	162,936,610
取崩額 (減)	事業費等	9,691,880	13,530,425	22,172,667
	その他(杉解約分)	150,000,000	90,000,000	100,000,000
	取崩額計	159,691,880	103,530,425	122,172,667
期末残高		5,671,882,436	5,704,237,426	5,745,001,369

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	日光杉並木街道樹勢回復事業	並木杉の樹根を保護するため、古くなった木柵の改修等、樹勢回復を促す事業である。
2	日光杉並木街道調査等事業	一定の基準で抽出した並木杉を、複数年にわたってモニタリングし、樹勢状況等を調査する事業である。
3	日光杉並木街道保護事業費交付金	公益財団法人日光杉並木保護財団が日光杉並木街道の保護を目的とし、樹勢回復事業(木柵撤去等)や普及啓発活動等を行うための交付金である。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	日光杉並木街道樹勢回復事業	9,856,000 (4,928,000)	14,854,565 (6,629,000)	25,619,000 (12,809,000)

2	日光杉並木街道調査等事業	792,000	792,000	891,000
3	日光杉並木街道保護事業費交付金	3,971,880	4,512,860	8,471,667
合 計		14,619,880	20,159,425	34,981,667

(注) 1の事業は、一部国庫補助金（※括弧内に記載）が使われている。

2 監査の結果

(1) 杉並木オーナー数の拡大について（意見）

① 結論

現状分析を行い、具体的な施策を実施することによりオーナーを増やすことが望まれる。

② 内容

日光杉並木街道は日本で唯一特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている貴重な文化遺産である。徳川家家臣であった松平正綱、正信親子2代により、日光東照宮が造営された寛永2（1625）年頃から20数年をかけて植栽され、現在まで約400年余りの歳月が経過している。当時植えられた杉は約5万本と言われているが、自然災害や環境の悪化により減少し、令和4（2022）年度末時点で約12,000本となった。

この貴重な杉並木を保護し後世に繋いでいくために、県は平成6（1994）年度に日光杉並木街道保護基金を設置し、平成8（1996）年度に日光杉並木オーナー制度を開始した。日光杉並木オーナー制度は杉並木保護に賛同された方に並木杉1本につき1千万円で購入していただき、オーナーになっていただく制度である。その並木杉の売買代金を日光杉並木街道保護基金で運用し、その運用益で杉並木保護活動を実施している。なお、契約解約した場合にはオーナーからは杉を返却いただき、県からは並木杉の売買代金である1千万円を返却する。

オーナー制度は1本毎の売買であり、購入した並木杉を間近で確認できるよう販売エリアを限定している。現在は日光市の杉並木公園付近の約600本がオーナー制度対象となっており、令和4（2022）年度末時点でオーナー契約数は565本である。

ここ 10 年の契約、解約状況は以下のとおりである。

年 度	新規契約 本数	解約本数	増 減	契約本数	備 考
平成 25	17	12	5	543	
平成 26	15	16	-1	542	
平成 27	18	9	9	551	
平成 28	18	8	10	561	
平成 29	6	9	-3	558	
平成 30	9	5	4	562	
令和元	7	16	-9	553	
令和 2	19	15	4	557	
令和 3	13	9	4	561	
令和 4	14	10	4	565	契約本数最大
全期間計	930	365	565		平成 8 年度からの合計

オーナー制度を開始した平成 8 (1996) 年度当時の契約目標は 3,000 本であったが、制度開始後 27 年目である令和 4 (2022) 年度において大幅に未達である。当初の契約目標が未達であること自体問題であると考えないが、残された貴重な杉並木を保護するためにより多くの方にオーナーになって頂くことが必要である。

そのための第一歩として新規契約及び解約の理由の把握、分析を行うことも必要であるとする。現時点では新規契約時及び解約時に差支えない範囲で理由を確認しているとのことであるが、とりまとめ及び分析は行われていない。オーナー制度は個人、法人とも契約可能であるが、解約においては、個人と法人で理由が異なると考えられる。それぞれに適した周知及び勧誘活動を行うために契約目的及び解約理由のとりまとめ、分析を行うことも有益と考える。

栃木県が世界に誇る杉並木を保護するためにはより多くの方にオーナーになって頂くことが必要であることから、新たな具体的な施策に繋げ、契約拡大を目指すことが望まれる。

(2) 並木杉売買契約書について (意見)

① 結論

並木杉売買契約書に、反社会的勢力の排除条項を記載することが望ましい。

② 内容

杉並木のオーナー制度は杉並木保護に賛同された方に、あらかじめ設定した区間の中から購入希望の杉を選定し 1 本 1 千万円で購入していただき、オーナーになっていただく制度であり売買契約を締結する。

並木杉売買契約書の内容を確認したところ、反社会的勢力の排除条項の記載がなかったことから、県の担当者に記載がない理由について質問を行った。

会計局がひな形を掲載しており、各部局はひな形に基づき契約書を作成している。また、ひな形の変更がある際は、各部局が契約書の変更の必要性を検討し必要であればその都度変更している。現在掲載されている物品売買契約書 (売払) のひ

な形には、反社会的勢力の排除条項は記載されていないため、並木杉売買契約書にも記載していないとの回答があった。

売買契約において反社会的勢力の排除条項は絶対的記載事項ではないが、コンプライアンスの観点から記載することが望ましい。

(3) 売買代金について

杉並木オーナー制度は、売買契約に基づき所有権が買主に移転するが、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により売買並木杉の伐採、その他当該並木杉の現状を変更する行為は原則行ってはならないとされている。さらに、売買契約の解除の申し出を受けたときは、売買並木杉の返却と引き換えに売却代金を返却する。つまり、売買契約時 1 千万円を受領し、解除の際は 1 千万円を返却することから、実質的には預かり金の性質を有している。よって、令和 4 (2022) 年度末の基金残高 5,745 百万円のうち、5,650 百万円 (オーナー契約 565 本×1 千万円) は預かり金の性格を有する。

(4) 運用利息について

令和 3 (2021) 年度以前は預金を中心として運用を行っていたが、低金利により利子収入が減少し、将来基金財源の枯渇が懸念された。樹勢回復事業には多額の財源を確保する必要があるため、運用の見直しを図り債券運用中心に切り替えた結果、令和 4 (2022) 年度は前年度以前と比較し、運用利息が多額となった。

第13節 栃木県交通安全基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	生活文化スポーツ部 暮らし安全安心課
根 拠 法 令 等	栃木県交通安全基金条例
造 成 年 月 日	平成 21 (2009) 年 3 月 3 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	258,500 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	交通安全対策事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金 (資金積立)
積 立 財 源	① 寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	交通安全意識高揚のための広報活動
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高 (3月末現在)

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券 (国 債)、 (農 林 債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用 (預金) 31,993,987	一括運用 (預金) 19,886,112	一括運用 (預金) 5,867,091
合 計	31,993,987	19,886,112	5,867,091

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		31,993,987	19,886,112	5,867,091
積立額 (増)	新規・追加積立	32,000	932,817	1,210,000
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	32,000	932,817	1,210,000
	運用利息	9,380	2,263	321
その他				
積立額計		41,380	935,080	1,210,321
取崩額 (減)	事業費	12,149,255	14,954,101	545,002
	その他			
	取崩額計	12,149,255	14,954,101	545,002
期末残高		19,886,112	5,867,091	6,532,410

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	交通安全対策事業	① 交通安全意識の普及高揚 各季の交通安全県民総ぐるみ運動の広報啓発等 ② 交通マナー向上対策費 児童向けリーフレットの作成・配布等 ③ 運転者交通安全教育費 交通安全教室の実施等
2	交通事故相談事業	① 交通事故相談員2名の報酬等 ② 巡回相談に係る出張旅費等

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	交通安全対策事業	7,896,630	11,524,886	9,871,917
2	交通事故相談事業	4,304,596	4,375,513	4,577,195
	合計	12,201,226	15,900,399	14,449,112

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

① 基金残高について

当基金は平成21(2009)年3月に栃木県交通災害共済事業(特別会計)の剰余金258,500千円を基金造成額に充てて設置された。そして、毎年12,149千円から25,199千円を事業費に充てるため取崩しており、令和3(2021)年度期末残高は5,867千円となった。基金積立はふるさと納税等による寄附金又は運用利息であるが、取崩額と比較し少額であるため、従来どおりの取崩額であるならば、令和4(2022)年度事業費の取崩しにおいて基金残高は尽きることになる。

当基金は交通安全対策事業の財源に充てているが、実施している交通安全対策事業及び交通事故相談事業は基金が尽きたことを要因として事業を中止又は縮小できるものではなく、継続して実施することが必要な事業である。基金設置当初から基金が枯渇する状況はみえていたことから、数年前から財政当局へ基金残高が不足する令和4(2022)年度以降は、一般財源から予算を確保できるよう要望していた。よって、令和4(2022)年度以降は一般財源で事業費を確保でき、問題なく事業を実施しているとのことであった。

なお、令和4(2022)年度の運用から基金取崩額の上限を700千円とし、ふるさと納税等の積立額等を考慮すると約10年程度で基金が尽きると予想しているとのことである。

② 交通事故相談事業について

当基金により実施されている交通相談事業は、主に保険請求の方法、損害賠償額の算定、過失割合の決め方、示談の進め方の相談に応じる事業である。当事業は専門的な知識、経験が必要であるため、従事する業務に関して十分な知識と経験を募集要件の一つとし、近年では元警察官(交通業務経験者)を交通事故相談員として採用している。

第14節 栃木県地域福祉基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 保健福祉課
根 拠 法 令 等	栃木県地域福祉基金条例
造 成 年 月 日	平成3(1991)年3月19日
造 成 期 間	平成3(1991)年～平成5(1993)年
基 金 造 成 額	3,604,000千円
基 金 財 源	県費100%
造 成 目 的	高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資する事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金(財産維持)
積 立 財 源	① 寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	国の高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)の一環として、地方交付税措置により、高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資する事業の財源に充てるために設置している。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高(3月末現在)

(単位:円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金	1,104,000,000	1,104,000,000	250,000,000
債 券 (国 債)、 (農 林 債) 等	2,500,000,000	2,500,000,000	2,500,000,000
貸 付 金			
そ の 他	一括運用(預金) 69,162,495	一括運用(預金) 56,507,189	一括運用(預金) 912,399,088
合 計	3,673,162,495	3,660,507,189	3,662,399,088

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		3,663,119,027	3,651,381,889	3,647,925,802
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	7,552,355	7,374,564	7,353,985
その他	8,201,083	15,635,930	11,994,126	
積立額計		15,753,438	23,010,494	19,348,111
取崩額 (減)	事業費	27,490,576	26,466,581	33,046,712
	その他			
	取崩額計	27,490,576	26,466,581	33,046,712
期末残高		3,651,381,889	3,647,925,802	3,634,227,201

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	福祉ボランティア活動推進事業	福祉ボランティアのネットワーク化推進のための研修や福祉ボランティアコーディネート相談事業等に対する助成
2	民生委員児童委員協議会補助金事業	民事協の活動費（広報、全国大会等）に対する助成
3	民生委員活動強化事業	民生委員の研修開催に要する経費
4	栃木県民福祉のつどい開催費補助金事業	「栃木県民福祉のつどい」開催経費に対する助成
5	県社会福祉協議会育成事業	「栃木県民福祉のつどい」表彰に要する経費
6	地域福祉等推進特別支援事業	小地域福祉活動推進セミナーの開催等に要する経費

	事業名	事業内容
7	地域福祉後見促進支援事業	研修開催、アドバイザー派遣等に要する経費
8	第三者評価推進事業（一般分）	福祉サービスの評価機関の認証や制度の普及啓発等に対する助成 （とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構）
9	地域福祉計画推進事業	①地域福祉支援計画推進に要する経費 ②地域福祉推進のためのHP運営に要する経費
10	いのちの電話相談員養成事業（障害福祉課）	いのちの電話の電話相談員・インターネット相談員の養成等に要する経費
11	孤立死防止見守り事業	とちまる見守りネットに要する経費
12	福祉施設経営指導事業費補助金事業	社会福祉施設の経営に関する事項及び入所者処遇に関する助言、指導援助及び巡回相談に対する助成
13	包括的相談支援体制構築促進事業	地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制構築の促進に要する経費
14	ひとにやさしいまちづくり普及啓発事業	「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の啓発に要する経費
15	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	おもいやり駐車スペースの利用証交付及び啓発に要する経費
16	ひとにやさしいまちづくり推進協議会事業	栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会の開催に要する経費
17	災害時避難行動要支援者個別支援研修事業	避難行動要支援者の個別支援に係る研修開催に要する経費
18	明るい長寿社会づくり推進機構事業費補助金事業（高齢対策課事業）	明るい長寿社会づくり推進機構（とちぎ健康福祉協会）が、高齢社会についての理解促進を図り、情報提供を行う事業に要する経費
19	障害者差別解消推進事業（障害福祉課事業）	ヘルプマークの普及啓発に要する経費
20	潜在的な地域課題対策推進事業（ケアラー実態調査）	【ケアラー】有識者意見交換会・計画策定・実態調査に要する経費
21	地域生活定着支援事業	栃木県地域生活定着支援センターの運営に要する経費

	事業名	事業内容
22	民生委員一斉改選事業	民生委員一斉改選に要する経費
23	AYA 世代等のがん患者支援事業 (ピアサポーター養成事業)	ピアサポーター養成、患者交流会に要する経費
24	とちぎ健康経営事業所認定制度 推進事業	とちぎ健康経営事業所の認定制度の啓発や研修会等に要する経費
25	健康長寿とちぎづくり県民運動 推進事業	健康づくりに積極的に取り組む事業所・団体等の表彰に要する経費
26	とちまる健康ポイント事業	FUN+WALK アプリを活用した健康ポイント事業に要する経費
27	障害者福祉事務費事業	障害者福祉ガイド作成費、ナイチュウ活動に要する経費
28	障害者差別解消推進事業(理解促進事業)	障害者差別解消推進の普及啓発に要する経費
29	障害者芸術活動推進事業	障害者芸術活動推進のための事業者相談支援、情報発信、人材育成、発表会経費/アーカイブ作成に要する経費
30	退所児童等大学等進学応援事業	児童養護施設の入所児童の大学進学時の際の一時金・月額奨学金の支給に要する経費
31	社会的自立支援事業	児童養護施設の退所児童等に対する住居・就労・法律相談・生活資金等に関する援助に対する助成
32	犬と猫の適正飼養に関する普及啓発事業	犬と猫の適正飼養に関する普及啓発動画作成に要する経費
33	地域で活躍できるボランティアの育成事業	民間ボランティアと連携したペットの適正飼養の普及啓発に要する経費
34	骨髄バンクの啓発等事業	骨髄バンクの啓発等に要する経費

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	福祉ボランティア活動推進事業	2,509,000	2,507,000	2,496,718
2	民生委員児童委員協議会補助金事業	900,000	900,000	900,000
3	民生委員活動強化事業	832,090	1,484,598	1,221,323
4	栃木県民福祉のつどい開催費補助金事業	282,471	346,475	332,898
5	県社会福祉協議会育成事業	21,109	18,810	13,939
6	地域福祉等推進特別支援事業	500,000	500,000	500,000
7	地域福祉後見促進支援事業	9,196,390	9,502,670	9,219,592
8	第三者評価推進事業（一般分）	1,769,000	1,768,000	1,756,194
9	地域福祉計画推進事業	2,141,790	425,000	721,615
10	いのちの電話相談員養成事業（障害福祉課）	3,000,000	3,000,000	6,000,000
11	孤立死防止見守り事業	178,200		
12	福祉施設経営指導事業費補助金事業	705,000	705,000	703,000
13	包括的相談支援体制構築促進事業			
14	ひとにやさしいまちづくり普及啓発事業			
15	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	1,831,500	1,831,500	1,906,195

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
16	ひとにやさしいまちづくり推進協議会事業	167,090		131,590
17	災害時避難行動要支援者個別支援研修事業	110,911	92,369	6,679
18	明るい長寿社会づくり推進機構事業費補助金事業(高齢対策課事業)	1,137,000	1,137,000	1,137,000
19	障害者差別解消推進事業(障害福祉課事業)	1,938,190	1,974,720	2,206,490
20	潜在的な地域課題対策推進事業(ケアラー実態調査)			2,215,798
21	地域生活定着支援事業			2,787,000
22	民生委員一斉改選事業			981,262
23	AYA世代等のがん患者支援事業(ピアサポーター養成事業)			216,080
24	とちぎ健康経営事業所認定制度推進事業			137,500
25	健康長寿とちぎづくり県民運動推進事業			677,135
26	とちまる健康ポイント事業			4,763,040
27	障害者福祉事務費事業	268,840	325,710	259,160
28	障害者差別解消推進事業(理解促進事業費)	11,209		279,450
29	障害者芸術活動推進事業	1,239,000	1,984,000	1,984,000
30	退所児童等大学等進学応援事業	10,685,030	12,005,033	11,897,031

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
31	社会的自立支援事業	1,064,009	824,012	623,012
32	犬と猫の適正飼養に関する普及啓発事業	1,089,000		
33	地域で活躍できるボランティアの育成事業		350,000	172,170
34	骨髄バンクの啓発等事業		773,600	750,207
	合計	41,576,829	42,455,497	56,996,078

2 監査の結果

(1) 予算制約のあり方について（指摘事項）

① 結論

適正な事業予算規模に基づいて事業を実施すべく、基金の運用を見直すべきである。

② 内容

本基金は平成3(1991)年から平成5(1993)年にかけて、国の高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略の一環で地域福祉の充実に資する事業財源として各都道府県に造成された基金である。造成当時は、金利が比較的高水準にあったことから運用利息部分のみを事業に投じることを原則とするものであったが、低金利である現在ではその制約は存在せず、各都道府県の判断で運用を行っている現状にあるものである。

県においては、従前どおり基金残高を維持することを指針としている結果、事業に投じることのできる予算額は、低金利の影響で造成当時よりも相当に小規模となっている。そして本基金の各事業は、地域福祉の充実に関する事業であって一般財源措置が難しいものの、実施・継続に特に意義があると考えられるものを厳選したものであるが、前述の小規模予算制約のもとで、重要性を認めるも継続を断念している事業が少なからず見受けられる現状にある。

今回の監査で、上記の予算制約方針の妥当性につき現在の国の方針や他の自治体事例を参考に検討したところ、現時点において基金の残高維持の原則はすでに撤廃されており、そもそも地域福祉基盤強化のために確実に投下していくべき財源である基金の性格を考えると、前述の予算制約は低金利に振り回されたものであり不合理であることが判明した。

よって、適正な事業予算規模に基づいて事業を実施すべく、基金運用の見直しを行うべきである。

第15節 とちぎ安心医療基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 医療政策課
根 拠 法 令 等	とちぎ安心医療基金条例
造 成 年 月 日	平成 23(2011)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	449,000 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	救急医療を提供する体制の充実を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	寄附金、基金の運用から生ずる収益 など
事 業 概 要	救急医療の充実を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、平成 23(2011)年 4 月にとちぎ安心医療基金を設置し、個人や企業・団体からの寄附金を財源として事業を実施している。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券（国債）、 （農林債）など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用（預金） 116,463,429	一括運用（預金） 115,718,296	一括運用（預金） 105,829,451
合 計	116,463,429	115,718,296	105,829,451

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		116,463,429	115,718,296	105,829,451
積立額 (増)	新規・追加積立	5,205,339	4,861,370	12,862,323
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	5,205,339	4,861,370	12,862,323
	運用利息	32,159	11,985	4,209
	その他	32,609		
積立額計		5,270,107	4,873,355	12,866,532
取崩額 (減)	事業費	6,015,240	14,762,200	3,843,900
	その他			
	取崩額計	6,015,240	14,762,200	3,843,900
期末残高		115,718,296	105,829,451	114,852,083

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	救急医療機関の設備整備	病院群輪番制病院や救命救急センターの設備整備に対する助成
2	救急医療普及啓発事業	救急医療の適正利用やとちぎ安心医療基金について周知するためのリーフレットを作成
3	若手医師対象研修支援事業	若手医師が受講する研修に対する費用の助成
4	初期臨床研修医対象セミナー事業	臨床研修医を対象とした研修セミナーの実施

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	救急医療機関の設備整備	11,184,000	28,064,000	4,143,000
2	救急医療普及啓発事業	837,760	860,200	852,500
3	若手医師対象研修支援事業			1,000,000
4	初期臨床研修医対象セミナー事業		300,000	300,000
	合計	12,021,760	29,224,200	6,295,500

2 監査の結果

(1) 基金の積極的な活用について（指摘事項）

① 結論

基金の積極的な活用について運用の見直しを検討すべきである。

② 内容

本基金は平成23(2011)年に、救急医療体制の充実を目的にJA共済連栃木（全国共済農業協同組合連合会栃木県本部）の寄附によって造成されたものであって、その後、個人や団体からの寄附を受け入れながら運用されている基金である。基金はこれまで寄附者の意向に従って、大学医学部への寄附講座の設置やドクターヘリランデブーポイントの整備等に使用されてきており、現在は、その体制維持に医療機関の負担の大きい救急医療に関する設備整備への補助等に用いられている。

近年の基金の運用状況を見るに、その補助額については、国の補助金交付が予算制約から低調傾向であることに歩調を合わせた結果、基金の取崩額（事業における活用額）が減少傾向となっている。一方で、県の医療計画においては引き続き救急医療を担う医療機関の確保が重要であり、その設備整備の補助を削減する合理的理由は見出し難いところである。むしろ国からの補助が受けにくい状況であればこそ、県の独自財源を持ってカバーすべき状況があるとも言え、現状の基金の運用方針については修正の余地があると言える。また県全体の救急医療の対応力向上のためには、これまで実施してきたハード（設備）面での整備に加えて、ソフト（ノウハウ）面での支援についても積極的な検討を行うことが基金の設置趣旨に合うものと考えられる。

よって、より基金の目的に沿った形で事業を実施すべく、基金の積極的な活用について運用の見直しを行うべきである。

第16節 栃木県地域医療介護総合確保基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 医療政策課
根 拠 法 令 等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 栃木県地域医療介護総合確保基金条例
造 成 年 月 日	平成26(2014)年12月26日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	1,450,083千円
基 金 財 源	国費2/3、県費1/3
造 成 目 的	国から交付される医療介護提供体制改革推進交付金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を行う。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 医療介護提供体制改革推進交付金、一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備及び病床の機能又は病床数の変更に関する事業 ② 居宅等における医療の提供に関する事業 ③ 介護施設等の整備に関する事業 ④ 医療従事者の確保に関する事業 ⑤ 介護従事者の確保に関する事業 ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券（国債）、 （農林債）など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用（預金等） 8,862,366,735	一括運用（預金等） 9,393,557,456	一括運用（預金等） 10,318,992,534
合 計	8,862,366,735	9,393,557,456	10,318,992,534

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		6,494,735,735	7,401,065,456	6,504,581,534
積立額 (増)	新規・追加積立	2,367,631,000	1,992,492,000	3,814,411,000
	うち県費	789,212,000	664,167,000	1,218,349,000
	うち国庫支出金	1,578,419,000	1,328,325,000	2,596,062,000
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	1,834,736	791,144	273,785
	その他	24,093,398	38,318,566	51,856,392
積立額計		2,393,559,134	2,031,601,710	3,866,541,177
取崩額 (減)	事業費	1,487,229,413	2,928,085,632	3,329,790,911
	その他			
	取崩額計	1,487,229,413	2,928,085,632	3,329,790,911
期末残高		7,401,065,456	6,504,581,534	7,041,331,800

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備及び床数又は病床の機能の変更に関する事業	①回復期病床への機能転換に必要な施設設備の整備 ②地域医療構想に関するセミナーや研修会の開催 ③病床を削減した医療機関に給付金を支給 等
2	居宅等における医療の提供に関する事業	①在宅医療の充実強化に寄与する医療機関に対し設備整備費の補助 ②在宅医療に携わる人材育成研修等の開催 等
3	介護施設等の整備に関する事業	介護保険施設の整備及び開設準備に対する助成 等
4	医療従事者の確保に関する事業	①医療対策協議会の開催 ②医師修学資金貸与事業による医師の養成 ③看護職員の資質向上、離職防止、再就職支援等に関する研修の開催 ④看護師等養成所に対する運営費補助 等

5	介護従事者の確保に関する事業	介護人材育成等に関する研修の開催等
6	勤務医の働き方改革の支援に関する事業	勤務医の労働時間短縮に向けた取組を推進するために必要な経費の補助

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備及び病床数又は病床の機能の変更に関する事業	22,919,795	1,275,071,968	605,249,950
2	居宅等における医療の提供に関する事業	52,671,843	51,448,980	67,457,200
3	介護施設等の整備に関する事業	543,663,000	536,272,000	1,017,920,414
4	医療従事者の確保に関する事業	790,009,906	797,701,974	836,052,347
5	介護従事者の確保に関する事業	77,964,869	267,590,710	779,850,000
6	勤務医の働き方改革の支援に関する事業			23,261,000
合計		1,487,229,413	2,928,085,632	3,329,790,911

2 監査の結果

(1) 長期的視野を持った管理体制について（意見）

① 結論

過去の予算推移や事業成果について一覧性をもって把握できる資料の整備を行い、担当部門において引き継ぎを行っていくような管理体制を追加することが望ましい。

② 内容

当該基金は、平成26(2014)年度より消費税の増税分を活用した財政支援制度として、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を狙いとして、各都道府県に設置された基金である。令和5(2023)年度で1,763億円の政府予算が投入されており、予算規模も社会的意義も大きい事業であるこ

とから各都道府県での適正な事業遂行のために PDCA サイクルを確実に回すことが求められているところである。

県においても各年度における事業ごとの事後評価（計画実績比較、差異の原因分析等）がなされているところであるが、設置から 10 年が経ちつつある本基金について、設置以来の目標達成状況等の軌跡を全体性を持ってモニタリングできるような仕組みは特段存在しないところである。しかし、当該基金の事業規模や長期性、社会保障政策としての重要性を考えると、基金担当者が中長期的視野から各事業の位置付けを確認しつつ、各年度の計画を立案し事業遂行できるような業務環境を整えることは極めて重要であると考えられる。具体的には、過去の予算推移や事業成果について一覧性をもって把握できる資料の整備を行い、担当部門において引き継いでいく体制があると望ましい。

今回の監査において過去の資料の分析を行う中で、一定程度当該基金設置以来の軌跡についての情報整理が進んだところであるので、これらの情報を活用し、今後は上記のような資料整備や引き継ぎを行なっていくことが望ましいと考えられる。

第 17 節 栃木県地域医療再生基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 医療政策課
根 拠 法 令 等	栃木県地域医療再生基金条例
造 成 年 月 日	平成 21(2009)年 10 月 16 日
造 成 期 間	期限なし※基金の解散まで
基 金 造 成 額	5,000,000 千円
基 金 財 源	国費 100%
造 成 目 的	国が県に交付する地域医療再生臨時特例交付金により、地域における医療に係る課題を解決するための地域医療再生計画に基づき、医療提供施設の機能の強化、医療従事者の確保等を図る。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	国からの交付金及び基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	医師・看護師等確保対策事業、医療提供体制整備事業、医療連携推進事業等
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）（令和 2～4 年度）

残高なし

(3) 基金の積立て・取崩しの推移（令和 2～4 年度）

該当なし

(4) 基金の活用状況（令和 2～4 年度）

該当なし

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

平成 27(2015)年度末をもって事業実施が終了した基金である。医学部修了資金の返還など一部残務が継続しているため基金が存置されているが、現時点で実質的な動きのないものである。

第 18 節 栃木県介護保険財政安定化基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 高齢対策課
根 拠 法 令 等	介護保険法、栃木県介護保険財政安定化基金条例
造 成 年 月 日	平成 12(2000)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	933,817,608 円
基 金 財 源	市町からの拠出金、県の繰入金、国の負担金(1/3 ずつ)
造 成 目 的	市町村の保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰入を回避できるように、通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、給付費の見込み誤り等に起因する財源不足について、資金の貸付・交付を行う。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 市町からの拠出金、県の繰入金、国の負担金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	市町村の介護保険財政の安定化に資するため、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百四十七条第一項の規定に基づき設置 市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等による財政不足について、交付・貸付を行う。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券 (国 債)、 (農 林 債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用(預金) 1,136,884,379	一括運用(預金) 1,137,192,786	一括運用(預金) 1,137,310,436
合 計	1,136,884,379	1,137,192,786	1,137,310,436

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		1,136,653,521	1,136,884,379	1,137,192,786
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	230,858	308,407	117,650
	その他			
積立額計				
取崩額 (減)	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
期末残高		1,136,884,379	1,137,192,786	1,137,310,436

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	交付	計画期間の最終年度(3年目)に保険料の収納不足又は給付費増による財源不足額のいずれか少ない額の2分の1を市町に交付する。
2	貸付	保険料の収納不足及び給付費増による財政不足額に対して貸付する。

② 各事業の費用実績(令和2～4年度)

該当なし

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

平成12(2000)年の介護保険制度開始に伴って造成された市町村の介護保険財政の

安定化を図るために、財源不足に対して貸付・交付を行うための基金であり、現在約 11 億 3,700 万円の残高が存在する。過去には 6 市町村に対する貸付（総額約 1 億 9,400 万円）、2 市町村に対する交付（総額約 1,200 万円）がなされ、貸付金については全て償還されている。

栃木県では過去 20 年超にわたる貸付残高の 5 倍以上の基金が積み立てられているところであるが、介護保険事業支出額との関係で見れば年間約 1,400 億円の県内保険給付費を加入者保険料負担割合である 50%で引き直した約 700 億円に対して約 1.6%の積立水準であって、今後の給付増を想定すれば必ずしも過剰とは言えない積立水準である（他の保険制度では、財政安定化基金により積極的な積立がなされているものもある）。

なお、基金への追加拠出や取崩しに関する決定権は厚生労働大臣が持っており、現状の積立水準も制度の安定化とともに制度開始当初の 1/3 程度に引き下げられて現状の水準にあるところであって、県が取崩し等を独自に左右する余地は大きくないものである。よって現状の運用については、特段の問題はないと判断した。

第19節 栃木県安心こども基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 こども政策課
根 拠 法 令 等	栃木県安心こども基金条例
造 成 年 月 日	平成 21(2009)年 3 月 3 日
造 成 期 間	平成 21(2009)年 3 月～令和 5 (2023)年 3 月
基 金 造 成 額	1,620,305 千円
基 金 財 源	国費 100%
造 成 目 的	国が県に交付する子育て支援対策臨時特例交付金により、保育所の計画的な整備、母子家庭の母等の安定的な就業等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 国からの交付金 ② 基金の運用から生ずる利子収入
事 業 概 要	国からの子育て支援対策臨時特例交付金により、市町が行う保育所等の計画的な整備や幼児教育・保育の無償化に必要な事務の支援等を実施するために設置している。 主な事業は、保育所等の施設整備に係る補助事業である。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金	1,650,733,294	1,129,868,307	1,844,440,925
債 券 (国 債)、 (農 林 債) など			
貸 付 金			
そ の 他			
合 計	1,650,733,294	1,129,868,307	1,844,440,925

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		672,005,344	1,099,771,880	913,348,893
積立額 (増)	新規・追加積立	978,645,000	30,054,272	931,057,828
	うち県費			
	うち国庫支出金	978,645,000	26,023,000	928,051,000
	うち市町村拠出金			
	うちその他		4,031,272	3,006,828
	運用利息	82,950	42,155	34,204
	その他			
積立額計		978,727,950	30,096,427	931,092,032
取崩額 (減)	事業費	550,961,414	216,519,414	146,443,000
	その他			
	取崩額計	550,961,414	216,519,414	146,443,000
期末残高		1,099,771,880	913,348,893	1,697,997,925

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	保育所緊急整備事業	市町が行う保育所の施設整備費の助成に対して、補助を実施する。
2	認定こども園整備事業	市町が行う認定こども園等の施設整備費の助成に対して、補助を実施する。
3	不妊に悩む方への特定治療支援事業	高額な医療費を要する特定不妊治療（体外受精・顕微受精）の経済的負担の軽減を図るため、治療費に対する助成等を行う。
4	幼児教育・保育の無償化に係る事務費等	市町が行う幼児教育・保育の無償化の実施にあたり必要となる事務及びシステム改修等に対して、補助を実施する。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	保育所緊急整備事業	603,676,287	137,748,875	
2	認定こども園整備事業	614,814,871	26,404,125	
3	不妊に悩む方への特定治療支援事業	40,988,115	728,706,587	265,255,203
4	幼児教育・保育の無償化に係る事務費等	59,800,469	16,645,817	13,816,772
	合計	1,319,279,742	909,505,404	279,071,975

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

① 基金の積立及び取崩計画

当該基金の原資は、国から都度交付される「子育て支援対策臨時特例交付金」であるため積立計画はなく、取り崩しについても国から示される国庫補助事業の国負担分として基金を充当しているため長期的な取崩計画はない。

② 基金の適正残高

上述のとおり、当該基金の原資は、国から都度交付される「子育て支援対策臨時特例交付金」であり、国から示される国庫補助事業の国負担分として基金を充当しているため、残高は積立及び取り崩しの結果となっている。

③ 運用

国へ運用益の報告を行うため個別で運用を行っており、譲渡性預金で運用している。また、運用益は「基金に編入するものとする」と条例に定められている。

④ 平成26(2014)年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

ア 認定こども園事業に対する意見

平成25(2013)年4月現在、県内には認定こども園が20施設あり、このうち基金が利用可能な私立の認定こども園は17施設ある。平成25(2013)年度中に基金を利用した認定こども園は佐野市内の2施設に留まっている。

基金事業の実施には、市町が補助金の4分の1を負担しなければならないの

で、市町に基金利用の積極性や意図がないと利用促進につながらない。県は、市町に働きかけて利用実績を増やすべく説明等を行っているものの、利用実績が低く基金の有効利用がされていない。県は、より市町に働きかけて利用実績の向上を図るべきである。

イ 措置状況

認定こども園の整備を進めるため、市町の担当者会議や園長会議などを通じて各市町等へ補助事業の周知を図った。

平成 26(2014)年度から令和 4(2022)年度までの実績は 42 件(改築等も含む)。引き続き、活用可能な事業について、事業の活用を促していく。

ウ 幼稚園耐震化促進事業に対する意見

本県の幼稚園舎の耐震化率は、平成 25(2013)年 4 月 1 日現在で 66.5%であり全国平均値の 77.8%に比べ低い。また、耐震化の最も進んだ静岡県 of 97.7%に比べて見劣りする。本基金を利用した耐震化事業は、平成 26(2014)年度で終了を予定しているが、県は耐震化されていない各幼稚園の耐震化を促進すべきである。

エ 措置状況

県内幼稚園等の耐震化率の向上を図るため、市町の担当者会議や園長会議などを通じて各市町等へ補助事業の周知を図った。

令和 4(2022)年 4 月 1 日現在で耐震化率は 90.9%。引き続き、各園に対して園舎の耐震化を促していく。

⑤ 主な実施事業（平成 29(2017)年以降）

保育所緊急整備事業	1,745,848 千円(平成 29 年から令和 3 年)
認定こども園整備事業	1,189,991 千円(平成 29 年から令和 3 年)
幼稚園耐震化促進事業	244,264 千円(平成 29 年から令和元年)
不妊に悩む方への特定治療支援事業	302,501 千円(令和 2 年から令和 4 年)
保育士資格取得支援事業	33 千円(平成 29 年)
幼児教育・保育の無償化に係る事務費等	89,148 千円(令和 2 年から令和 4 年)

「保育所緊急整備事業」及び「認定こども園整備事業」は、他の交付金を利用するようになったため、令和 3(2021)年以降は「不妊に悩む方への特定治療支援事業」が主な実施事業となっている。

第 20 節 栃木県国民健康保険広域化等支援基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 国保医療課
根 拠 法 令 等	国民健康保険法、栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例
造 成 年 月 日	平成 14(2002)年 10 月 11 日
造 成 期 間	平成 14(2002)年 10 月～令和 5 (2023)年 3 月
基 金 造 成 額	213,084 千円
基 金 財 源	国費 50%、県費 50%
造 成 目 的	国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する。
基 金 種 別	特定目的基金
積 立 財 源	基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	① 広域化支援事業 国民健康保険事業の運営の広域化等を行う市町村に対する貸付及び運営の広域化等の支援に必要な金額を交付する事業 ② 財政強化支援事業 国民健康保険事業の財源不足が見込まれる市町村に対する貸付事業
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金	2,466,000	12,196,000	
定 期 預 金		632,899,294	
譲 渡 性 預 金	635,221,500		
債券（国債）、 （農林債）など			
貸 付 金	18,000,000	9,000,000	
そ の 他			
合 計	655,687,500	654,095,294	

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		657,457,639	655,687,500	654,095,294
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	175,703	12,749	8,547
その他	9,000,000	9,000,000	9,000,000	
積立額計		9,175,703	9,012,749	9,008,547
取崩額 (減)	事業費	1,945,842	1,604,955	10,868,040
	その他	9,000,000	9,000,000	652,235,801
	取崩額計	10,945,842	10,604,955	663,103,841
期末残高		655,687,500	654,095,294	

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	財政強化支援事業	平成28(2016)年度に高根沢町への貸付事業を実施(貸付金額45,000千円、平成30(2018)年度～令和4(2022)年度で償還)
2	広域化支援事業	① 特定健診等啓発事業 市町が行う特定健診等の保健事業の実施率向上のため、広域的な広報を実施。 ② 国民健康保険税徴収指導員派遣事業 国保財政運営の安定化のため、収納率目標未達成市町への指導員派遣等を実施。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	財政強化支援事業			
2	広域化支援事業	1,945,842	1,604,955	10,868,040
合計		1,945,842	1,604,955	10,868,040

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該基金は、平成 30(2018)年度の国保制度改革に伴って廃止された基金であり、代わって後述の財政安定化基金が設置されている。当該基金が令和 4(2022)年度まで存置されていたのは、市町村に対する貸付事業の償還事務が残っていたためであって、その完了とともに基金が廃止されているものである。なお当該基金が用いられていた事業に関しては保険者努力支援制度を財源として継続する形となっている。

第 21 節 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 国保医療課
根 拠 法 令 等	高齢者の医療の確保に関する法律、栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例
造 成 年 月 日	平成 20(2008)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	391,644 千円
基 金 財 源	国費、県費、栃木県後期高齢者医療広域連合拠出金 各 1/3
造 成 目 的	後期高齢者医療の財政の安定化に資する。
基 金 種 別	特定目的基金
積 立 財 源	① 国費、県費、栃木県後期高齢者医療広域連合拠出金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	① 交付事業 保険料収納額が予定した保険料収納額よりも不足すると見込まれ、かつ、給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に交付する。 ② 貸付事業 保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について貸し付ける。 ③ 財政安定化基金の特例 保険料率の増加の抑制を図るために交付する。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金			
債券（国債）、 （農林債）など			
貸付金			
その他	一括運用（預金） 3,186,026,492	一括運用（預金） 3,186,890,779	一括運用（預金） 3,187,220,485
合 計	3,186,026,492	3,186,890,779	3,187,220,485

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期 首 残 高		3,186,026,492	3,186,890,779	3,187,220,485
積 立 額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運 用 利 息	864,287	329,706	124,836
	そ の 他			
積 立 額 計	864,287	329,706	124,836	
取 崩 額 (減)	事 業 費			
	そ の 他			
	取 崩 額 計			
期 末 残 高		3,186,890,779	3,187,220,485	3,187,345,321

(4) 基金の活用状況（令和2～4年度）

該当なし

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該基金は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置されたもので、後期高齢者医療の事務処理を行う広域連合が、予期せぬ保険料の収納率の低下や医療給付費の増加により財源不足になった場合に、本基金の貸付・交付を行うほか、保険料率の増加の抑制を図るための交付金に充てるための基金である。

基金には平成 27（2015）年までの積立の結果約 32 億円の残高が存在しているが、県としては今後の医療給付費見込額（令和 6・7 年度においては約 2,500 億円）について、これまでの傾向を踏まえて推計比 4.45%増のリスクを見込み、さらに後期高齢者保険料負担割合である 12.7%を掛けた 28 億円を適正水準としているところ、その考え方及び現在の積立水準には合理性が認められる。

よって、現状の運用について、特段の問題はないものと判断した。

第 22 節 栃木県国民健康保険財政安定化基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	保健福祉部 国保医療課
根 拠 法 令 等	国民健康保険法、栃木県国民健康保険財政安定化基金条例
造 成 年 月 日	平成 28(2016)年 3 月 10 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	337,400 千円
基 金 財 源	貸付事業及び交付事業：国費 100% 財政調整事業：県費 100%
造 成 目 的	国民健康保険の財政の安定的な運営を図る。
基 金 種 別	特定目的基金
積 立 財 源	① 特別会計の剰余金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	① 貸付事業 市町村の保険税収納不足額に対して貸し付ける事業 ② 交付事業 災害等の特別な事情が生じた場合、保険税収納不足額の 2 分の 1 を交付する事業 ③ 財政調整事業 国保事業費納付金の著しい上昇の抑制等、安定的な財政運営の確保を図るため、決算剰余金を基金に積立て、又は取り崩して特別会計に繰り入れる事業
予 算 計 上 会 計	国民健康保険特別会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金			
債券(国債)、 (農林債)など			
貸付金			
そ の 他	一括運用(預金) 3,925,003,029	一括運用(預金) 3,926,067,781	一括運用(預金) 15,448,924,960
合 計	3,925,003,029	3,926,067,781	15,448,924,960

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期 首 残 高		3,925,003,029	3,926,067,781	3,926,473,960
積 立 額 (増)	新規・追加積立			11,522,451,000
	うち県費			11,522,451,000
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	1,064,752	406,179	155,027
	そ の 他			
積 立 額 計	1,064,752	406,179	11,522,606,027	
取 崩 額 (減)	事 業 費			
	そ の 他			
	取 崩 額 計			
期 末 残 高		3,926,067,781	3,926,473,960	15,449,079,987

(4) 基金の活用状況（令和2～4年度）

該当なし

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

国民健康保険財政安定化基金は、過年度の保険税収納率の下落幅の平均や保険給付費の見込みと実績の平均乖離率を基に、保険税の収納不足及び保険給付費実績の見込みからの増加が3年間続いた場合を想定し、全国で2,000億円規模が確保されているものであり、栃木県では通算約39億円の積立があるものである。

令和4(2022)年度から、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、都道府県国民健康保険特別会計に繰り入れることができる財政調整機能が付与されており、栃木県ではこの制度に基づき、特別会計の繰越金から独自に約115億円を積み立てている。現在の積立水準は、年間約1,750億円の県内国保給付費を加入者保険税負担割合である30%で引き直した年間約500億円に対して約30%の積立水準であって、やや積立超過とも見える水準(仮に5%の給付費増があった場合、増加分の6年分程度をカバーできる)にある。

このような積立は、一時の国保特別会計の余剰を他期間の不足に充てるものであって、世代間の負担の付け替えの面が大きいことから必ずしも望ましいものではないが国保特別会計の欄でも記載したとおり、これらの繰越金は制度改正への慎重な対応や新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えなどの影響により生じたものであること、今後の保険税上昇の抑制のためにこれらを一定程度まで取り崩す予定などがあることなどが確認されたことから、現状の積立水準は過渡的なものと考えられ、特段の問題はないものと判断した。

第23節 とちぎの元気な森づくり基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 環境森林政策課
根 拠 法 令 等	とちぎの元気な森づくり県民税条例
造 成 年 月 日	平成20(2008)年4月1日
造 成 期 間	平成20(2008)年4月～令和10(2028)年3月
基 金 造 成 額	—
基 金 財 源	とちぎの元気な森づくり県民税
造 成 目 的	とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 県民税収入 ② 寄附金 ③ 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、とちぎの元気な森を次世代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源を確保する。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、(農 林債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用(預金) 924,638,616	一括運用(預金) 1,151,397,198	一括運用(預金) 1,414,209,012
合 計	924,638,616	1,151,397,198	1,414,209,012

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		924,638,616	1,151,397,198	1,414,209,012
積立額 (増)	新規・追加積立	867,970,551	905,741,447	888,514,144
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	867,970,551	905,741,447	888,514,144
	運用利息	238,217	115,269	53,701
	その他	5,485,741	7,718,290	5,118,905
	積立額計	873,694,509	913,575,006	893,686,750
取崩額 (減)	事業費	646,935,927	650,763,192	756,179,727
	その他			
	取崩額計	646,935,927	650,763,192	756,179,727
期末残高		1,151,397,198	1,414,209,012	1,551,716,035

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	とちぎの元気な森づくり 未来の森整備事業	人工針葉樹林における再造林や広葉樹への樹種転換を路網整備、獣害対策と一体的に進める。
2	とちぎの元気な森づくり 里山林整備事業	森づくり活動団体等が地域住民の生活環境を保全等する里山林整備を支援する。 整備した里山林の継続的な管理のための活動を支援する。
3	とちぎの元気な森づくり 森林所有対策事業	森林所有者の高齢化や相続に伴う世代交代等による境界不明森林の解消を図るため、森林組合等による地籍整備事業を促進する。
4	とちぎの元気な森づくり 県民会議等事業	県民協働の森づくりの推進母体である「とちぎの元気な森づくり県民会議」の活動やとちぎの元気な森づくり県民税事業の普及啓発及び評価・検証等を行う。
5	とちぎの元気な森づくり 地域活動支援事業	里山林等の持続的な保全のため、ボランティアの育成・確保等に取り組む。

6	とちぎの元気な森づくり 木造・木質化等事業	公共及び民間施設の木造・木質化や、建築士等を対象とする中大規模木造建築推進のための研修会開催等への支援を行う。
---	--------------------------	---

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	とちぎの元気な森づくり 未来の森整備事業	415,972,015	438,011,524	545,788,476
2	とちぎの元気な森づくり 里山林整備事業	132,557,250	121,928,563	116,494,886
3	とちぎの元気な森づくり 森林所有対策事業	121,344,853	132,876,130	128,334,832
4	とちぎの元気な森づくり 県民会議等事業	6,585,509	4,566,575	5,782,933
5	とちぎの元気な森づくり 地域活動支援事業	10,915,300	10,817,400	10,665,600
6	とちぎの元気な森づくり 木造・木質化等事業	20,000,000 (令和元年度繰 越金)		
合 計		707,374,927	708,200,192	807,066,727

2 監査の結果

(1) 平成26(2014)年度の包括外部監査での指摘事項の改善確認について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

とちぎ森づくり情報センター事業（既に本基金において当該事業は廃止されている）の完了検査について、平成26(2014)年3月31日に環境立県戦略室長と担当者の2名で機構に訪問し証憑のチェック等を実施したとのことであるが、県には室長が押印した「委託事業完了検査復命書」が1枚保管されているのみであったため、包括外部監査において完了検査の実態を確認するのが困難であったという指摘があった。

今回の包括外部監査において改善状況を確認したところ、検査チェックリスト等の客観的に検査結果が検証できる様式が整備され、適切に改善されていた。

(2) 事業の概要について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

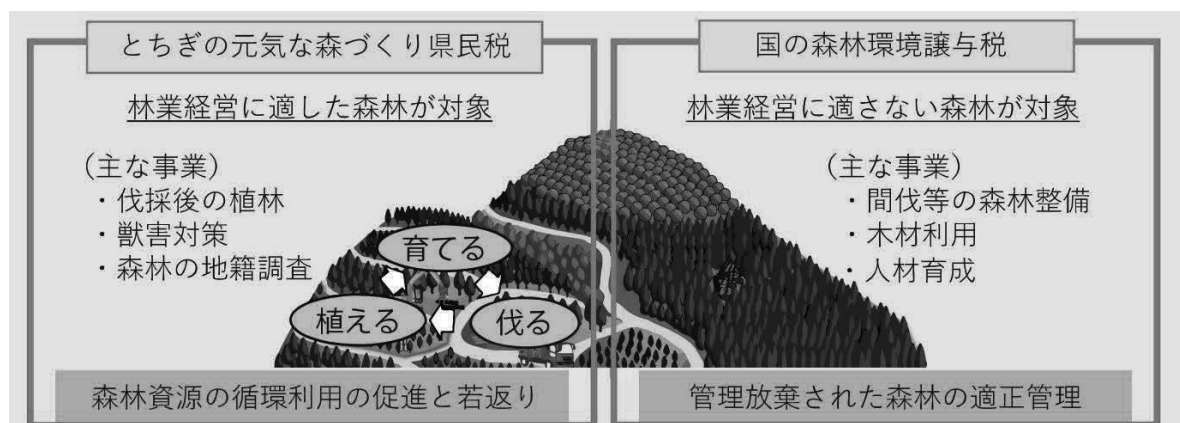
② 内容

平成 20(2008)年 4 月 1 日から導入された県民税である「とちぎの元気な森づくり県民税」を基金財源としている基金である。10 年を 1 期として事業計画を策定しており、現在は第 2 期（平成 30 年～令和 9 年）計画が進行している。

毎年、県内有識者等で構成される「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会」が事業内容の評価を実施している。また、10 年の中間期である 5 年経過時点で、とちぎの元気な森づくり県民税条例附則第 3 項に基づき、必要に応じて直近の社会情勢等を勘案して事業内容の見直しを行っている。

なお、平成 31(2019)年に国税の「森林環境譲与税」が導入された。「森林環境譲与税」は、私有林人工林面積等の基準によって市町村と都道府県に配分される。栃木県のように、「森林環境譲与税」の導入以前から、地方税において森林環境整備のための独自の税を設定していた自治体は、「森林環境譲与税」と、独自の税のそれぞれの用途を明確に区分する必要性が生じた。

栃木県では、「とちぎの元気な森づくり県民税」の財源で行う事業内容と「森林環境譲与税」の財源で行う事業内容を、事業対象の森林などの観点から以下のように区分している。



「とちぎの元気な森づくり県民税」事業と「森林環境譲与税」事業は、いずれも栃木県の森林・林業における課題に対応した取組という共通点があり、両事業は一体的な評価を実施している。毎年の評価結果は、「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書」にまとめられている。当該報告書は県のホームページにも公表されており、事業に関する情報公開にも積極的に努めている。

第24節 栃木県森林環境整備促進基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 環境森林政策課
根 拠 法 令 等	栃木県森林環境整備促進基金条例
造 成 年 月 日	令和元(2019)年6月28日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	—
基 金 財 源	森林環境譲与税
造 成 目 的	森林環境譲与税事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 森林環境譲与税収入 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源に充てる。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、(農 林債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用(預金) 105,226,093	一括運用(預金) 118,159,627	一括運用(預金) 128,406,200
合 計	105,226,093	118,159,627	128,406,200

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		57,184,093	69,896,627	79,758,200
積立額 (増)	新規・追加積立	96,084,000	96,290,000	97,296,000
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	96,084,000	96,290,000	97,296,000
	運用利息	20,249	10,048	3,967
	その他			
積立額計		96,104,249	96,300,048	97,299,967
取崩額 (減)	事業費	83,391,715	86,438,475	51,216,116
	その他			
	取崩額計	83,391,715	86,438,475	51,216,116
期末残高		69,896,627	79,758,200	125,842,051

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	実践型活動支援事業	森林経営管理制度等の円滑な導入のための市町職員に対する研修を実施する。
2	森林情報共有化推進事業	県・市町・林業事業者が保有する森林情報を一元管理する森林クラウドシステムを整備・運用し、市町が実施する森林経営管理制度等を支援する。
3	木造・木質化等事業	公共及び民間施設の木造・木質化や、建築士等を対象とする中大規模木造建築推進のための研修会開催等への支援を行う。
4	栃木県林業大学校(仮称)整備事業	栃木県林業大学校(仮称)の開校準備、施設整備を行う。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	実践型活動支援事業	2,185,700	1,864,500	2,035,000
2	森林情報共有化推進事業	41,556,700	6,303,000	13,697,200
3	木造・木質化等事業	60,427,665	64,780,700	24,072,593
4	栃木県林業大学校(仮称)整備事業		94,064,275	261,965,673
合計		104,170,065	167,012,475	301,770,466

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

国から全国の市町村と都道府県に対して譲与されている森林環境譲与税に基づいて造成された基金である。

森林整備という観点では、とちぎの元気な森づくり県民税により造成されている「とちぎの元気な森づくり基金」と用途や活用方法が混在しないよう、両基金の事業内容は明確に区分している。事業内容の区分については、「とちぎの元気な森づくり基金」の監査の結果を参照されたい。

「とちぎの元気な森づくり県民税」事業と「森林環境譲与税」事業は、いずれも栃木県の森林・林業における課題に対応した取組という共通点があり、両事業は一体的な評価を実施している。毎年の評価結果は、「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書」にまとめられている。当該報告書は県のホームページにも公表されており、事業に関する情報公開にも積極的に努めている。

また、市町村が造成している同基金の執行率が低いことから、市町村担当者に対して研修会等を行うなど、市町村の基金執行率を向上させるため県の支援を強化しているとのことである。

第 25 節 栃木県地域環境保全基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 気候変動対策課
根 拠 法 令 等	栃木県地域環境保全基金条例
造 成 年 月 日	平成 2 (1990) 年 3 月 30 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	400,000 千円
基 金 財 源	国庫補助金 2 億円、地方交付税交付金 2 億円
造 成 目 的	地域環境保全活動の推進のための事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金 (資金積立)
積 立 財 源	① 国庫補助金、寄附金、電気事業会計からの繰入金、その他一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	① 地域の環境保全に関する知識の普及 ② 住民等の環境保全活動の支援 ③ EV バスや省 CO2 設備、再生可能エネルギー導入の推進 等
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高 (3 月末現在)

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金		23,000	37,500
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金	426,706,105	409,333,310	408,222,826
債券(国債)、(農 林債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用 (預金) 249,050,570	一括運用 (預金) 240,876,388	一括運用 (預金) 228,725,678
合 計	675,756,675	650,232,698	636,986,004

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		638,182,096	611,764,641	569,580,176
積立額 (増)	新規・追加積立	48,492,006	73,376,615	88,299,857
	うち県費	48,492,006	73,353,615	88,262,357
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他		23,000	37,500
	運用利息	4,143	105	1,421
	その他			
積立額計		48,496,149	73,376,720	88,301,278
取崩額 (減)	事業費等	74,913,604	115,561,185	125,894,435
	その他			
	取崩額計	74,913,604	115,561,185	125,894,435
期末残高		611,764,641	569,580,176	531,987,019

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	FCV(燃料電池自動車)導入促進事業	①水素の性質について学べる実験動画の制作や、県民を対象とした出前授業の開催。 ②FCVを公用車として率先導入し、普及啓発イベント等で活用。
2	「COOL CHOICE とちぎ」県民運動推進事業	インフルエンサーを活用した啓発動画や、県民向け脱炭素ガイドブック・デジタル環境学習教材等の制作、県民を対象とした訪問講座の開催。
3	食品ロス削減推進事業	外食を通じた食べきり運動等の啓発や、食品関連事業者を対象とした啓発実証事業の実施。
4	プラスチックごみ対策事業	海洋へ流出するプラスチックごみ問題に対する学習講座の開催や、スポーツ競技の要素を加えたごみ拾い大会の開催。

5	フードバンク等活動促進事業	未利用食品の有効活用策であるフードバンク活動に係る啓発リーフレット及びポスターの作成。
6	環境に配慮したいちご一会国体・とちぎ大会推進事業	廃棄処分されるはずの伐採街路樹を再利用したコースターを製作し、大会参加者に対して配布。
7	気候変動適応情報発信事業	温暖化対策や適応策に係る情報を集約したポータルサイトの制作。
8	外来種対策事業	生態系に悪影響を及ぼすアマゾンチカガミの分布状況の調査や、県民参加型駆除イベントの開催。
9	太陽光発電施設運営事業	県有地を活用したリース方式による太陽光発電施設の運営。
10	再生可能エネルギー熱利用促進事業	事業者を対象とした排熱利用設備導入に係るセミナーの開催や、導入可能性調査の実施。
11	ESD・環境学習デザイン力向上事業	教職員を対象としたESD（持続可能な開発のための教育）の観点を踏まえた環境学習に係る研修会の開催。
12	県庁スマートエネルギーマネジメント運営事業	本庁舎及び地方合同庁舎等におけるエネルギー使用を見える化したエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の構築及び保守管理。
13	再エネ・省エネ・未利用熱利用設備導入促進事業	省エネ・再エネ・未利用熱に係るレベルごとの取組事例を紹介した事業者向け脱炭素ガイドブックの制作。
14	気候変動対策連携フォーラム等事業	産学官金で設立した「とちぎ気候変動対策連携フォーラム」の運営や、気候変動対策に係るセミナーの開催、専門家による企業支援の実施。
15	気候変動対策ビジネス等創出支援事業	中小企業による気候変動対策につながる製品・サービスの開発等に係る経費の一部助成。
16	中小企業災害時強靱化モデル調査事業	中小企業における太陽光発電設備の導入効果等に係る詳細調査の実施。
17	PPAモデルを活用した県有施設の脱炭素化推進事業	県有施設におけるPPA（初期費用やメンテナンスを要しない電力契約方式）による太陽光発電設備の導入効果等に係る詳細調査の実施。
18	中小企業省エネ普及啓発強化事業	事業者向け脱炭素ガイドブックを活用した経営者及び従業員を対象としたセミナーの開催。

19	省 CO2 設備導入補助事業	中小企業による省エネ設備への更新等に係る経費の一部助成。
20	EV バス導入事業	奥日光地域で県が運行する低公害バスへの EV 導入。
21	SDGs 推進企業支援事業	SDGs の取組を宣言した企業が「とちぎ SDGs 推進企業」として登録する制度の啓発。
22	環境配慮型・観光 MaaS 活用交通モデル構築事業	奥日光地域の県営駐車場への公共用 EV 充電器の設置及び維持管理。
23	栃木県県民の森施設整備事業	県民の森の森林展示館におけるモニター・電気設備の更新や、屋外水銀灯の LED 改修工事。
24	日光自然博物館施設整備事業	奥日光地域の県営駐車場における外灯の LED 改修工事。
25	サイクリング促進事業	那須高原・那須塩原エリアや奥日光エリアを対象に、セルフガイド機能付き E バイク（電動アシスト付自転車のスポーツバイク）の導入。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	FCV（燃料電池自動車）導入促進事業	5,659,830	2,240,700	2,240,700
2	「COOL CHOICE とちぎ」県民運動推進事業	9,799,373	9,087,080	16,522,162
3	食品ロス削減推進事業	11,417,950	11,019,250	7,449,915
4	プラスチックごみ対策事業	5,253,829	12,701,869	10,905,936
5	フードバンク等活動促進事業		706,095	
6	環境に配慮したいちご一会国体・とちぎ大会推進事業		26,158,946	
7	気候変動適応情報発信事業			4,631,660

8	外来種根絶モデル事業 (アマゾントチカガミ)			6,534,893
9	太陽光発電施設運営事業	13,566,509	13,631,090	13,666,048
10	再生可能エネルギー熱 利活用促進事業	4,114,000		
11	ESD・環境学習デザイン 力向上事業		101,167	
12	県庁スマートエネルギー マネジメント運営事業			8,457,900
13	再エネ・省エネ・未利用 熱利用設備導入促進事 業		1,484,983	
14	気候変動対策連携フォー ラム等事業		1,480,102	
15	気候変動対策ビジネス 等創出支援事業		2,545,244	
16	中小企業災害時強靱化 モデル調査事業		594,000	
17	PPA モデルを活用した 県有施設の脱炭素化推 進事業		396,000	
18	中小企業省エネ普及啓 発強化事業			1,624,010
19	省 CO2 設備導入補助事 業	9,755,000	14,355,000	10,235,000
20	EV バス導入事業	67,034,000		60,032,300
21	SDGs 推進企業支援事業	502,268	1,571,790	1,570,745
22	環境配慮型・観光 MaaS 活用交通モデル構築事 業		19,096,418	1,452,000
23	栃木県県民の森施設整 備事業		5,203,000	3,410,000
24	日光自然博物館施設整 備事業		2,233,000	

25	サイクリング促進事業		17,888,000	14,301,632
合	計	127,102,759	142,493,734	163,034,901

2 監査の結果

(1) 脱炭素社会づくり促進事業費補助金の導入効果報告書の提出不備について（指摘事項）

① 結論

導入効果報告書の提出状況の管理体制を改善する必要がある。

② 内容

省 CO2 設備導入補助事業において、脱炭素社会づくり促進事業費補助金として、照明の LED 化や空調、ボイラー等の脱炭素に資する設備を改修した事業者に対して、審査のうえ補助金を交付している。

この点、「脱炭素社会づくり促進事業費補助金交付要領」第 13 条において、補助金の交付を受けた事業者は改修設備における 1 年間のエネルギー使用量について、導入効果報告書の様式で県へ報告することが求められている。

しかし、導入効果報告書を提出していない事業者が複数存在することが令和 3 (2021) 年の県監査委員会事務局の事務局監査において判明し、未提出の事業者に対しては県から督促を行い、報告書の提出を求めた。しかし、当該連絡時点で担当者不在の事業者も存在し、一部の事業者に関しては導入効果報告書が結果として現時点においても入手できていない状況となっている。

令和 5 (2023) 年 10 月 17 日時点における報告書未提出の事業者数は以下のとおりである。なお、令和 4 (2022) 年度採択事業年度分に関しては、まだ報告書の提出期限が到来していないため、以下表には反映していない。

	採択事業者数 A	報告書未提出事業者数 B	未提出割合 B/A
平成 27 年度	21	11	52.3%
平成 28 年度	22	9	40.9%
平成 29 年度	19	2	10.5%
平成 30 年度	19	6	31.5%
令和元年度	9	7	77.7%
令和 2 年度	11	8	72.7%
令和 3 年度	15	0	0%

補助金事業においては、補助事業実施後の状況管理も重要である。

県としては、定期的に導入効果報告書の提出状況を提出期日前後にタイムリーに確認して事業者に対して督促を行ったり、現在電話、メールで行っている督促に加えて書面による督促を行うなど、報告書の提出を促進し、網羅的に提出が行われるための措置を行う必要がある。

(2) 基金の仕組みについて

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

本基金であるが、大きく分けて3種類の財源から構成されているとのことである。

財源種類	財源内容	運用方法
原資分	本基金の造成当初に国から拠出を受けた部分	個別運用
ふるさと電気分	栃木県企業局のふるさと電気事業の利益から拠出を受けた部分	個別運用
設備補助+売電収入分	栃木県の一般会計から繰り入れられた部分及び鹿沼太陽光発電施設の売電収入分	一括運用

上記のとおり、「原資分」と「ふるさと電気分」の財源に関しては栃木県の一般財源と区分管理する必要性から、一括運用ではなく個別運用を行っている。

(3) 平成 26(2014)年度の包括外部監査での指摘事項の改善確認について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

防災拠点施設再生可能エネルギー等推進事業について、太陽光発電設備のシステム費用の入札設定価格について、その発注価格の妥当性の検討が不十分なまま発注が行われており、コスト削減の意識を持つよう意識改革が必要であるとの指摘があった。

県としては、入札設定価格については建築工事積算基準等に基づいて積算を行っており妥当であるとの判断であり、今後の公共工事の発注に関しても適正な工事価格の設定と品質確保に努めていくという措置状況であった。なお、当該事業は平成 28(2016)年度で既に終了している。

第26節 栃木県自然景観保全基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 自然環境課
根 拠 法 令 等	栃木県自然景観保全基金条例
造 成 年 月 日	平成元(1989)年4月1日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	1,000,000 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	優れた自然景観の保全に必要な不動産の取得を円滑かつ効率的に行う。
基 金 種 別	定額運用基金
積 立 財 源	一般会計からの繰入金
事 業 概 要	栃木県の優れた街道景観など自然景観の保全に必要な土地又は建築物等の買取を、円滑かつ効率的に行う。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金	328,599,069	328,599,069	328,599,069
債券(国債)、(農 林債) など			
貸 付 金			
そ の 他	(土地) 671,400,931 (25,359.74 m ²)	(土地) 671,400,931 (25,359.74 m ²)	(土地) 671,400,931 (25,359.74 m ²)
合 計	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				
取崩額 (減)	事業費			
	その他			
	取崩額計			
期末残高		1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000

(4) 基金の活用状況（令和2～4年度）

該当なし

2 監査の結果

(1) 平成26(2014)年度の包括外部監査での指摘事項の改善確認について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

バブル経済期の平成元(1989)年に公布されたとちぎふるさと街道景観条例において、街道景観形成地区として「那須街道」、「塩原街道」、「那須塩原横断道路」、「湯本漆塚線（県道）」の4つの街道が指定されている。本基金は、これらの街道の景観が開発行為等で損なわれないように、県が街道周辺の土地の買取を必要と判断し、かつ土地の所有者が自身の土地の買取を希望した場合に、県が土地を買取る資金を支出するための基金である。

しかし、とちぎふるさと街道景観条例等の浸透や時勢の変化により、街道沿線の開発が沈静化してきた結果、平成8(1996)年度を最後に、本基金による新規の土地取得は行われていない。

そのため、平成26(2014)年度の包括外部監査においては、本基金の廃止の検討について指摘事項となっていた。しかし、県としては、結果的には平成9(1997)年

度以降は土地又は建物を取得していないものの、「自然景観の保全に必要な土地又は建物の買取を円滑かつ効率的に行う」という基金造成の目的を鑑み、時勢の急変による緊急的な取得にも対応できるよう、基金を存続した。

しかし、今回の監査において、令和4(2022)年度までの実績を確認したところ、平成26(2014)年度の包括外部監査以降も新規の土地取得はなく、道路拡張のための県土整備部への土地引渡を除き、基金残高に動きは見られなかった。また、毎年買取に関する相談、問い合わせは数件発生しているが、具体的な土地の取得計画は存在しない状況である。

そのような状況の中で、令和6(2024)年2月の県議会において、本基金の廃止議案が提出された。令和6(2024)年3月31日付けで本基金が廃止となる予定である。基金は廃止となるものの、基金において過去に取得した土地については、引き続き景観保護を図るための県有財産として管理を継続するため、とちぎふるさと街道景観条例の目的は達成できるとのことである。

第 27 節 栃木県森林整備地域活動支援基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 林業木材産業課
根 拠 法 令 等	栃木県森林整備地域活動支援基金条例
造 成 年 月 日	平成 14(2002)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	203,679 千円
基 金 財 源	国費 100%
造 成 目 的	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ適切な森林整備の推進を図るための地域活動を確保するための支援措置である「森林整備地域活動支援事業」の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 国からの交付金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ適切な森林整備の促進を図るため、面的なまとまりをもって森林施業を行うための計画作成を促進する「森林経営計画作成促進」や、施業の前提となる施業実施箇所境界の確認を行う「森林境界明確化」並びに森林施業の集約化等に必要となる既存路網の改良活動を行う「森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備」等の地域における活動に対し支援をする。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金	2,192,263	1,562,306	932,337
譲 渡 性 預 金			
債 券 (国 債)、(農 林 債) など			
貸 付 金			
そ の 他			
合 計	2,192,263	1,562,306	932,337

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		2,202,043	2,192,263	1,562,306
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	220	43	31
その他				
積立額計	220	43	31	
取崩額 (減)	事業費	10,000	630,000	630,000
	その他			
	取崩額計	10,000	630,000	630,000
期末残高		2,192,263	1,562,306	932,337

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	森林整備地域活動支援事業	①森林経営計画作成促進に係る調査・合意形成 ②森林境界明確化に係る森林境界の測量 ③作業路網の改良活動

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	森林整備地域活動支援事業	945,000	945,000	945,000
合計		945,000	945,000	945,000

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

国費 100%で造成された基金である。全国の都道府県（一部都道府県を除く）が同様の基金を造成している。

国は平成 27(2015)年に、森林整備地域活動支援基金の新規造成は行わず、各都道府県は基金残高及び国からの単年度交付金により本事業を運営していくように求める方針を示した。

そして、計画では令和 6(2024)年度には基金残高がなくなり、本基金は解散する予定である。基金の解散後は、全て一般会計で本事業を予算化し、国へ単年度交付金を申請するかたちで事業を継続していく予定である。

第28節 栃木県森林整備担い手対策基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 林業木材産業課
根 拠 法 令 等	栃木県森林整備担い手対策基金条例
造 成 年 月 日	平成5(1993)年10月7日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	1,390,000千円
基 金 財 源	県費100%
造 成 目 的	森林整備の担い手の育成確保に資する事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金(資金積立)
積 立 財 源	① 交付税 ② 基金の運用から生ずる収益(利子)
事 業 概 要	林業従事者の減少、高齢化に対応し、森林整備の担い手の確保に資する事業を行う。特に、林業の生産性の向上と労働条件の改善に重点を置く。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高(3月末現在)

(単位:円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、(農 林債)など	370,000,000	370,000,000	370,000,000
貸 付 金			
そ の 他	一括運用(預金) 514,242,009	一括運用(預金) 482,739,307	一括運用(預金) 448,253,417
合 計	884,242,009	852,739,307	818,253,417

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		884,242,009	852,739,307	818,253,417
積立額(増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
	その他			
	積立額計			
取崩額(減)	事業費	32,392,633	35,293,921	39,747,708
	その他	▲889,931	▲808,031	▲771,982
	取崩額計	31,502,702	34,485,890	38,975,726
期末残高		852,739,307	818,253,417	779,277,691

(注) 利息は基金に積み立てていない(事業費に先ず利息を充当し、残額を基金から取り崩している)。

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	林業カレッジ研修事業	林業カレッジ研修(森林施業に要する資格取得、技能講習、森林・林業に関する知識習得)の開催。
2	林業カレッジ促進事業	林業カレッジ研修の受講者の雇用主である事業体への補助。
3	緑の雇用支援事業	新規就業希望者に対する就業情報提供、林業体験活動の実施。
4	ワーカーズキャリア・チャレンジ支援事業	フォレストワーカーを目指す者を対象に技術習得のための研修の開催。
5	供給力アップ人材育成事業	森林施業プランナーを目指す者を対象に基礎知識・技術習得のための研修の開催。

6	高性能林業機械化推進事業	高性能林業機械の共同利用推進のためのレンタル事業への補助。
7	路網作設オペレーター養成事業	低コストで耐久性のある森林作業道を作設する現場技術者の育成のための研修の開催。
8	林業労働災害防止緊急対策事業	労働災害防止のための研修会の開催。
9	労働安全巡回指導事業	労働災害防止のための現場安全巡回指導の実施。
10	巡回健康診断促進対策事業	チェーンソーによる振動障害予防のための特殊健康診断の実施。
11	林業経営者育成事業	林業経営体に対し、経営改善による売上げ及び労働者の就労環境の向上を目的に専門家による伴走型の経営支援事業を実施。
12	現場指導者養成事業	新規林業就業者の指導に当たる中堅林業技術者を対象に技術力及び指導能力の向上を図るための研修の開催。
13	林業技術研修事業	林業技術研修に係る旅費・消耗品等に要する経費。
14	栃木県林業大学校施設整備事業	栃木県林業大学校の施設整備に要する経費。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	林業カレッジ研修事業	7,837,000	8,064,700	7,886,000
2	林業カレッジ促進事業	2,024,000	1,184,000	1,770,000
3	緑の雇用支援事業	1,749,000	3,669,300	3,335,000
4	ワーカーズキャリア・チャレンジ支援事業	1,438,000	1,467,000	1,341,000
5	供給力アップ人材育成事業	67,080		66,780
6	高性能林業機械化推進事業	15,000,000	15,000,000	15,000,000
7	路網作設オペレーター養成事業	867,847	489,683	597,929

8	林業労働災害防止緊急対策事業	336,000	336,000	336,000
9	労働安全巡回指導事業	390,000	390,000	390,000
10	巡回健康診断促進対策事業	800,000	800,000	796,000
11	林業経営者育成事業	1,534,500	510,400	511,500
12	現場指導者養成事業	3,812,600	3,048,100	2,448,600
13	林業技術研修事業	245,453	246,421	217,386
14	栃木県林業大学校施設整備事業		86,827,526	254,531,400
合 計		36,101,480	122,033,130	289,227,595

2 監査の結果

(1) 平成 26 (2014) 年度の包括外部監査外部監査の指摘事項の改善状況

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

各年度の事業費が 3 千万円強であるのに対し、平成 25 (2013) 年度末の基金残高は 10 億円以上あり、これは 33 年分の事業費に相当するが、全額を 1 年物の譲渡性預金で運用していた。「栃木県公金管理運用方針」では「余裕資金が一定期間見込める場合は、安全性を確保した上で、指定金融機関その他のより確実な機関で預金または債券により運用するものとする。」とされている。今後数年間の取り崩し計画を作成することは可能なため、債券などの長期運用も視野に入れて、より有利な資金の運用を検討すべきである、との指摘があった。

当該指摘を受け、平成 28 (2016) 年度から、会計管理課における一括運用を開始している。

また、「債券などの長期運用も視野に入れて、より有利な資金の運用を検討すべき」との指摘に対しては、平成 29 (2017) 年度に埼玉県公募公債を 370 百万円購入し 10 年間の運用を行っている。将来 10 年間の基金取崩額を予測し、基金残高から将来 10 年間の基金取崩額を差し引いた残額を余裕資金として、債券投資に充てたとのことである。運用期間の設定については、例えば令和 6 (2024) 年度の林業大学校開校などの突発的な支出の増加が発生する可能性を鑑み、より長期で運用すれば利回りが増加するメリットを考慮しつつも、柔軟な事業費の取崩しを行うことができるように運用期間を 10 年間としたとのことである。実際に、林業大学校開校後の支出増加に対応するかたちで、本基金からの年間の取崩し額を増加させることも検討しているとのことである。

以上のことから、譲渡性預金以外の債券等の有利な運用を比較検討する運用となっており、資金運用の方法について改善されていることを確かめた。

(2) 事業概要について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

本基金では森林整備の担い手を確保するための事業を行っている。直近では令和6(2024)年度開校予定の栃木県林業大学校の整備が新規事業として行われており、開校後も林業大学校の関係事業に対して基金が活用される見込みである。

なお、林業大学校の施設整備にあたっては多額の支出が発生するため、本基金、栃木県森林環境整備促進基金、一般財源、から横断的に資金を充当している。また、あわせて地方債の起債も行っている。

本基金については残高が残存していることから、地方債を起債して県の利子負担を増加させる結果になるならば、本基金の残高を活用し地方債の起債額を減らすことも考えられる。しかし、林業大学校の整備資金の確保については、県において複数案の検討が行われた結果、林業大学校事業において地方債を起債する場合には国から地方交付税措置がとられることになり、本基金残高を活用するよりも、地方債を起債して地方交付税措置を受ける方が県の財政支出が抑えられる結果となったため、地方債の起債を行ったとのことである。検討時の県の財政負担のシミュレーション資料を閲覧し、地方債の起債を行った方が県の財政負担が抑えられる結果になることを確かめた。

第29節 栃木県マロニエ緑化基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 森林整備課
根 拠 法 令 等	栃木県マロニエ緑化基金条例
造 成 年 月 日	平成元(1989)年3月10日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	100,000 千円
基 金 財 源	(株) 栃木銀行からの寄附金
造 成 目 的	緑化推進事業の財源に充てる。
基 金 種 別	定額運用基金
積 立 財 源	① 寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	県土緑化に役立てることを目的とした栃木銀行からの寄附金を財源として設置。緑化推進事業及び緑化の推進につながる自然環境関連事業や環境学習・啓発関連事業を行う。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金	566,059,960	561,569,084	557,237,226
債券(国債)、(農 林債) など			
貸 付 金			
そ の 他			
合 計	566,059,960	561,569,084	557,237,226

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		570,218,951	566,059,960	561,569,084
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				
取崩額 (減)	事業費	4,261,630	4,502,197	4,343,089
	その他(利息)(注)	▲102,639	▲11,321	▲11,231
	取崩額計	4,158,991	4,490,876	4,331,858
期首残高		566,059,960	561,569,084	557,237,226

(注) 利息は基金に積み立てていない(事業費に先ず利息を充当し、残額を基金から取り崩している)。

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	みどりづくり推進事業	①地域協働による緑化活動の企画・実践経費 ②緑化推進PRのぼり旗等の作成経費
2	生物多様性とちぎ戦略推進事業	①システムの運用管理経費 ②外来種生物対策普及啓発資料作成費
3	自然公園管理事業	山のグレーディングに関するパンフレット作成費
4	山地防災普及推進事業	山地防災に関する普及啓発委託経費

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	みどりづくり推進事業	2,935,525	2,863,197	2,525,089
2	生物多様性とちぎ戦略推進事業	6,317,593	9,255,804	7,733,893
3	自然公園管理事業			206,000
4	山地防災普及推進事業		854,700	851,400
	合計	9,253,118	12,973,701	11,316,382

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

基金造成の財源はすべて(株)栃木銀行の寄附によるものである。(株)栃木銀行からは不定期に基金へ追加の寄附を受けている。令和4(2022)年度時点における(株)栃木銀行からの累計の寄附受入額は600,000,000円である。

年に1度、栃木県森林整備課が基金の事業実績と翌年度の事業計画を(株)栃木銀行へ報告している。

事業内容については、その時々森林環境情勢、行政ニーズに応じて事業の新設、廃止等を、(株)栃木銀行と協議のうえ機動的に行っている。(株)栃木銀行への報告資料と報告会の議事録を閲覧し、基金の運用、事業内容について協議が行われていることを確かめた。

基金造成時の昭和63(1988)年度から平成24(2012)年度までは基金の取り崩しは行わず基金の運用益のみを事業費に充当していた。しかし、近年の低金利の環境では運用益で事業費を賄うことが困難となった。そのため、寄附者である(株)栃木銀行からの提案を踏まえ、平成25(2013)年度以降は基金を毎年5,000千円程度取り崩して事業を実施する方針となっている。

基金の運用については、本基金は全額が(株)栃木銀行の寄附により造成された基金であることから、一括運用に馴染まないものとして、譲渡性預金による個別運用を行っている。

第30節 栃木県水源林整備基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	環境森林部 森林整備課
根 拠 法 令 等	栃木県水源林整備基金条例
造 成 年 月 日	昭和 54(1979)年 4 月 1 日
造 成 期 間	昭和 54(1979)年 4 月
基 金 造 成 額	130,000 千円
基 金 財 源	栃木県：60,000 千円 栃木県企業庁：10,000 千円 東京電力(株)：50,000 千円 電源開発(株)：10,000 千円
造 成 目 的	水資源かん養対策としての森林整備事業を推進する。
基 金 種 別	特定目的基金（財産維持）
積 立 財 源	基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	水資源かん養対策としての森林整備事業を推進する。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金	67,802,292		
債券(国債)、(農林債) など			
貸 付 金			
そ の 他		一括運用(預金) (※) 67,802,292	一括運用(預金) 61,921,007
合 計	67,802,292	67,802,292	61,921,007

(※) 令和 3 (2021)年度から一括運用に変更。

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		70,969,217	67,802,292	61,921,007
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				
取崩額 (減)	事業費	3,186,796	5,888,300	6,403,920
	その他(利息) (注)	▲19,871	▲7,015	▲2,464
	取崩額計	3,166,925	5,881,285	6,401,456
期末残高		67,802,292	61,921,007	55,519,551

(注) 利息は基金に積み立てていない(事業費に先ず利息を充当し、残額を基金から取り崩している)。

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	水源林ナラ枯れ対策事業	水源地域の森林においてナラ枯れ被害の拡大防止を図るために実施する駆除等の対策への支援
2	豊かな水源の森づくり 獣害対策事業	水源地域の森林における獣害に対する支援及び獣害対策資材の特性防除効果等の検証
3	水のふるさと栃木の 森保全事業	水源地域の森林の所有権移転等の事前届出・助言制度の施行に要する経費

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	水源林ナラ枯れ対策事業		1,853,500	6,217,200
2	豊かな水源の森づくり獣害対策事業	3,186,796	4,960,800	1,659,900
3	水のふるさと栃木の森保全事業			446,820
	合計	3,186,796	6,814,300	8,323,920

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

基金の運用については、毎年個別運用を行った場合と一括運用を行った場合の運用益の比較検討を行っており、令和2(2020)年度までは個別運用が有利であるため個別運用を行っていた。しかし、令和3(2021)年度からは比較の結果、一括運用の方が有利と判断されたため、会計管理課による一括運用に切り替えている。令和3(2021)年度から一括運用に切り替えたことにより、当年度の取崩額は「出納整理期間中」の「取崩額」欄に表示されるかたちとなった。事業の実施、基金の取り崩しは継続して行われている。

過去は運用益のみを事業費に充当していたが、金利低下の影響により運用益が減少したことから、平成16(2004)年度からは基金元本も取り崩して事業費に充当している。

事業の新設、廃止などは毎年度の予算に随時反映しているが、それとは別に3年ごとの区切りで事業全体の内容を森林整備課内で見直し、最新の实情に沿った事業運営となるよう努めている。

第 31 節 栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	産業労働観光部 産業政策課
根 拠 法 令 等	栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例
造 成 年 月 日	令和 3 (2021) 年 3 月 31 日 (元金積立の日)
造 成 期 間	令和 2 (2020) 年度～令和 7 (2025) 年度(見込み)
基 金 造 成 額	916,819 千円
基 金 財 源	令和 2 (2020) 年度一般財源 808,819 千円、令和 4 (2022) 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 108,000 千円
造 成 目 的	新型コロナウイルス感染症のまん延の防止並びにそのまん延の影響を受けている地域経済及び県民生活への支援の充実を図る。
基 金 種 別	特定目的基金(資金積立)
積 立 財 源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業の実施に当たり、次年度以降の財源とするため、(4)①の表中 1～4 に掲げる事業について令和 2 (2020) 年度、同表中 5 に掲げる事業について令和 4 (2022) 年度に造成したもの</p> <p><基金の要件(抜粋)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業 ロ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 4 条第 2 項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの ・ 基金積立年度末までに事業着手(利子補給契約の締結等) ・ 設置期間を規定(上記イの事業は令和 7 (2025) 年度末まで)
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通預金		808,825,625	690,034,982
定期預金			
譲渡性預金			
債券(国債)、 (農林債)など			
貸付金			
その他			
合 計		808,825,625	690,034,982

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高			808,819,000	690,027,780
積立額 (増)	新規・追加積立	808,819,000		108,000,000
	うち県費	808,819,000		108,000,000
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息		6,625	7,202
その他				
積立額計	808,819,000	6,625	108,007,202	
取崩額 (減)	事業費		118,797,845	309,462
	その他			
	取崩額計		118,797,845	309,462
期末残高		808,819,000	690,027,780	797,725,520

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	戦略的企業立地促進事業（うち国のサプライチェーン補助金 上乗せ補助金）	①生産拠点等の国内回帰等を図る企業の県内への投資の支援 ②補助金（建物取得費、設備費、システム購入費） ③669459千円（6社）
2	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 利子補給事業	「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を利用した中小企業に対する利子補給（融資枠400億円、利率1.2%以内、融資実行後1年間）
3	勤労者福利資金対策（利子・保証料補給）	令和3年3月までに融資実行された失業者向け生活資金に係る利子・保証料補給（融資枠50,000千円、利率・保証料率各1.2%、融資実行後5年間）
4	新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金利子補給事業	「新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金」を利用した医療機関への利子補給
5	原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給事業	原油・原材料高騰等緊急対策資金を利用した中小企業への利子補給及び事務経費

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	戦略的企業立地促進事業			
2	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給事業		115,531,692	295,951
3	勤労者福利資金対策（利子・保証料補給）		17,220	13,511
4	新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金利子補給事業		3,248,933	
5	原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給事業			
	合計		118,797,845	309,462

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

① 基金の運用について

当該基金は個別運用基金であり、運用方法は産業政策課で決定している。運用方法は預金運用と債券運用があり、それぞれの特徴は以下のとおりである。

運用方法	期間	金額	金利	備考
普通預金	—	—	0.001%	
定期預金	—	—	0.002%	R3.1現在、利率は一定
譲渡性預金	7日以上 3か月未満	1千万 以上	0.002%	R3.1現在、3か月以上ならば利率は一定
	3か月以上		0.004%	
国債(10年)	10年	—	0.037%	1月平均
国債(20年)	20年	—	0.431%	1月平均
地方債(10年)	10年	—	0.115%	地方債協(全国型市場公募地方債1月平均)
地方債(20年)	20年	—	0.444%	

〈参考：金利の状況(令和3(2021)年1月現在)〉

現状は繰越金については普通預金で運用させているが、その理由は、短期的に基金を取り崩す用途があること、定期預金や譲渡性預金で運用した時のコストとリターンを考えてとのことである。

普通預金の運用に関して承認を得る際に、普通預金及び定期預金で運用した場合の検討資料が作成されており、適切に運用方法を検討していると考えます。

② 戦略的企業立地促進事業費

ア 採択企業一覧

(単位：千円)

No	企業名	県補助率	採択状況	総事業費	県補助額	事業期間
1	AeroEdge(株)	1/6	採択	736,250	122,708	R2.8.1~R4.3.31
2	栄研化学(株)	1/6	採択	240,000	40,000	R2.8.1~R2.12.31
3	(株)進恵技研	1/6	採択	640,000	106,667	R2.8.1~R4.3.31
4	昭和電工HD山形(株)	1/4	採択	2,156,620	200,000	R3.1~R4.3.31
5	エリエールプロダクト(株)	1/6	採択	1,108,263	184,711	R3.1~R5.3.31
6	JUKI(株)	1/6	採択	92,243	15,374	R3.1~R3.8
合計				4,973,376	669,459	

※1 総事業費及び県補助額は見込額を計上している。(国の補助金の交付決定後に確定)

※2 No.4 昭和電工HD山形(株)の県補助額は上限の200,000千円となっている。

イ 基金の取り崩しについて

国のサプライチェーン補助金1次採択企業の事業期間は、令和5(2023)年3月までに終了し、その後、国補助額が確定する。

県補助額は国庫補助をもとに算定するため、県補助額の確定は令和5(2023)年度(見込)であり、その時に取り崩しが行われる。

第32節 とちぎ未来人材応援基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	産業労働観光部 労働政策課
根 拠 法 令 等	とちぎ未来人材応援基金条例
造 成 年 月 日	平成 28(2016)年 3 月 10 日
造 成 期 間	平成 28(2016)年 3 月～令和 2 (2020)年 3 月 ※令和元(2019)年度末をもって、企業からの寄附金受入れ終了 令和 2 (2020)年度以降は、ふるさと納税分のみ寄附金受入れを継続
基 金 造 成 額	253,970 千円 (令和 2 (2020)年 3 月 31 日現在)
基 金 財 源	県費 63%、寄附 37%
造 成 目 的	大学等の学生の県内企業への就業を促進し、本県の産業を担う人材の確保を図る。
基 金 種 別	特定目的基金 (資金積立)
積 立 財 源	① 寄附金、その他一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	県と地元産業界とが協力して基金を設置し、卒業 1 年次前に選考した大学生等が県内の製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業に就職した場合 (大企業の場合は、県内に本社機能がある場合に限る)、基金を財源として、奨学金返還の一部を助成することにより、県内定着の促進を図る。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金			
債券（国債）、 （農林債）など			
貸付金			
そ の 他	一括運用（預金） 251,222,603	一括運用（預金） 252,039,064	一括運用（預金） 252,209,086
合 計	251,222,603	252,039,064	252,209,086

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期 首 残 高		250,639,513	251,329,064	251,629,086
積 立 額 (増)	新規・追加積立	1,042,000	1,370,000	580,000
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	1,042,000	1,370,000	580,000
	運用利息	68,128	26,022	9,865
	そ の 他	1,090		
積 立 額 計		1,111,218	1,396,022	589,865
取 崩 額 (減)	事 業 費	421,667	1,096,000	1,933,000
	そ の 他			
	取 崩 額 計	421,667	1,096,000	1,933,000
期 末 残 高		251,329,064	251,629,086	250,285,951

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	とちぎ未来人材応援事業	卒業1年次前に選考した大学生等が県内の製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業の企業に就職し、県内に定住した場合（大企業の場合は、県内に本社機能がある場合に限る）、基金を財源として、奨学金返還の一部を助成。
2	大学コンソーシアムとちぎグローバル人材育成事業	県内高等教育機関に在学する学生等の海外留学・海外インターンシップに要する経費を支援するプログラムであり、基礎コースと上級コースのうち、上級コースに採択された学生等について、基金を活用し、渡航費等を助成。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	とちぎ未来人材応援事業	1,808,718	2,765,882	2,789,355
2	大学コンソーシアムとちぎグローバル人材育成事業	106,667		
合計		1,915,385	2,765,882	2,789,355

2 監査の結果

(1) 助成金支給認定における面接及び書類審査について（意見）

① 結論

「とちぎ未来人材応援事業実施要領」の選考基準を見直すべきである。

② 内容

応募者に対しては、12月頃までにオンラインで面接及び書類審査を行い、支給対象者を認定している。面接及び書類審査については10点満点で評価され、面接及び書類審査結果一覧をもとに、選考委員会で審査し、最終的に決定している。

しかしながら、「とちぎ未来人材応援事業実施要領」の選考基準には明確な最低基準がない。したがって今後、選考結果を集計し、どのような人材が栃木県に定着しやすいかなど一定の傾向を把握するとともに、今後の応募者の増加を見据え、選考基準の見直しをしていくべきだと思慮する。

(2) 令和元(2019)年度の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況について

① 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 内容

令和元(2019)年度の包括外部監査において「認定取消者が多く支給対象者が少ないことから、制度設計を見直し公平で有効な制度とする必要がある。」という指摘がされている。県はとちぎ未来人材応援事業において、製造業のみとしていた対象業種について、令和2(2020)年度の募集から卸売業、小売業、情報通信業、宿泊業を追加し、拡充していた。

また「募集対象者に専修学校(専門課程)の学生を含めることを検討する必要がある。」という意見に対して、令和5(2023)年度の募集から対象者に専門学校生を追加し、拡充を図っている。

(3)その他の事業内容

①令和4(2022)年度までの実績

(単位：人)

年度	定員	応募	認定	助成金の支給 決定
H28 (2016)	50	20	20	4
H29 (2017)	50	27	27	7
H30 (2018)	50	58	58	14
R 1 (2019)	50	39	39	13
R 2 (2020)	40	51	51	15
R 3 (2021)	40	65	65	-
R 4 (2022)	40	61	61	-
R 5 (2023)	50	-	-	-
合計	-	321	321	53

② 助成金の額

ア とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金交付要領

第5条 本助成金の額は、次の(1)、(2)及び(3)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に掲げる区分毎に、第2欄に定める額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額を8で除して得た額と前年度の奨学金返還額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) (2)の前年度の奨学金返還額とは、実際に返還した額のうち、卒業前2年間分の貸与額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定に基づく8年目又は同条第3項の規定により延長された交付期間の最終年度の本助成金の額は、前項(1)の規定により選定された額から既交付額を控除して得た額とする。

イ 別表 (第5条関係)

区分	対象経費	補助率	基準額
大学生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	10分の10	1,500千円
短期大学生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	2分の1	700千円
高等専門学校生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	2分の1	700千円
専修学校の専門課程生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	2分の1	700千円
大学院生	修了前2年間に借り入れた奨学金の額	2分の1	1,000千円

ウ 令和4(2022)年度支給決定額

(単位：円)

No	助成総額	1年目	2～7年目	8年目
1	1,500,000	83,000	167,000	415,000
2	1,200,000	39,000	79,000	687,000
3	600,000	24,000	49,000	282,000
4	1,500,000	60,000	120,000	720,000
5	1,500,000	51,000	102,000	837,000
6	1,500,000	42,000	85,000	948,000
7	1,500,000	48,000	96,000	876,000
8	1,500,000	118,000	161,000	416,000
9	480,000	24,000	48,000	168,000
10	648,000	35,000	70,000	193,000
11	1,050,000	22,000	45,000	758,000
12	1,200,000	45,000	90,000	615,000
13	720,000	22,000	45,000	428,000
14	1,500,000	48,000	96,000	876,000
15	300,000	12,000	24,000	144,000
計	16,698,000	673,000	1,277,000	8,363,000

※毎年の助成金支給額は、実際の月々の返済額をベースして算定している。これは毎月の返済額を超えた助成金を支給しないようにしているためである。このような算定を行っているため、最終年度である8年目において、助成総額の残額が支払われるため金額が大きくなっている。また支給対象者が一時的に県外転勤となった場合は支給停止となるが、2年以内に限り助成対象期間及び交付期間を延長することができる。

第33節 栃木県中山間地域農村環境保全基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	農政部 農村振興課
根 拠 法 令 等	栃木県中山間地域農村環境保全基金条例
造 成 年 月 日	平成5(1993)年10月7日
造 成 期 間	中山間ふるさと・水と土保全対策基金（ふる水基金）： 平成6(1994)年1月～平成9(1997)年4月 中山間ふるさと・水と土推進対策基金（棚田基金）： 平成12(2000)年1月
基 金 造 成 額	中山間ふるさと・水と土保全対策基金（ふる水基金）：672,000千円 中山間ふるさと・水と土推進対策基金（棚田基金）：100,000千円
基 金 財 源	両基金共に国費1/3、県費2/3
造 成 目 的	中山間地域の農村環境を形成する土地改良施設等の適正な保全に資する事業の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	中山間地域を中心として、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高(3月末現在)

(単位：円)

種 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通預金				
定期預金				
譲渡性預金				
債券（国債）、（農林債）など				
貸付金				
その他 一括運用 (預金)	ふる水基金	460,972,829	449,122,128	437,228,349
	棚田基金	70,690,165	68,706,126	67,279,582
	計	531,662,994	517,828,254	504,507,931
合 計		531,662,994	517,828,254	504,507,931

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
期首残高	ふる水基金	460,972,829	449,122,128	437,228,349	
	棚田基金	70,690,165	68,706,126	67,279,582	
	計	531,662,994	517,828,254	504,507,931	
積立額(増)	新規・追加積立				
	うち県費				
	うち国庫支出金				
	うち市町村拠出金				
	うちその他				
	運用利息				
	その他				
積立額計					
取崩額(減)	事業費	ふる水基金	11,976,286	11,940,434	8,142,434
		棚田基金	2,003,304	1,433,700	1,873,000
		計	13,979,590	13,374,134	10,015,434
	その他 (運用利息)	ふる水基金	▲125,585	▲46,655	▲17,207
		棚田基金	▲19,265	▲7,156	▲2,640
		計	▲144,850	▲53,811	▲19,847
	取崩額計	ふる水基金	11,850,701	11,893,779	8,125,227
		棚田基金	1,984,039	1,426,544	1,870,360
		計	13,834,740	13,320,323	9,995,587
期末残高	ふる水基金	449,122,128	437,228,349	429,103,122	
	棚田基金	68,706,126	67,279,582	65,409,222	
	計	517,828,254	504,507,931	494,512,344	

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	中山間地域農村環境保全事業	地域資源の活用及びボランティア等都市住民との交流を促進し、持続的な農業生産活動、農地等の利活用及び保全活動を支援するものである。

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	中山間地域農村環境保全事業	13,979,590	13,374,134	10,015,434

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

本基金は三法指定地域（過疎法、山村振興法、特定農山村法）を含む市町村を対象地域としており、栃木県では12市町が対象となっている。

国の実施要領に基づき事業実施前年度の3月末日の基金元本の3%を上限に取り崩して財源とし、県では①調査研究事業②研修事業③推進事業に区分して事業を実施している。

なお、令和4(2022)年度において実施した事業の詳細は下記のとおりである。

事業区分	事業名	事業内容
①調査研究事業	中山間地域連携推進	栃木県中山間地域活性化推進協議会の活動支援
②研修事業	中山間地域人材養成活用	地域の活性化を担う人材を養成する講座の開催
③推進事業	中山間地域いどばた会議推進	地域内外の人材による活性化に向けた検討会等への支援
③推進事業	外部人材活用促進	地域の検討会等へのプランナー等の派遣
③推進事業	中山間地域実践活動支援	受入体制づくりや自主的な実践活動を支援
③推進事業	基金運営経費	基金運営委員会等の開催経費
③推進事業	協働活動理解促進	県内外の都市住民等への協働活動を促すデジタル広告の配信

各年度の事業実績は、農政部内に設置された栃木県中山間地域農村環境保全基金運営委員会の決裁を受けて国へ報告されている。

第 34 節 栃木県農業構造改革支援基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	農政部 生産振興課
根 拠 法 令 等	栃木県農業構造改革支援基金条例
造 成 年 月 日	平成 26(2014)年 3 月 31 日 (基金積立日)
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	2,979,563 千円 (H25 : 1,286,850 千円、H26 : 1,692,713 千円)
基 金 財 源	国費 100%
造 成 目 的	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上その他の農業の構造改革に資する事業の財源に充てるため設置
基 金 種 別	特定目的基金 (資金積立)
積 立 財 源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を目指す。 農地集積・集約化等対策事業実施要綱 (平成 26(2014)年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知) に基づき、農地集積と集約化を推進するための事業実施計画を作成し、国から承認を受けた上で実施する。実施した事業に係る全部又は一部の経費について、当該基金財産により助成する。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高 (3 月末現在)

(単位 : 円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金	3,928,000	2,791,000	936,500
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金	1,367,123,079	1,214,459,035	1,031,788,466
債 券 (国 債 等)			
貸 付 金			
そ の 他			
合 計	1,371,051,079	1,217,250,035	1,032,724,966

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		1,366,638,672	1,214,158,268	1,031,739,888
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	484,407	300,767	48,578
	その他	3,928,000	2,791,000	936,500
積立額計	4,412,407	3,091,767	985,078	
取崩額 (減)	事業費等	156,892,811	185,510,147	134,167,659
	その他			
	取崩額計	156,892,811	185,510,147	134,167,659
期末残高		1,214,158,268	1,031,739,888	898,557,307

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	借受農地管理等事業	農地中間管理機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理に要する経費を補助
2	農地集積奨励金交付事業	農地中間管理機構の貸付率に応じた奨励金を交付
3	農地中間管理事業等推進事業（都道府県推進事業）	農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業に要する経費を補助
4	農地中間管理事業等推進事業（農地中間管理機構運営事業）	農地中間管理機構の運営及び業務委託等に要する経費を補助
5	機構集積協力金交付事業	農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために要する経費（地域集積協力金等）を補助
6	機構集積協力金推進事業	都道府県が実施する上記5の協力金等の交付に要する経費を補助

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	借受農地管理等事業		185,500	5,022
2	農地集積奨励金交付事業		53,000	
3	農地中間管理事業等推進事業（都道府県推進事業費）	1,848,516	1,808,611	1,668,016
4	農地中間管理事業等推進事業（農地中間管理機構運営事業）	93,310,000	93,977,500	99,869,000
5	機構集積協力金交付事業		60,868,200	83,677,400
6	機構集積協力金推進事業			290,709
合 計		95,158,516	156,892,811	185,510,147

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

本基金の造成目的の一つである農地の集積率は基金造成時に80%を目標としていたものの、農業の担い手不足等の理由により53.1%（全国平均48%）に留まっている。

農地の集積は当初の目標には達していないものの、本基金は国の実施要綱に基づき令和6（2024）年度に廃止予定となっており、未使用となっている基金は国に返納することになっている。

第35節 栃木県土地開発基金（県土整備部用地課）

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	経営管理部管財課、県土整備部用地課
根 拠 法 令 等	栃木県土地開発基金条例
造 成 年 月 日	昭和45年6月29日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	1,100,000,000円
基 金 財 源	県費100%
造 成 目 的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る。
基 金 種 別	定額運用基金
積 立 財 源	一般会計からの繰入金
事 業 概 要	公共用地の先行取得
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高(3月末現在)

(単位：円)

種 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、 (農林債)など	(0) 2,500,000,000	(0) 2,900,000,000	(0) 3,300,000,000
そ の 他	(5,000,000,000) 18,861,685,139	(5,000,000,000) 18,461,685,139	(5,000,000,000) 18,061,685,139
一括運用 預金：円	(4,605,351,805) 12,848,413,799	(3,724,453,212) 13,141,749,168	(4,769,038,800) 13,786,334,756
土地 面積：㎡	(1,655.89) 33,347.10	(5.5975) 10,302.39	(1,472.7) 6,177.59
筆数：筆	(22) 52	(52) 61	(16) 25
金額：円	(394,648,195) 6,013,271,340	(1,275,546,788) 5,319,935,971	(230,961,200) 4,275,350,383
合 計	(5,000,000,000) 21,361,685,139	(5,000,000,000) 21,361,685,139	(5,000,000,000) 21,361,685,139

※上段()書きは、用地課分の内数、残額が管財課分

(3) 基金の推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		(5,000,000,000) 26,361,685,139	(5,000,000,000) 21,361,685,139	(5,000,000,000) 21,361,685,139
積立額 (増)	新規・追加積立	(923,841,865) 923,841,865	(463,635,657) 2,099,519,619	(2,447,874,894) 2,447,874,894
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	再取得は個別の事業費から積み立てているため、積立額の内訳については不明。		
	運用利息			
	土地	(912,459,673) 912,459,673	(1,344,534,250) 1,406,184,250	(1,403,289,306) 1,403,289,306
	その他 (債券)		(0) 400,000,000	(0) 400,000,000
	積立額計	(1,836,301,538) 1,836,301,538	(1,808,169,907) 3,905,703,869	(3,851,164,200) 4,251,164,200
	取崩額 (減)	事業費	(912,459,673) 912,459,673	(1,344,534,250) 1,406,184,250
土地		(923,841,865) 923,841,865	(463,635,657) 2,099,519,619	(2,447,874,894) 2,447,874,894
その他		(0) 5,000,000,000	債券 (0) 400,000,000	債券 (0) 400,000,000
取崩額計		(1,836,301,538) 6,836,301,538	(1,808,169,907) 3,905,703,869	(3,851,164,200) 4,251,164,200
期末残高		(5,000,000,000) 21,361,685,139	(5,000,000,000) 21,361,685,139	(5,000,000,000) 21,361,685,139

※上段()書きは、用地課分の内数、残額が管財課分

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	公共用地の先行取得	公共用地の先行取得

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	公共用地先行取得	(912,459,673)	(1,344,534,250)	(1,403,289,306)
		912,459,673	1,406,184,250	1,403,289,306

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

令和4(2022)年度の土地開発基金の管理台帳から基金により取得した土地の一部をサンプルとして抽出し、事業の開始から一般会計による買戻し(再取得)までの事務を書類の閲覧等により確認した。その結果、「土木事業用地に係る栃木県土地開発基金事務取扱要領」に定められた手続きに従い事務が執り行われ、取得後3年以内に再取得されていることを確認した。

第 36 節 栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	県土整備部 交通政策課
根 拠 法 令 等	栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例
造 成 年 月 日	平成 30(2018)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	5,967,662 千円
基 金 財 源	宇都宮市街地開発組合剰余金
造 成 目 的	芳賀・宇都宮 L R T 整備事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進する。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	宇都宮市街地開発組合解散に伴い、県に帰属した同組合剰余金を原資として基金を設置し、宇都宮市及び芳賀町が実施した L R T 事業に対する財政支援である「芳賀・宇都宮 L R T 整備事業費補助金」の財源の一部として活用している。
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券（国債）、 （農林債）など			
貸 付 金			
そ の 他	預金（一括運用） 5,296,874,420	預金（一括運用） 4,534,002,546	預金（一括運用） 3,730,655,616
合 計	5,296,874,420	4,534,002,546	3,730,655,616

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		5,296,874,420	4,534,002,546	3,730,655,616
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	1,458,126	482,070	151,296
	その他			
積立額計		1,458,126	482,070	151,296
取崩額 (減)	事業費	764,330,000	803,829,000	199,968,000
	その他			
	取崩額計	764,330,000	803,829,000	199,968,000
期末残高		4,534,002,546	3,730,655,616	3,530,838,912

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	芳賀・宇都宮LRT整備事業費補助金	宇都宮市と芳賀町が実施したLRT整備事業に対する助成

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	芳賀・宇都宮LRT整備事業費補助金	764,330,000	803,829,000	199,968,000
合計		764,330,000	803,829,000	199,968,000

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

① 芳賀・宇都宮 L R T 整備事業費補助金

令和 4 (2022) 年度の芳賀・宇都宮 L R T 整備事業費補助金の手続について、芳賀・宇都宮 L R T 整備事業費補助金関連資料を閲覧したが、問題はなかった。

② 今後の基金の用途について

宇都宮市や芳賀町は地方債を発行しており、その返還が今後行われていく。それに対しても補助金を交付していくため、今後の用途はある。また補助金の交付は実績値をもとに行うため、宇都宮市や芳賀町の繰上げ返済などに対応するため、取崩計画は作りづらく、その結果、資金運用として譲渡性預金が利用されている。

③ 芳賀・宇都宮 L R T 整備事業費補助金の概要

ア 補助対象経費

芳賀・宇都宮 L R T 整備事業の事業費のうち、地方債の対象事業に要する経費

イ 補助対象事業者

宇都宮市及び芳賀町

ウ 補助総額

83 億円以内 (宇都宮市 67.9 億円以内、芳賀町 15.1 億円以内)

エ 補助金の交付時期

地方債を起債したとき及び償還したとき

(ア) 起債時 (H30～R 4) 25 億円以内

$$\text{補助額} = (\text{当該年度の補助対象経費} \times 1 - \text{国費等}) \times (100\% - \text{地方債充当率})$$

※ 1 当該年度の経費として支出された補助対象経費のうち、地方債を財源に充てるもの

(イ) 償還時 (R 2～R24) 補助総額から起債時補助額を控除した額

$$\text{補助額} = \frac{\text{対象年度の補助基本額} \times 2 - \text{起債時補助額} - \text{R 3 以前の償還時補助額} \times 3}{\text{R 4 以降} \times 3 \text{ の地方債元本償還期間}}$$

※ 2 補助総額 × 対象年度の補助対象経費 / 補助対象経費の総額

※ 3 令和 4 (2022) 年度に補助対象経費の総額を変更したことから、既に交付した補助金との調整を行うもの

第 37 節 栃木県災害救助基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	危機管理防災局 危機管理課
根 拠 法 令 等	栃木県災害救助基金設置条例
造 成 年 月 日	昭和 39(1964)年 4 月 1 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	不明
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 21 条第 1 項に規定する費用の支弁の財源に充てる。
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益 など
事 業 概 要	災害救助法第 21 条第 1 項に規定する費用の支弁、第 4 条第 1 項に規定する給与品の事前購入
予 算 計 上 会 計	一般会計

(2) 基金の残高（3月末現在）

（単位：円）

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金			
定 期 預 金			
譲 渡 性 預 金			
債 券 (国 債)、(農 林 債) など			
貸 付 金			
そ の 他	一括運用（預金） 1, 379, 445, 005 備蓄品 70, 152, 503	一括運用（預金） 1, 156, 709, 869 備蓄品 75, 199, 234	一括運用（預金） 1, 158, 321, 774 備蓄品 77, 938, 627
合 計	1, 449, 597, 508	1, 231, 909, 103	1, 236, 260, 401

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		1,234,814,636	1,251,526,798	1,228,027,485
積立額 (増)	新規・追加積立	240,787,000	1,118,000	11,912,000
	うち県費	240,787,000	1,118,000	11,912,000
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	311,174	123,836	45,151
	その他(備蓄品)	11,192,852	5,717,714	5,831,384
積立額計		252,291,026	6,959,550	17,788,535
取崩額 (減)	事業費	198,381,884	24,070,166	587,093
	その他	37,196,980	6,388,697	8,923,375
	取崩額計	235,578,864	30,458,863	9,510,468
期末残高		1,251,526,798	1,228,027,485	1,236,305,552

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	災害救助事業	災害救助法に定める救助等に係る経費 被災者に給与する物品(食料、飲料水等)の購入

② 各事業の費用実績

(単位：円)

	事業名	事業費		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	災害救助事業(※)	198,381,884	24,070,166	587,093
		11,192,852	5,717,714	5,831,384
合計		209,574,736	29,787,880	6,418,477

(※) 1段目は備蓄品積増しを除く事業費。2段目は備蓄品の積増し分

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

① 基金について

災害救助基金は、災害救助法第 22 条により各都道府県に設置が義務付けられ、災害救助法が適用された場合に行われる応急救助に係る費用の財源を積み立てることを目的として設置された。

同法 23 条において都道府県における法定最小積立額を規定しており、法定最小積立額は当該年度の前年度の前 3 か年における普通税収入額の決算平均額の 1,000 分の 5 と定められている。

令和 5 (2023) 年度法定最小額 (令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在) の算定根拠は以下のとおりである。

令和元(2019)年度普通税収入額	244,624,336 千円
令和 2 (2020) 年度普通税収入額	242,528,724 千円
令和 3 (2021) 年度普通税収入額	255,361,305 千円
上記 3 か年の平均	247,504,788 千円
3 か年平均の 1,000 分の 5	1,237,523 千円

上記の法定最小積立額に対し令和 5 (2023) 年 3 月 31 日現在の積立額は 1,236,260 千円であり、積立不足が 1,263 千円生じている。そのため令和 5 (2023) 年度 2 月補正予算において積み増しを行い、法定最小額を上回る額となる予定である。

また、基金の運用方法は、同法 26 条により、①財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金、②国債証券、地方債証券その他確実な債権の応募又は買い入れ、③同法第 4 条第 1 項 (救助の種類等) に規定する給与品の事前購入によるものとされている。

② 取崩について

市町で災害が生じ災害救助法が適用された場合、市町が支弁した経費を県に求償し、県で支出内容を精査し問題がなければ支払いを行う。支給金額は実費相当額であり、国が 2 分の 1、県が 2 分の 1 を負担する。令和 2 (2020) 年度の出納整理期間中に取崩を行った 198,381,884 円は令和元(2019)年度東日本台風で被害にあった市への支弁の財源に充てるために取崩したものである。

③ 備蓄品について

備蓄品は食料品、飲料水、毛布、トイレ、要配慮者用備蓄品であり、本庁舎、上都賀庁舎等主に県の施設で保管している。要配慮者用備蓄品とは、近年の災害で必要とされているおむつ (子供用、大人用)、生理用品、粉ミルク、バリアフリー対応トイレ、弾性ストッキングである。

県は備蓄方針を策定しており、「栃木県地域防災計画」に基づき、県が被災者の

生命維持等に最低限必要な物資等を現物貯蓄又は流通備蓄により計画的に貯蓄することで、被災市町が行う物資供給活動等へ補完を行うことができる体制を構築することを目的としている。

当方針は令和元(2019)年度から5年間における備蓄の計画的な整備等について定めている。基本的な考え方として、県は市町の備蓄を補完する立場であること、対象者数を1日目、2日目の避難者数11万5千人とすること、3日目以降は流通備蓄等により対応することとしている。

あくまで市町の補完を基本方針としているため災害が生じた際に県が直接物資を被災者へ支給するのではなく、被災市町からの支援要請に基づき、県の備蓄物資を市町の物資集積所へ輸送し、当該市町を経由して被災者へ提供する体制としている。

なお、食料品、飲料水は賞味期限管理が重要となる。毎年年度末に備蓄品全ての棚卸を実施しており、この際に翌年度7月から翌々年度6月に賞味期限切れとなる食料品等がないか確認を行っている。賞味期限切れ間近の食料品等はフードロス削減の観点から期限切れ前に県のイベント等で配布している。

第 38 節 栃木県用地造成事業基金

1 基金の概要

(1) 基金の概略

所 管 部 課	企業局 地域整備課
根 拠 法 令 等	栃木県用地造成事業基金条例
造 成 年 月 日	昭和 63(1988)年 3 月 31 日
造 成 期 間	期限なし
基 金 造 成 額	3,000,000 千円
基 金 財 源	県費 100%
造 成 目 的	用地造成事業の円滑な執行を図るため設置
基 金 種 別	特定目的基金（資金積立）
積 立 財 源	① 用地造成事業会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事 業 概 要	産業団地の造成等に必要な資金を確保する。
予 算 計 上 会 計	公営企業会計

(2) 基金の残高(3月末現在)

(単位：円)

種 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普 通 預 金	539,868	545,935	552,002
定 期 預 金	304,000,000	304,000,000	304,000,000
譲 渡 性 預 金			
債券(国債)、(農 林債)など			
貸 付 金			
そ の 他	決済性預金 30,000	決済性預金 30,000	決済性預金 30,000
合 計	304,569,868	304,575,935	304,582,002

(3) 基金の積立て・取崩しの推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
期首残高		304,539,548	304,569,868	304,575,935
積立額 (増)	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	30,320	6,067	6,067
その他				
積立額計	30,320	6,067	6,067	
取崩額 (減)	事業費			
	その他			
	取崩額計			
期末残高		304,569,868	304,575,935	304,582,002

(4) 基金の活用状況

① 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	用地造成事業	用地造成事業の円滑な執行を図るため、産業団地造成等に必要な資金を確保し、活用する。

② 各事業の費用実績(令和2～4年度)

該当なし

2 監査の結果

(1) 基金の造成について(意見)

① 結論

用地造成事業基金は廃止し、用地造成事業会計に繰り戻すことが望ましい。

② 内容

そもそも企業局の会計は事業目的別に設けられており、用地造成を目的とする用地造成事業会計の中で更に用地造成を目的とする基金を造成する意義に乏しい。

担当者によれば災害復旧や時機逸失防止などの支出に備えて分別管理が必要との説明であるが、預金口座を目的別に開設・管理することにより対応可能である。

また、資金が足りない際の支出に備えているとの説明もあったが、複式簿記を採

用している企業局の会計では不測の支出に備えた目的積立金を用地造成事業会計の利益処分として会計処理することが望ましい。

第2章 特別会計

第1節 栃木県公債管理特別会計

1 監査対象の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 所管部課 | 経営管理部 財政課 |
| (2) 根拠法令等 | 栃木県特別会計設置条例 |
| (3) 設置理由等 | 公債費の管理を明確にするため |
| (4) 歳入内容 | 一般会計繰入金、県債管理基金繰入金、県債及び附属諸収入 |
| (5) 歳出内容 | 県債償還金、県債利子、県債管理基金積立金及びその他の諸支出 |
| (6) 主な事業 | 無 |
| (7) 決算等資料 | 下表のとおり |

〈歳入〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 現 額		55,986,420,000	48,244,710,000	45,095,780,000
調 定 額		55,986,420,000	48,244,710,000	45,095,780,000
収 入 済 額		55,986,420,000	48,244,710,000	45,095,780,000
不 納 欠 損 額				
収 入 未 済 額				
予算額と収入済額 との比較				
収入率	対 予 算	100.0%	100.0%	100.0%
	対 調 定	100.0%	100.0%	100.0%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額		55,986,420,000	48,244,710,000	45,095,780,000
支 出 済 額		55,986,420,000	48,244,710,000	45,095,780,000
翌年度繰越額				
不 用 額				
執 行 率		100.0%	100.0%	100.0%

(8) 歳入及び歳出決算額の推移

① 歳入

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県債	42,194,000	45,197,000	45,853,000	24,725,000	37,179,000
一般会計繰入金	4,233,400	4,350,060	4,466,720	20,186,310	4,583,380
県債管理基金繰入	5,666,700	5,666,700	5,666,700	3,333,400	3,333,400
合計	52,094,100	55,213,760	55,986,420	48,244,710	45,095,780

② 歳出

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
償還金	47,860,700	50,863,700	51,519,700	28,058,400	40,512,400
積立金	4,233,400	4,350,060	4,466,720	20,186,310	4,583,380
合計	52,094,100	55,213,760	55,986,420	48,244,710	45,095,780

公債管理特別会計は、県債の借換えが一般会計の歳入歳出総額に及ぼす影響を生じさせないよう特別会計において借換を行っている。さらに、満期一括償還方式の県債の発行額の一定割合を特別会計を通して県債管理基金に積立てる一方、満期到来時にこれまでの積立額を県債管理基金から取り崩し特別会計に繰入して県債の償還も行っている。

2 監査の結果

(1) 結論

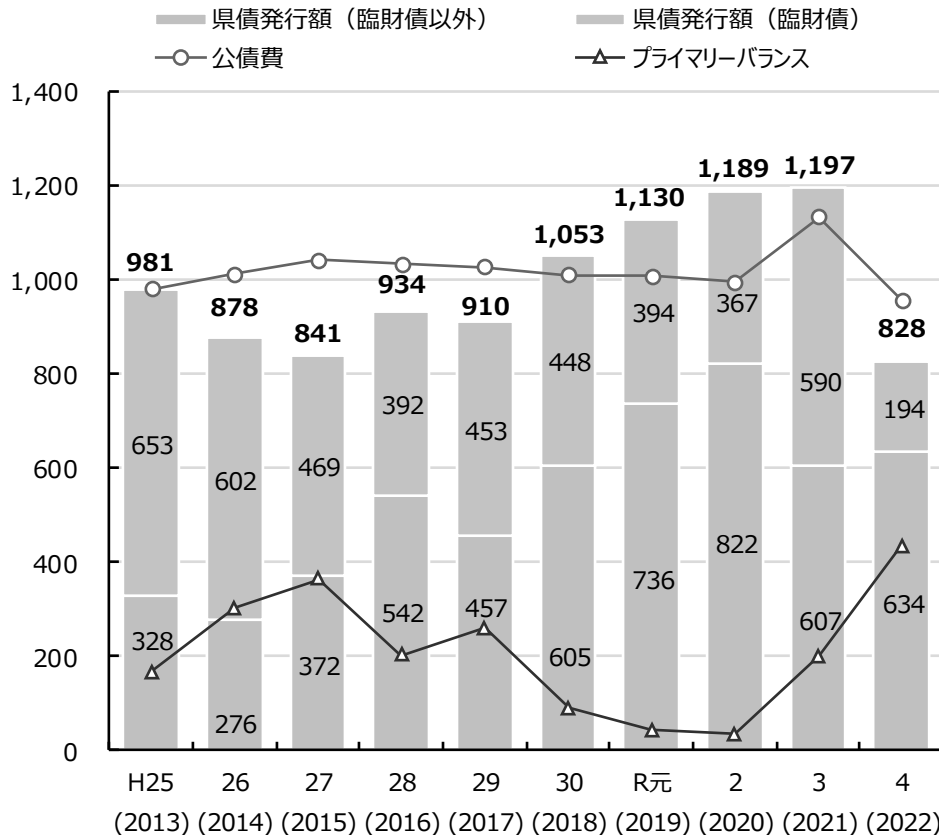
事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

① 県債の発行、償還、年度末残高の推移

(単位：億円)

	県債発行額		償還額	残高(年度末)
	新発債	借換債		
平成30年度	1,053	422	936	11,025
令和元年度	1,130	452	947	11,208
令和2年度	1,189	459	945	11,452
令和3年度	1,197	247	1,091	11,558
令和4年度	828	372	922	11,464



「栃木県の財政状況令和5(2023)年10月」

「とちぎ行革プラン2021」では、適切な県債の発行及び将来負担の抑制を取組内容のひとつとしている。県債残高については、令和7(2025)年度末の県債残高（臨時財政対策債を除く）を令和2(2020)年度末県債残高6,013億円以下に抑制することを目標としている。

〔今後の財政収支見込み〕

（単位：億円）

区 分	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
歳出合計（一般財源）※ A	6,000	5,998	5,996	5,879	5,868
歳入合計（一般財源）※ B	5,915	5,917	5,918	5,803	5,795
財源不足額（収支差）C = B - A	▲85	▲81	▲78	▲76	▲73
基金充当額	85	81	78	76	73
年度末財政調整的基金残高見込み	533	477	429	387	364
年度末県債残高見込み	11,668	11,487	11,301	10,983	10,650
臨時債以外	6,800	6,983	7,151	7,180	7,184

「とちぎの財政(令和5(2023)年度)」

第2節 栃木県用地先行取得事業特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 経営管理部 管財課
- (2) 根拠法令等 栃木県特別会計設置条例
- (3) 設置理由等 公用又は公共用に供する土地を先行取得する事業について、特別会計により経理するため
- (4) 歳入内容 土地売払収入、一般会計繰入金、県債及び附属諸収入
- (5) 歳出内容 土地取得に要する経費、県債償還金、県債利子及びその他の諸支出
- (6) 主な事業 とちぎ海浜自然の家用地取得事業
- (7) 決算等資料(令和2～4年度) 該当なし

2 監査の結果

(1) 特別会計のあり方について（指摘事項）

① 結論

用地先行取得事業特別会計は廃止すべきである。

② 内容

用地先行取得事業特別会計は、県で茨城県銚田市にあるとちぎ海浜自然の家を取得するに当たり、国からの交付税措置（ふるさとづくり特別対策事業）を受けるために設置された特別会計である。

とちぎ海浜自然の家を取得した平成2（1990）年度以降は歳入・歳出の実績はないが、担当者による説明では、今後同様の取得事業により用地先行取得事業特別会計を活用する可能性があることを存続理由としている。しかし、事業実績は30年以上前の1件のみで存続意義に乏しいため、廃止を検討すべきである。

第3節 地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 保健福祉部 保健福祉課
- (2) 根拠法令等 地方独立行政法人法第41条第4項ただし書及び同法第86条並びに栃木県特別会計設置条例
- (3) 設置理由等 地方独立行政法人栃木県立がんセンター、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター及び地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に対する企業債の貸付及び企業債の償還に要する経費のため
- (4) 歳入内容 上記法人からの企業債に係る元金と利子の償還及び県による企業債起債分
- (5) 歳出内容 企業債償還及び県による企業債起債分の上記法人への貸付け
- (6) 主な事業 上記法人に係る地方債管理
- (7) 決算等資料 下表のとおり

〈歳入〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 現 額		2,546,480,000	3,646,030,000	3,415,870,000
調 定 額		2,464,734,745	3,577,794,444	3,026,818,554
収 入 済 額		2,464,734,745	3,577,794,444	3,026,818,554
不 納 欠 損 額				
収 入 未 済 額				
予算現額と収入済額との比較		▲81,745,255	▲68,235,556	▲389,051,446
収 入 率	対 予 算	96.7%	98.1%	88.6%
	対 調 定	100.0%	100.0%	100.0%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額		2,546,480,000	3,646,030,000	3,415,870,000
支 出 済 額		2,464,734,745	3,577,794,444	3,026,818,554
翌年度繰越額				
不 用 額		81,745,255	68,235,556	389,051,446
執 行 率		96.7%	98.1%	88.6%

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

本特別会計は、地方独立行政法人となった県立岡本台病院、県立がんセンター、県立リハビリテーションセンターの3法人については法規制によって長期借入金や債券発行ができないところ、県が代わって起債して調達資金を各法人へと貸し付け、また、返済資金を受け取って企業債の償還を行うために用いているものである。県は上記の枠組みから3法人の長期借入につき保証人的立場に立つとともに、合わせて毎年度10億円単位の財政負担をしていることから、その経営状況のモニタリングは必須であるため、監査においては、その枠組みとその運用状況について検討を行っている。

結果、①内部の経営状況検討組織、②外部有識者会議からのインプット、③議会による計画/予算承認それぞれにおいて、各法人の経営状況に応じた具体的な検討が尽くされている様子が確認でき、特段の問題点のないものと判断した。

第4節 栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計

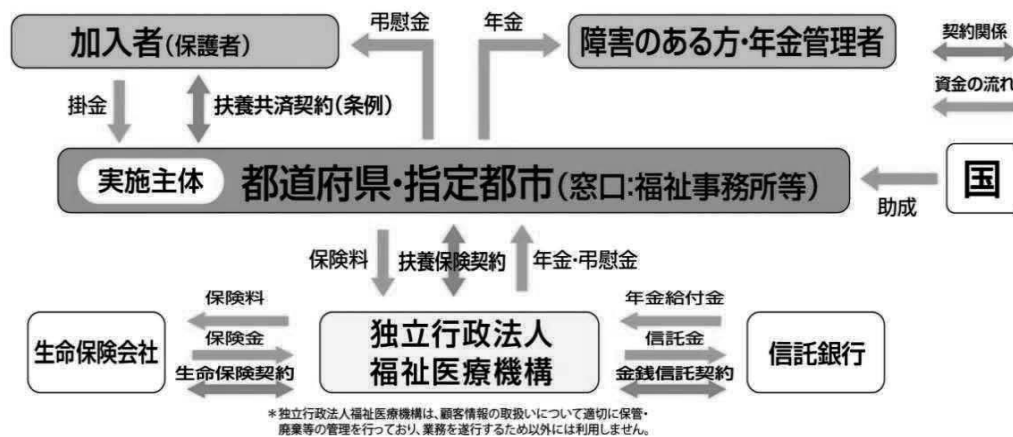
1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 保健福祉部 障害福祉課
- (2) 根拠法令等 栃木県特別会計設置条例
- (3) 設置理由等 心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図るため、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給する事業の管理を明確にするため
- (4) 歳入内容 心身障害者扶養共済掛金収入、給付金収入、特別給付金収入、一般会計繰入金及び付属諸収入
- (5) 歳出内容 心身障害者扶養保険料、年金、弔慰金、共済事業運営に要する経費及びその他の諸支出
- (6) 主な事業 心身障害者扶養共済年金の給付等

① 制度の仕組み

障害のある方を扶養する保護者を加入者として、加入者が死亡または重度障害になった場合に、障害のある方に対して定額（1口加入で毎月2万円）の年金が生涯にわたって支給される、都道府県・指定都市が条例に基づき実施している任意加入の制度である。

都道府県・指定都市が加入者に負っている責任は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が保険をしている。制度の仕組みのイメージは以下のようになっている。



② 加入者数の推移

(単位：人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
690	665	640	608	602	572	547	529	536	531	510	493	477

③ 年金受給者の状況

(単位：人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
450	456	468	477	469	486	498	503	494	489	481	482	479

加入者は減少傾向にあるが、制度の成熟に伴い年金受給者数が上昇している。

(7) 決算等資料 下表のとおり

〈歳入〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 現 額		298,620,000	295,220,000	295,690,000
調 定 額		282,077,023	281,977,300	285,143,800
収 入 済 額		281,017,123	280,883,600	284,054,600
不 納 欠 損 額				
収 入 未 済 額		1,059,900	1,093,700	1,089,200
予算額と収入済額 との比較		▲17,602,877	▲14,336,400	▲11,635,400
収入率	対 予 算	% 94.1	% 95.1	% 96.1
	対 調 定	% 99.6	% 99.6	% 99.6

〈歳出〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額		298,620,000	295,220,000	295,690,000
支 出 済 額		281,017,123	280,525,400	283,499,100
翌年度繰越額				
不 用 額		17,602,877	14,694,600	12,190,900
執 行 率		% 94.1	% 95.0	% 95.9

(8) 歳入及び歳出の決算額の推移

歳入(財源)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
共済掛金収入	24,223	24,877	24,736	24,336	24,833
給付金収入	146,240	145,480	146,948	145,632	149,500
特別給付	1,350	1,025	600	1,350	900
一般繰入 及び付属収入	107,607	108,761	108,733	109,565	108,821

歳 出(事業)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
保 険 料	26,353	26,652	26,535	25,999	26,403
年 金	146,380	144,720	147,060	146,360	149,380
弔 慰 金	1,200	725	600	1,200	900
経 費	105,403	107,129	106,822	106,966	106,816

2 監査の結果

(1) 滞納している保険料掛金の不納欠損処理について (意見)

① 結論

平成 15(2003)年度以前の滞納している保険料掛金は、発生から既に 20 年以上が経過して回収することは事実上困難な状況になっており、不納欠損処理を進めてゆくべきである。

② 内容

加入者は、県と扶養共済契約を結んで掛金を県に納付している。他方、県は独立行政法人福祉医療機構(以下、「福祉医療機構」という。)と扶養保険契約を結んで保険料を福祉機構に納付している。したがって、加入者からの掛金の納付が遅延した場合、県は遅延した掛金分を立替して福祉医療機構に対して保険料を納付しなければならない。

加入者から掛金の滞納累計額は、平成 14(2002)年度末には 8,963,770 円に達していたが、通知・電話・訪問等による納入指導の徹底や強制脱退(条例上、加入者が 2 か月以上掛金を滞納したときは、地位を喪失するとされる)扱いの適用を進めていった結果、滞納額は下表のように 1,039,900 円まで減少している。

この滞納額は、発生から 20 年以上経過して回収することは事実上困難であり、法的にも債権の消滅時効が成立しているが、債務者の時効の援用がないため不納欠損処理が進められない状況にある。

収入未済額の内容

年度別	種 別	人	件数	金額	事由
H6	共済掛金収入	1	11	36,300	生活困窮のため
H7	〃	1	9	29,700	〃
H8	〃	1	2	9,800	〃
H9	〃	2	23	210,000	〃
H10	〃	1	12	96,000	〃

H11	共済掛金収入	2	13	104,900	生活困窮のため
H12	〃	2	10	76,400	〃
H13	〃	2	28	152,800	〃
H14	〃	2	24	184,800	〃
H15	〃	2	18	139,200	〃
計		16	150	1,039,900	

第5節 栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 保健福祉部 こども政策課
- (2) 根拠法令等 母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
- (3) 設置理由等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条に基づき設置
- (4) 歳入内容 借受者からの償還金
- (5) 歳出内容 母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、事務費、国庫貸付金償還、一般会計繰出金
- (6) 主な事業 現に児童を扶養する配偶者のない女子及び男子並びに寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養する児童の福祉を増進するために、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。
- (7) 決算等 下表のとおり

〈歳入〉

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予 算 現 額	613,350,000	556,110,000	448,780,000	
調 定 額	1,300,066,262	1,141,494,900	978,692,492	
収 入 済 額	857,101,804	711,272,556	557,105,596	
不 納 欠 損 額	277,412	865,539	2,411,255	
収 入 未 済 額	442,687,046	429,356,805	419,175,641	
予算現額と収入済額との比較	243,751,804	155,162,556	108,325,596	
収 入 率	対 予 算	139.7%	127.9%	124.1%
	対 調 定	65.9%	62.3%	56.9%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額	613,350,000	556,110,000	448,780,000
支 出 済 額	417,249,250	408,491,164	288,150,057
翌年度繰越額			
不 用 額	196,100,750	147,618,836	160,629,943
執 行 率	68.0%	73.4%	64.2%

(8) 歳入及び歳出決算額の推移

① 歳入

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
繰越金	508,535	599,434	574,142	439,853	302,781
貸付金収入	283,213	271,307	265,236	249,413	239,205
預金利子	16	18	1	1	2
違約金	12,660	10,096	17,723	22,005	15,118
合計	804,855	880,855	857,102	711,273	557,106

② 歳出

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事務費	9,463	5,668	8,501	7,941	8,253
母子貸付事業費	186,616	248,219	308,788	289,914	212,916
寡婦父子事業費	5,444	6,150	13,532	21,917	14,139
一般会計繰出金	3,466	46,676	86,428	88,718	52,842
合計	204,989	306,713	417,249	408,491	288,150

(9) 貸付制度の内容

① 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

ア 対象者

(ア) 母子父子福祉資金

- ・ 配偶者のいない女子及び男子で、現に児童を扶養している者
配偶者と死別・離別・生死不明・遺棄されている・外国居住や拘禁中・障害で扶養困難な場合
- ・ その扶養している児童
- ・ 政令で定める事業を行う母子福祉団体及び父子福祉団体

(イ) 寡婦福祉資金

- ・ 配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していたことのある者(ただし、子(20歳以上)を扶養していない場合は前年度の所得が203万6千円未満のもの)
- ・ 40歳以上の配偶者のいない女子(ただし、前年度の所得が203万6千円未満のもの)

② 主な貸付金の種類と限度額等

ア 修学資金

- (ア) 資金の内容 就学の際に必要な授業料、書籍代、通学等の資金
- (イ) 限度額 高校(私立)自宅 月額 45,000 円
大学(私立)自宅外 月額 146,000 円
- (ウ) 据置期間 卒業後 6 か月以内
- (エ) 償還期間 20 年以内運用 10 年以内
- (オ) 利子 無利子

イ 就学支度資金

- (ア) 資金の内容 入学準備のための資金
- (イ) 限度額 高校(私立)自宅 410,000 円
大学(私立)自宅外 590,000 円
- (ウ) 据置期間 卒業後 6 か月以内
- (エ) 償還期間 20 年以内運用 5 年以内
- (オ) 利子 無利子

ウ 修業資金

- (ア) 資金の内容 児童が知識技能を習得するために必要な資金
- (イ) 限度額 月額 68,000 円
自動車運転免許取得の場合の特別貸付 460,000 円
- (ウ) 据置期間 知識技能習得後 1 年以内
- (エ) 償還期間 20 年以内
- (オ) 利子 無利子

エ 生活資金

- (ア) 資金の内容 知識習得中や医療介護を受けている間等の生活維持のための資金
- (イ) 限度額 月額 141,000 円または 105,000 円(R5. 4. 1～ 108,000 円)
- (ウ) 据置期間 技能習得後または治療・介護後 6 か月以内
- (エ) 償還期間 20 年以内または 5 年以内
- (オ) 利子 連帯保証人を立てる場合……無利子
連帯保証人を立てない場合…年 1.0%

③ 貸付金の種類ごとの貸付状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付額	185,197千円	161,932千円	151,160千円	136,136千円	122,408千円
事業開始継続	-				
結婚	-	-	-	-	-
修学	249	215	181	159	147
技能習得	1	2	4	7	6
修業	15	9	7	7	4
就職支度	2	1		1	
医療介護		2			
生活	13	13	17	14	8
住宅	1		1	2	
転宅	1	3	5	5	2
就学支度	88	59	70	63	84
計(件)	370	304	285	258	251

2 監査の結果

(1) 長期滞納債権の処理について（意見）

借受者等の実態に即した債権の回収可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。

(2) 内容

① 長期滞納債権の処理について

令和4(2022)年度末の貸付金残高1,539,511千円のうち、滞納額が419,176千円と貸付金残高の27%を占めるとともに、違約金の額も187,715千円と滞納額の43%に達している。長期にわたって滞納している貸付金については、債権の消滅時効が成立して事実上回収が困難であるものや、元金は完済しているものの違約金の返済が困難になっているものも少なくない。借受者等の実態に即した債権回収の可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。

令和4(2022)年度末の滞納額の明細

(単位:円)

	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金	合計
元 金	222,116,688	7,898,227	209,312	230,224,227
利 子	1,173,288	63,043	343	1,236,674
違 約 金	181,384,330	6,326,106	4,304	187,714,740
滞納合計	404,674,306	14,287,376	213,959	419,175,641
貸付金額	1,462,230,352	50,496,172	26,784,989	1,539,511,513

② 違約金について

延滞元利金について、年利3%の割合で納付期日の翌日から実際に納付した日までの日数により計算した違約金が徴収される。なお、平成27(2015)年3月31日以前の滞納については、年利10.75%、平成27(2015)年4月1日から令和2(2020)年3月31日までの滞納については、年利5%割合で違約金が計算される。

第6節 栃木県国民健康保険特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 保健福祉部 国保医療課
- (2) 根拠法令等 国民健康保険法
- (3) 設置理由等 国民健康保険法第10条に基づき設置
- (4) 歳入内容 前期高齢者交付金、国民健康保険事業費納付金、国庫支出金、都道府県一般会計繰入金等
- (5) 歳出内容 保険給付費等交付金、後期高齢者支援金等、特別高額医療費共同事業拠出金、財政安定化基金積立金、その他の諸支出
- (6) 主な事業 納付金や国庫支出金を財源にし、市町が実施する国民健康保険事業に必要な金額を交付する。
- (7) 決算等資料 下表のとおり

〈歳入〉

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予 算 現 額	186,830,890,000	196,108,490,000	190,710,100,000	
調 定 額	190,224,053,857	197,585,139,857	190,871,136,798	
収 入 済 額	190,224,053,857	197,585,139,857	190,871,136,798	
不 納 欠 損 額				
収 入 未 済 額				
予算現額と収入済額 との比較	3,393,163,857	1,476,649,857	161,036,798	
収入率	対 予 算	101.8%	100.7%	100.0%
	対 調 定	100.0%	100.0%	100.0%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額	186,830,890,000	196,108,490,000	190,710,100,000
支 出 済 額	175,016,883,081	181,027,494,103	187,871,018,834
翌年度繰越額			
不 用 額	11,814,006,919	15,080,995,897	2,839,081,166
執 行 率	93.6%	92.3%	98.5%

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度は、構造上財政的な課題を抱えることから、平成 30(2018)年度から都道府県も保険者となり、国からの財政的支援を受けることによって、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していくこととなっている。その一環として、県にも特別会計が設置されており、その財政的モニタリングが行われるとともに、急激な保険税率の上昇を抑えるための財政調整のための施策が行われているところである。

今回の監査においては平成 30(2018)年から令和 4(2022)年度までの財務状況の分析を行ったところであるが、特別会計の収支は平成 30(2018)年の制度改正時に全国的に黒字化目標を掲げ慎重な保険税設定をしたことやコロナ禍での受診控えから、大幅な黒字が発生して多額の繰越金（令和 3(2021)年度末で約 166 億円）が生じている状況にあり、令和 4(2022)年度においては財政安定化基金への繰入れ(115 億円)も行われている。

多額の繰越金や基金繰入については、会計余剰を他期間の不足に充てるもので世代間の負担の付け替えの面が大きいことから望ましいものではないが、制度改正への慎重な対応や新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えなどの影響により生じたものであること、今後の保険税上昇の抑制のためにこれらを一定程度まで取り崩す予定などがあることなどが確認されたことから、監査人としては、現状の運用は過渡的なものと考えられ、特段の問題はないものと判断した。

第7節 栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 環境森林部 林業木材産業課
- (2) 根拠法令等 林業・木材産業改善資金助成法
- (3) 設置理由等 林業・木材産業改善資金助成法第13条の規定による
- (4) 歳入内容 繰越金、償還元金 等
- (5) 歳出内容 林業・木材産業事業者への貸付金 等
- (6) 主な事業 林業・木材産業事業者への貸付事業
- (7) 決算等資料 下表のとおり

〈歳入〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 現 額		244,770,000	74,330,000	74,330,000
調 定 額		392,947,179	246,096,150	249,497,949
収 入 済 額		377,190,093	230,551,064	234,202,863
不 納 欠 損 額				
収 入 未 済 額		15,757,086	15,545,086	15,295,086
予算額と収入済額 との比較		132,420,093	156,221,064	159,872,863
収入率	対 予 算	154.0%	310.1%	315.0%
	対 調 定	95.9%	93.6%	93.8%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額		244,770,000	74,330,000	74,330,000
支 出 済 額		150,259,819	60,513	2,939,190
翌年度繰越額				
不 用 額		94,510,181	74,269,487	71,390,810
執 行 率		61.3%	0.08%	3.9%

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

林業・木材産業改善資金助成法に基づく「林業・木材産業貸付資金」、及び林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく「林業就業促進資金」の貸付事業を行う特別会計である。資金造成額の大半が、「林業・木材産業貸付資金」に関するものである。

「林業・木材産業貸付資金」については、設備投資等を行う林業事業者に対して融資を行い、融資金額について国が3分の2、県が3分の1を負担する制度である。当該融資制度は全国の都道府県（一部都道府県では廃止済）で実施されている。県の直近過去3年度の新規貸付実績は、令和4(2022)年度の1件(2,849,000円)のみである。令和4(2022)年度末の貸付金元金残高は9,899,000円である。なお、令和4(2022)年度末の本特別会計の繰越金残高は236,674,000円であり、国が示している自主納付額の計算式に基づいた適正残高である。

貸出先の一部については、当初約定返済期日から延滞している者もいるが、毎年納入書の送付や、訪問、電話による返済の督促を実施しているところである。現状、音信不通や返済が止まっている債務者はおらず、債権の回収は継続的に行われている。延滞者のうち複数名をサンプリングし、過去からの督促資料等を閲覧したところ、毎年継続的に督促の進捗管理が行われていることを確かめた。

なお、過去に会計検査院から林野庁への指摘で、「林業・木材産業貸付資金」に係る各都道府県の特別会計について剰余金が過大に生じているとの指摘があった。これに伴い、林野庁から各都道府県に自主納付額の計算、返還が求められるかたちになり、栃木県においては、直近で令和2(2020)年度において、国に繰越金の一部

(150,180,000円)を自主納付している。県は毎年、林野庁が定めた方法によって自主納付必要額を計算し、林野庁へ報告している。報告を受け、林野庁は自主納付額の算定過程及び根拠資料について確認を行っている。

第8節 栃木県営林事業特別会計

1 特別会計の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 所管部課 | 環境森林部 森林整備課 |
| (2) 根拠法令等 | 栃木県特別会計設置条例 |
| (3) 設置理由等 | 治山治水及び県営林造成事業に係る管理を明確にするため |
| (4) 歳入内容 | 「県営林事業収入」、「一般会計繰入金」、「附属諸収入」 |
| (5) 歳出内容 | 「県営林の維持、管理に要する経費」、「その他の諸支出」 |
| (6) 主な事業 | 県営林の森林整備・管理事業及び県の基本財産形成事業 |
| (7) 決算等資料 | 下表のとおり |

〈歳入〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 現 額		418,380,000	402,340,000	382,920,000
調 定 額		541,537,620	559,360,091	534,804,325
収 入 済 額		541,537,620	559,360,091	534,804,325
不 納 欠 損 額				
収 入 未 済 額				
予算額と収入済額 との比較		123,157,620	157,020,091	151,884,325
収入率	対 予 算	129.4%	139.0%	139.7%
	対 調 定	100.0%	100.0%	100.0%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額		418,380,000	402,340,000	382,920,000
支 出 済 額		340,615,695	359,264,665	336,342,124
翌年度繰越額				
不 用 額		77,764,305	43,075,335	46,577,876
執 行 率		81.4%	89.3%	87.8%

2 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

栃木県営林事業とは、分収契約に基づく県営林、及び県有林の造林、収穫等を行う事業である。

分収契約とは、栃木県と土地所有者の間で分収契約を結び、土地所有者が土地を提供して、栃木県が当該土地上で造林、保育、収穫、売払を行い、売払時に当該収益を栃木県と土地所有者とで分収するものである。分収契約に基づき管理する山林を県営林という。栃木県と土地所有者の分収の割合は、原則として栃木県が100分の60、土地所有者が100分の40である。

また、栃木県が土地と、その土地上の山林をいずれも所有している場合を県有林といい、事業実施内容は県営林と類似することから、本特別会計の中で管理している。

本特別会計は、戦後の昭和39(1964)年に造成されている。造成当初は木材等の価格も高く、戦後の木材需要も旺盛であったことから、本事業から利益が確保できていた。しかし、昭和55(1980)年頃から木材等の価格が下落した結果、利益が落ち込み、造林等の経費を賄うために本特別会計で借入れた公債の返済が困難な状況となった。これは、栃木県のみならず、全国都道府県の営林事業でも同様の傾向となっている。

そのため、平成18(2006)年に策定された栃木県行財政改革大綱では、栃木県営林事業特別会計の存廃の検討や分収契約の早期解除の推進などの方針が示された。当該方針に基づき、土地所有者の承諾のもとに契約の早期解除を行ったり、新規の分収契約を行わないなど、分収契約の数を減少させる取組を行っている。このように、山林の管理が県から民間に移行しているのが本事業の大きな流れである。現在の計画では、特別会計が借入れた公債は令和22(2040)年に完済予定である。以下が直近過去3年度の公債元金の推移である。

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
公債元金残高	1,401,679,167円	1,230,124,222円	1,080,176,132円

返済財源については、栃木県営林事業特別会計単体の収支では捻出が困難であることから、近年は毎年度、一般会計からの繰入金を受け入れて充当している。本特別会計における直近3年度の項目別の詳細な歳入歳出は以下のとおりであり、「※一般会計繰入金」欄が一般会計から特別会計へ充当している金額である。「※一般会計繰入金」は、「職員費」、及び「公債費」のうち定期償還分の元金返済と利子支払の金額の合計額と一致する。

(単位：円)

	科 目	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
歳 入	負 担 金	3,560	10,894	52
	使 用 料	12,075,508	12,124,546	11,993,112
	国 庫 支 出 金	23,394,000	19,900,000	20,000,000
	財 産 収 入	84,689,168	99,102,279	82,211,199
	繰 越 金	182,909,245	200,921,925	200,095,426
	※一般会計繰入金	235,078,362	226,991,616	220,458,664
	雑 入	3,387,777	308,831	45,872
	合 計	541,537,620	559,360,091	534,804,325
歳出	職 員 費	39,020,833	39,133,551	44,189,869
	管 理 費	13,949,944	14,694,037	14,444,491
	収 穫 費	26,589,489	37,158,433	35,959,290
	造 林 費	58,543,100	53,579,900	54,395,000
	林 道 費	40,800	18,679	18,679
	公 債 費	202,471,529	214,680,065	187,334,795
	合 計	340,615,695	359,264,665	336,342,124
	歳 入 - 歳 出	200,921,925	200,095,426	198,462,201

また、契約の早期解除を行った場合には、当該契約に基づく公債借入の利子負担を削減するために、公債の繰上償還も随時行い、公債残高の減少に努めているところである。繰上償還の返済額は、一般会計の財源ではなく特別会計の財源で賄っている。

分収契約の数も、契約の早期解除や契約期間満了により、毎年減少している。以下が直近過去3年度の分収契約数の推移である。

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
分 収 契 約 数	769 件	729 件	686 件

県の環境森林事務所の担当者が、契約期間の満了が近づいている契約者などに個別に、契約の早期解除の案内を行っているとのことである。

第9節 栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 産業労働観光部 経営支援課
- (2) 根拠法令等 栃木県特別会計設置条例
- (3) 設置理由等 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)による資金の貸付けを受けて行う中小企業高度化等資金貸付事業実施のため
- (4) 歳入内容 一般会計繰入金、貸付金収入、県債及び附属諸収入
- (5) 歳出内容 貸付金、県債償還金、一般会計繰出金及びその他の諸支出
- (6) 主な事業 中小企業高度化等資金貸付事業、被災中小企業施設・設備整備支援事業
- (7) 決算等資料 下表のとおり

〈歳入〉

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予 算 現 額	1,315,420,000	48,480,000	30,270,000	
調 定 額	2,674,283,137	1,402,583,905	1,891,541,372	
収 入 済 額	1,849,194,667	590,465,431	1,091,491,239	
不 納 欠 損 額			552,784,133	
収 入 未 済 額	825,088,470	812,118,474	247,266,000	
予算額と収入済額との比較	533,774,667	541,985,431	1,061,221,239	
収 入 率	対 予 算	140.5%	1,217.9%	3,605.8%
	対 調 定	69.1%	42.0%	57.7%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額	1,315,420,000	48,480,000	30,270,000
支 出 済 額	1,279,472,723	33,056,537	18,619,425
翌年度繰越額			
不 用 額	35,947,277	15,423,463	11,650,575
執 行 率	97.2%	68.1%	61.5%

2 監査の結果

- (1) 延滞している貸付金に対する手続について (意見)

① 結論

延滞している貸付金に関して、債権回収のためさらなる対応をすべきである。

② 内容

協同組合Aに対する債権が令和5（2023）年3月末時点で247,266千円ある。

県は、決算書、申告書の入手及び売上の推移表等を作成することにより業況を把握している。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「(独)中小機構」という。）によるヒアリング資料を作成し、債務者の詳細を把握している。

現在は毎月100万円ずつ回収しているが、今後さらに財務状態、経営成績が悪化した場合、回収が困難になる可能性がある。県としては現状を把握するとともに、組合が今後も償還を続けられるよう、(独)中小機構と調整を図りながら助言・提案等を行っていく必要がある。例えば、専門家等を利用した事業計画の策定などを提案することなどが考えられる。

(2) その他の事業内容

① 収入済額の内訳

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
社会保険料負担分	5,114	4,575	6,357
繰越金	584,255,496	569,721,944	567,141,962
元金（貸付金回収額）	27,175,663	20,593,996	524,310,341
利子	257,310	142,950	28,590
歳計金預金利子	1,084	1,966	3,989
県債（(独)中小機構からの借入）	1,237,500,000		
合計	1,849,194,667	590,465,431	1,091,491,239

② 支出済額の内訳

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計繰出金	8,193,664	6,609,101	4,935,834
高度化事業事務費	2,257,501	2,518,557	2,506,868
元金（(独)中小機構への返済）	18,777,000	14,523,375	11,149,506
利子	244,558	135,916	27,217
高度化等資金貸付金	1,250,000,000		
合計	1,279,472,723	23,786,949	18,619,425

③ 繰越金

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入済額-支出済額	569,721,944	566,678,482	1,072,871,814

④ 事業者への貸付額

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付額	1,250,000,000		
事業者からの返済額	27,175,663	20,593,996	524,310,341
債権放棄額			552,784,133
貸付金残高	6,386,524,470	6,365,930,474	5,288,836,000

⑤ 令和4(2022)年度貸付金・借入金残高一覧

(単位：円)

事業名	事業者に対する貸付金	機構からの借入残高
特定小売商業店舗共同化事業	247,266,000	168,925,266
とちぎ未来チャレンジファンド	2,200,000,000	2,000,000,000
フードバレーとちぎ農商工ファンド	2,100,000,000	2,000,000,000
被災中小企業施設・設備整備支援事業	741,570,000	1,237,500,000
合計	5,288,836,000	5,406,425,266

⑥ 多額の繰越金の今後について

栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計には多額の繰越金（令和4(2022)年度末では1,072,871,814円、うち505,370,700円については令和5(2023)年度中に(独)中小機構へ返却）がある。現状1組合から借入希望があり、過去に中小企業高度化等資金貸付事業を利用したことがある組合を対象とした高度化再利用事業（リニューアル事業）が計画されており、これに対して繰越金を使用される予定である。

⑦ 県が負担する(独)中小機構からの借入残高

(独)中小機構からの借入残高は合計5,406,425千円となっており、無利子で借入をしているため利子負担は生じていない。

⑧ 協同組合コミュニティータウンの不納欠損処理

ア 債権放棄

財務規則における不納欠損の取り扱いは以下のとおりである。

(不納欠損の整理)

第 70 条 課長又は公所の長は、その所掌に属する債権について、次に掲げる事由が生じたときは、当該債権に係る歳入について不納欠損決議書を作成し、整理しなければならない。

- (1) 当該債権について消滅時効が完成したとき。
- (2) 法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権について当該債務者に対する滞納処分の執行の停止が 3 年間継続したとき。
- (3) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について第 1 号から次号までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき
- (6) 当該債権について議会の議決を経て権利を放棄したとき。
- (7) 当該債権について令第 171 条の 7 の規定による免除をしたとき。

※ 令和 4 (2022) 年度における不納欠損額 552,784,133 円は財務規則第 70 条第 1 項第 6 号に基づいており、これ以外の該当事由はない。

イ 経営悪化に対する県の経営改善措置

- (ア) 事後指導 (H2、H6、H8、H9、H11)
- (イ) 運営診断 (H3、H6)
- (ウ) 組合の収支に見合った償還猶予への対応 (全 12 回)
- (エ) 連帯保証人会議の実施 (H13)

県は当該協同組合の経営悪化に伴い、上記のような対応をし、再建計画なども策定している。不納欠損処理したことにより、(独)中小機構への返済は免除されるため、県の負担はない。

第10節 栃木県就農支援資金貸付事業特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 農政部 経済流通課
- (2) 根拠法令等 栃木県特別会計設置条例
- (3) 設置理由等 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)の施行前に貸し付けられた就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)の施行前に貸し付けられた農業改良資金に係る管理を明確にするため
- (4) 歳入内容 一般会計繰入金、貸付金収入、附属諸収入
- (5) 歳出内容 公債費、一般会計繰出金、国庫補助金納付金及びその他の諸支出
- (6) 主な事業
 - ① 国の制度改正前に県が貸付を行った就農支援資金及び農業改良資金の貸付債権の管理
 - 就農支援資金： 39件 75,361千円
 - 農業改良資金： 1件 166千円
 - ② 貸付原資となった国からの借入金の定期償還
 - ※ 国への定期償還計画 令和5(2023)～15(2033)年度
 - ※ 令和4(2022)年度末残高 164,754千円
- (7) 決算等資料 下表のとおり

〈歳入〉

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 現 額		106,860,000	106,970,000	61,320,000
調 定 額		341,856,718	295,925,659	241,084,343
収 入 済 額		335,535,192	290,664,133	237,252,817
不 納 欠 損 額				
収 入 未 済 額		6,321,526	5,261,526	3,831,526
予算額と収入済額 との比較		228,675,192	183,694,133	175,932,817
収 入 率	対 予 算	313.9%	271.7%	386.9%
	対 調 定	98.1%	98.2%	98.4%

〈歳出〉

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額	106,860,000	106,970,000	61,320,000
支 出 済 額	103,335,770	104,465,580	59,183,680
翌年度繰越額			
不 用 額	3,524,230	2,504,420	2,136,320
執 行 率	96.7%	97.6%	96.5%

2 監査の結果

(1) 国からの借入金の繰上償還について（意見）

① 結論

就農支援資金についての国からの借入金を、繰上償還することについて検討する必要がある。

② 内容

県は、就農支援資金及び農業改良資金の貸付金や貸付金の原資となった国からの借入金を管理するため、特別会計を設置している。

就農支援資金、農業改良資金ともに、関連法の改正により貸付主体が県から日本政策金融公庫に移管され、現在は法改正前の貸付分の回収のみを県が行っている。

このうち、就農支援資金については、令和4(2022)年度末における貸付金の残高は75,361千円（うち、県の一般会計からの繰入金分25,121千円を除いた50,240千円が国からの借入金）であり、令和8(2026)年度には回収が終了する予定である。

一方で、貸付金の原資となった国からの借入金の残高は164,754千円であり、国との約定に基づき毎年度定期償還を行っており、最終償還は令和15(2033)年度となっている。

そのため、令和4(2022)年度末において、上記借入金残高164,754千円と、貸付金の原資50,240千円との差額114,514千円が余剰となっている。貸付金の回収が終了する予定である令和8(2026)年度末においても借入金の残高見込みは46,730千円で、以降、令和15(2033)年度まで、国への償還が続くこととなっている。

県は、将来の特別会計に係る事務の軽減を図るために余剰分について国への繰上償還を検討する必要がある。

第 11 節 栃木県都市開発用地取得事業特別会計

1 特別会計の概要

- (1) 所管部課 県土整備部 都市整備課
- (2) 根拠法令等 都市開発資金の貸付けに関する法律
- (3) 設置理由等 都市開発のための用地の先行取得を行うため
- (4) 歳入内容 都市開発資金借入金、一般会計繰入金及び附属諸収入
- (5) 歳出内容 用地取得に要する経費、借入金償還金、借入金利子及びその他の諸支出
- (6) 主な事業 都市計画道路用地先行取得事業
- (7) 決算等資料 (令和 2～4 年度) 該当なし

2 監査の結果

(1) 特別会計のあり方について (意見)

① 結論

都市開発用地取得事業特別会計の廃止を検討する必要がある。

② 内容

都市開発用地取得事業特別会計は、都市施設用地の先行取得資金や市街地再開発事業等資金などを国から低利又は無利子で借り受けられるように設置された特別会計である。

担当者による説明では、平成 13(2001)年度以降は歳入・歳出の実績はないが、国の貸付制度は現在も存続しており、今後同様の取得事業により特別会計を活用する可能性があることを存続理由としている。

しかし、事業実績が 20 年以上ないことを考慮すれば特別会計は存続意義に乏しい。そのため、県は今後の国制度の動向及び利用見通し等を検討したうえで利用が見込めない場合には、特別会計の廃止を検討する必要がある。

